

イタリアの地方自治

Le autonomie locali in Italia



令和4年度（2022年度）改訂版



一般財団法人自治体国際化協会 パリ事務所

はじめに

当協会では、各国の地方自治制度や地方行政に関わる個別施策等の調査研究を、海外事務所を通じて行っている。その成果は、各種の刊行物等によって日本の地方団体や地方自治関係者に紹介されている。イタリア地方自治制度の全体的な解説としては、平成 16 年に発行した「イタリアの地方自治」がある。

しかし、同書刊行以来 19 年の歳月が経ち、大都市制度の創設といった様々な地方制度改革が行われた。このような状況を踏まえ、かつ、資料等のデータをできる限り最新のものにすべく、改訂版を発行することとした。

今回は、平成 16 年 2 月に刊行した「イタリアの地方自治」の構成を踏襲し、制度変更を反映させること及びデータの更新のために、極力イタリア語の資料に直接あたり、できる限り最新の情報を収集し、記述するとともに、近年における制度改革の動向を追跡した。

調査には、言語面の制約をはじめとする様々な困難があるため、的確に調査・説明できていない部分も多々あると思われるが、イタリアの地方自治制度の概説書として、関係者の方々にご活用いただき、また不適切な部分については御指摘・御教示をいただければ幸いである。

本書の作成に当たり、国立国会図書館調査及び立法考査局主任調査員芦田淳氏に様々御教示を頂くと同時に大変な便宜を図っていただいた。本書の刊行にあたり、厚く感謝の意を表したい。

令和 5 年 3 月

一般財団法人自治体国際化協会 パリ事務所長

目次

第1章	イタリアという国	5
第1節	基礎情報	5
1	地理	5
2	気候	5
3	人口	5
4	言語	6
5	宗教	7
6	経済	8
7	産業	8
8	雇用	10
9	南北格差（南部問題）	10
第2節	統治機構	10
1	共和国大統領（Presidente della Repubblica）	11
2	立法	11
3	行政	13
4	司法	14
5	国家財政	15
第2章	州及び地方団体の概要	17
第1節	地方制度の概要	17
1	州及び地方団体の構造とその法的な位置づけ	17
2	領域団体の人口規模	18
第2節	州及び地方団体の権限及び事務	18
第3節	コムーネ	19
1	概要	19
2	コムーネの事務	20
3	コムーネの機関	21
4	地域自治区・ムニチーピオ	30
5	首都ローマ（Roma Capitale）	31
第4節	コムーネ間の広域連携	32
1	コムーネ連合（unioni di comuni）	32
2	山間地共同体（comunità montane）	34
3	島嶼部共同体／列島共同体（comunità isolate o di arcipelago）	35
4	州によるコムーネの広域連携の推進	36
5	地方団体間の広域連携のための制度	36
第5節	県・大都市	37
1	県	37
2	大都市	40
第6節	州（regione）	43
1	概要	43
2	州の機関	44
3	州議会	44
4	州理事会	45
5	州知事	46

6	特別州	47
第7節	中央政府と地方政府の協議の場	48
1	国家－州会議	48
2	国家－都市会議	49
3	統合会議	49
第8節	地方長官 (prefetto)	49
1	概要	49
2	地方長官庁－中央政府地方局 (ufficio territoriale del governo)	50
第3章	地方財政制度	51
第1節	地方財政の概況	51
1	歳入歳出の概要	51
第2節	歳入その1 (地方税)	53
1	州税	53
2	県及び大都市の税	54
3	コムーネの税	56
第3節	歳入その2 (地方税以外)	57
1	移転収入	57
2	その他の収入	58
第4節	州及び地方団体の歳出	61
第5節	特別州の財政	64
1	財政自治権とその統制等	64
2	各州の収入	65
3	会計制度の枠組み	66
4	各州の会計制度	66
第4章	地方選挙制度	68
第1節	州知事及び州議会議員の選挙	68
1	選挙権・被選挙権	68
2	州知事の直接選挙	68
3	州議会選挙	68
第2節	県知事及び県議会議員の選挙	69
1	県知事の被選挙権	70
2	県議会議員選挙の選挙権及び被選挙権と県議会議員の任期	70
第3節	大都市の選挙	70
第4節	シンダコ及びコムーネ議会議員の選挙	70
1	概要	70
2	選挙権・被選挙権	71
3	人口1万5,000人以下のコムーネにおける選挙	71
4	人口1万5,001人以上のコムーネにおけるシンダコの選挙	72
5	人口1万5,001人以上のコムーネにおけるコムーネ議会議員の選挙	73
第5節	首長の多選制限	74
第5章	地方公務員制度	75
第1節	根拠法令	75
第2節	「公務員制度の民営化」	75
第3節	団体交渉	76
第4節	部局の組織に関する規則と3か年要員計画	76

第5節	競争試験による採用の原則	76
第6節	公務員の職の区分	77
第7節	様々な雇用形態	78
第8節	個別労働契約	78
第9節	労働時間	79
第10節	幹部職員	79
第11節	書記官 (segretario comunale e provinciale)	79
第12節	事務総長 (direttore generale)	80
主要参考文献・参考サイト		82

第1章 イタリアという国

第1節 基礎情報

1 地理

イタリア（正式名称はイタリア共和国、Repubblica italiana）は、ヨーロッパ南部のアルプス山脈から地中海の中央部に南東約 1,200 km に伸びる、長靴の形をした半島と、シチリア島やサルデーニャ島等の島嶼をその国土とする。総面積は 30 万 2,069 km² で、山地が 35.2%、丘陵地が 41.6%、また平野部が 23.2% を占める¹。

北部にはアルプス山脈が東西に横切り、中央にはアペニン山脈が縦貫している。イタリアは地中海火山帯に属するため、火山活動や地震活動が多くみられる。南部にあるエトナ、ヴェスヴィオ、ヴルカノ、ストロンボリはいずれも活火山である。

また半島の東はアドリア海、北西はリグリア海、西はティレニア海、南はイオニア海（いずれも地中海の一部）に面し、海岸線の長さは 8,970 km に達する。

イタリアはアルプス山脈を挟んで、フランス、スイス、オーストリア及びスロベニアと国境を接するほか、その領土内にバチカン市国とサン・マリノ共和国が存在する。またスイスのティチーノ州内に飛び地を有する。

アルプス山脈とアペニン山脈に挟まれた地域にはイタリア最長の河川であるポー川（全長 652 km）が流れ、その流域には肥沃なパダーナ平野が広がる。同平野の面積は約 4 万 7,000 km² で、イタリアの平野部全体のおよそ 3 分の 2 に相当し、農業だけでなく経済活動が最も盛んな地域の 1 つである。

2 気候

南北に細長く伸びたイタリア半島は、地域により気候が異なる。アルプス山脈とアペニン山脈は高山気候で、冬は長く、気温が非常に低いため、降雪量も多い。また夏は涼しく雨が多い。北部から中部にかけての平野部や丘陵地は温暖な大陸性気候で、夏と冬の気温差が大きく、春と秋には比較的雨が多い。南部及び島嶼部は地中海性気候で、冬は温暖で雨が降るが、夏は暑く、乾燥している。

3 人口

人口約 5,900 万人²を擁するイタリアは、ドイツ、フランスに次いで欧州連合加盟 27 か国で 3 番目に人口が多い国である。しかしながら晩婚化、晩産化による出生率の低下と平

¹ 同章のデータは特記のない限り、イタリア国立統計局（Istituto nazionale di statistica, 略称 ISTAT、以下「国立統計局」という。）の *Annuario statistico italiano 2022* によるものである（一部はそのデータを基に計算したもの）。

ISTAT, *Annuario statistico italiano 2022*, Tavola 1.4, <https://www.istat.it/storage/ASI/2022/capitoli/C01.pdf>（最終検索日：2023 年 2 月 14 日）

² *Annuario statistico italiano 2022* によると、2022 年 1 月 1 日時点でのイタリアの総人口（暫定値）は、5,898 万 3,122 人であった。

均寿命の伸びを背景に、自然要因（出生及び死亡）による人口増減はマイナスで、総人口は2015年から減少している。イタリアにおける2020年の合計特殊出生率は1.24であり、平均寿命は男性が80.1歳、女性が84.7歳となっている。また65歳以上の老年人口が総人口に占める割合は23.8%であるほか、人口の平均年齢は46.2歳で、少子高齢化の進展が世界で最も早い国の1つである。

人口の地域分布をみると、約46%が北部に集中している。経済活動の中心地であるミラノが州都であるロンバルディア州の人口（約997万人）は、首都ローマが位置するラツィオ州のそれ（約572万人）よりはるかに多い。ラツィオ州に次ぐのが、ナポリのあるカンパーニア州（約560万人）である。

外国人居住者の数は約517万人で、総人口の8.7%に相当する。また外国人居住者の59.1%が北部に居住している。外国人居住者の出身を地域別にみると、27.2%が欧州連合加盟諸国、19.6%が欧州連合域外の中東欧諸国、また北アフリカ諸国が13.3%を占める。

イタリアにおいては、1861年の国家統一以降1960年代までの一世紀で、経済、社会或いは政治的な理由で約2,600万人が外国に移住しており、いわゆる移民の送り出し国であったが、今日ではその地理的状況から、政治・治安情勢の悪化等を理由にヨーロッパを目指すアフリカや中東からの移民や難民の主要な到着地となっており、その受け入れが深刻な課題となっている。

また、イタリアは欧州連合加盟国の中でも若年層の失業率が高く（後述）、経済の長期停滞から未来に希望を抱けない若者の外国への移住が増えており、労働力と頭脳の流出が問題とされている。

4 言語

公用語はイタリア語であるが、憲法には公用語についての規定はない。しかしながら1999年12月15日法律第482号「歴史的少数言語話者の保護に関する規範」はその第1条に、共和国の公用語はイタリア語であると定めており、その上で、憲法にも謳われている少数言語話者の保護について規定している。同法において保護の対象とされているのは、アルバニア系、カタルーニャ系、ゲルマン系、ギリシャ系、スロベニア系及びクロアチア系の住民、またフランス語、フランス・プロヴァンス語、フリウリ語、ラディン語、オック語、サルデーニャ語を話す住民の言語と文化である（同法第2条）。

フランス国境に近いヴァッレ・ダオスタ州ではイタリア語とフランス語が併用されているほか、オーストリアと国境を接しているトレンティーノ＝アルト・アディジェ州では、イタリア語とドイツ語が併用されている。

また、イタリアには各地方に方言が残っており、2015年に家庭でイタリア語と方言を話していた6歳以上の者の割合は32.2%、また家庭で方言のみ（或いはほとんど方言のみ）を話していた75歳以上の者の割合は32%と推定される³。

³ ISTAT, Anno 2015 L'USO DELLA LINGUA ITALIANA, DEI DIALETTI E DELLE LINGUE STRANIERE, https://www.istat.it/it/files//2017/12/Report_Uso-italiano_dialetti_altrelingue_2015.pdf
（最終検索日：2023年1月23日）

5 宗教

共和国憲法の第7条には、「国家とカトリック教会は、それぞれ固有の秩序において、独立し、最高である。両者の関係はラテラノ協定により規定される。協定の改正は、両当事者が承認する場合には憲法改正の手續を必要としない。」と定められている。

ラテラノ協定 (Patti lateranensi) は、ファシズム政権下のイタリアが、それまで続いていた国とカトリック教会の対立を解消するために、聖座と 1929 年に締結したものであるが、同協定は、カトリック教が国の唯一の宗教であるとする 1848 年のアルベルト憲章の原則を受け継ぐものであった。そのため、1947 年の憲法制定の際には、憲法の条文にラテラノ協定が言及されることは、同じく憲法に謳われた法の下での平等や信仰の自由とは相容れないとされた。

国は、1976 年から国とカトリック教会の関係を憲法に謳われた原則に適応させるために聖座と交渉を行い、1984 年には 1929 年の政教協約に取って代わる新たな協約が締結された。この協約によりカトリック教はイタリアにおける唯一の宗教ではないとされ、それにより全ての宗教に等しく自由が認められることとなった。また、それまで公立の学校においても義務付けられていたカトリック教の授業は選択制となった。しかし、カトリックの教義の諸原則がイタリア国民の歴史的財産の一部をなすことを考慮し、大学を除く全ての公立学校においても引き続きカトリック教の授業を選択できるようにすることが定められた。

イタリアの憲法にはフランス共和国憲法⁴のように、国家の無宗教に関する明確な規定は存在しない。しかしながら、全ての宗教は法の前に平等であると憲法に定めることで、宗教的中立性を維持し、また宗教が国家制度の基本原則、公共の秩序及び良俗に反しない限りにおいて、国が全ての宗教を平等に扱い、信教の自由を保障していることから無宗教国家であると解釈される⁵。

もともと歴史的経緯から、全ての宗教が完全に平等であるとはいえず、カトリック教会は特権的な地位を占めている。

⁴ 1959 年のフランス共和国憲法の第 1 条第 1 項には、「フランスは不可分、無宗教、民主的かつ社会的な共和国である」と規定されている。

⁵ イタリア共和国憲法にはその第 8 条、第 19 条及び第 20 条において、以下のように規定されている。「全ての宗教は、法の前において平等である。(以下省略)」(第 8 条)、「何人も、個人的又は団体としての如何なる形態においても、自らの宗教上の信条を自由に表明し、布教を行い、良俗に反する儀式でない限り宗教儀式を行う自由を持つ。」(同第 19 条)、「教会の性格を有すること及び団体の宗教的又は祭祀的な目的は、その設立、権利能力及び全ての行動形態について、立法上の特別な制限及び特別な租税負担の原因とはならない。」(同第 20 条)

6 経済

イタリアは2021年の名目GDP総額で世界8位、またユーロ圏内で第3位を占めている⁶。同年の実質GDPに占める付加価値の割合を産業別にみると、第一次産業が1.9%、第二次産業が22.7%、また第三次産業が65.5%となっている⁷。

イタリアの経済の特徴は、家族経営の中小企業が多く、しかもその規模が非常に小さいことである。2019年のイタリアにおける鉱工業及びサービス業の企業数は約420万社で、その平均従業員数は3.9人である。従業員が10人未満の小規模企業は全体の95%、また従業員が10人以上250人未満の中小企業は5.1%を占めるが、これらの企業により生み出される付加価値は64.8%に達しており、イタリアの経済を支える重要な役割を担っている。

また、イタリアの経済は貿易に頼るところが大きく、貿易収支は2012年から黒字である。主要な輸出先は欧州連合諸国（特にドイツとフランス）で、2021年の輸出全体の52.3%を占めている。主な輸出品は、機械器具、繊維製品、服飾品、皮革製品、ゴム、プラスチック、食品など、輸入品は電子工学機器、化学製品、木材などである。

イタリアの経済の課題として、以下のようなものが挙げられる。

- ・ 情報処理、通信、バイオテクノロジー、精製化学など、付加価値が高く、研究開発への投資を必要とする産業部門が発達していない。
- ・ 公的機関、民間による研究開発が十分に行われていない。
- ・ 金融や保険など、一部のサービス業が世界市場における競争力に欠ける。
- ・ 人口の高齢化が経済競争力と公共財政の持続性に影響を及ぼしている。
- ・ 中小企業による生産体制や南北格差（後述）が労働生産性の低迷の要因となっている。

7 産業

(1) 農業

イタリアはフランス、ドイツに次ぐ欧州第3の主要農業国であるが、2020年の農業経営体の数は約182万経営体で、フランスやドイツよりも多い。これは一経営体あたりの平均耕地面積が10.6ヘクタールと小規模であるためである。主要な農産物としては、小麦、とうもろこし、米、甜菜、大豆、ぶどう、オリーブ、柑橘類などが挙げられる。エミリア・ロマーニャ州、ヴェネト州、カンパーニア州、プーリア州及びシチリア州は、野菜、果物、ワインの主要な生産地である。牛と豚の飼育は、北部のピエモンテ州、ロンバルディア州、エミリア・ロマーニャ州とヴェネト州に集中している。またラツィオ州と南部では、山羊と羊の飼育が盛んである。しかしながら、食肉は国内生産量だけでは国内需要を賄うことができないため、輸入に頼っている。これは穀物や乳製品などについても同様である。

⁶ La Banque Mondiale, PIB (\$ US courants), https://donnees.banquemondiale.org/indicateur/NY.GDP.MKTP.CD?locations=IT&most_recent_value_des_c=true（最終検索日：2023年1月23日）

⁷ ISTAT, Annuario statistico italiano 2022, Tavola 12.3 Valore aggiunto a prezzi base per attività economica e prodotto interno lordo. Valori concatenati con anno di riferimento 2015（2015暦年連鎖価格）から算出。

イタリアにおいては、近年有機農業など品質の高い農産物の栽培が大きな発展をみせており、2021年の有機農業関係者の数と有機栽培用農地面積は、2010年比でそれぞれ330%と96.3%の伸びを示している。同年の有機栽培用農地面積は約220万ヘクタールで、これは全国の耕地面積の17.4%に相当するとともに、欧州連合ではフランスとスペインに次いで第3位となっている⁸。欧州連合の農産物・食品の品質認証制度である原産地呼称保護（DOP）や地理的表示保護（IGP）などにより保護されている農産物と食品の数は319品目、またワインとスピリッツの数はそれぞれ526品目と34品目で、欧州連合加盟国で最も多い⁹。

（2）製造業

イタリアは欧州連合諸国の中でもドイツと並んで製造業のGDPに占める比率が高い国である（2021年の名目GDPに製造業が占める割合は15.4%）。輸送用機械、金属製品、石油製品、化学などは主に北西部（トリノ、ミラノ及びジェノヴァを結ぶ三角地帯）に集中しているが、伝統産業で培われた優れた技術力による付加価値の高い製品を製造する企業は北東部から中部に多い。「産業区域（distretti industriali）」と呼ばれる、特定の分野に特化した産業集積拠点が全国に158存在する¹⁰が、その大半が同じく北東部及び中部に位置している。またその9割は食料品・ワイン、衣料品・モード、家具・インテリア、自動制御機器・機械、ゴム製品・プラスチックなど、「メイド・イン・イタリー」のブランド力を誇る高品質の製品を製造する中小企業のネットワークで形成されている。

（3）サービス業

サービス業はイタリアの産業構造に最も大きな位置を占めており、その従事者の割合も全産業の72%¹¹と非常に高い。特に外国人観光客数で世界第5位、また欧州第3位の観光大国であるイタリアにおいては、観光業が経済と雇用にもたらす効果が非常に大きい。新型コロナウイルス感染症拡大により、2020年の外国人観光客数は対前年で54.6%減少し、インバウンド消費額も59.6%減少したが¹²、2023年には新型コロナウイルス感染症の発生以前の状況にまで回復すると予測される。

⁸ Ministero delle politiche agricole alimentari e forestali, Ismea, Ciheam Bari, SINAB, Anticipazione “Bio in cifre 2022”, https://www.sinab.it/sites/default/files/2022-07/Agricoltura_biologica_Overview_2022_040722_DEFINITI_VO.pdf（最終検索日：2023年1月23日）

⁹ Ministero dell’agricoltura, della sovranità alimentare e delle foreste, Prodotti DOP, IGP e STG, <https://www.politicheagricole.it/flex/cm/pages/ServeBLOB.php/L/IT/IDPagina/396>（最終検索日：2023年1月23日）

¹⁰ INTESA SANPAOLO, 12° Rapporto Economia e finanza dei distretti industriali <https://group.intesasanpaolo.com/it/research/research-in-primopiano/distretti-e-territorio/2020/rapporto-annuale-economia-e-finanza-dei-distretti-industriali--->（最終検索日：2023年1月23日）

¹¹ http://dati.istat.it/Index.aspx?DataSetCode=DCCN_OCCSISEC2010（最終検索日：2023年1月23日）

¹² ISTAT, CONTO SATELLITE DEL TURISMO PER L’ITALIA | ANTICIPAZIONE ANNO 2020, 14 SETTEMBRE 2021 <https://www.istat.it/it/files/2021/09/Conto-satellite-turismo-2020.pdf>（最終検索日：2023年1月23日）

観光業の波及効果により運輸業や小売業も盛んである。なお、小売業については小規模商店が多いのが特徴で、2020年の食料品店とその他の小売店の平均従業員数は、それぞれ4.4人、2.8人と少ない。

8 雇用

失業率は2014年以来下がる傾向にあったが、2021年には0.2ポイント上がって9.5%となっている。北部と南部の失業率を比較すると、北部は6.0%、南部は16.4%と南北の格差が大きい¹³。南部の失業率は、欧州連合加盟諸国で失業率が一番高いスペイン（14.8%）を抜いている。また、15歳から24歳までの若年層の失業率は29.7%であるが、これを同じく北部と南部についてみると、北部では21.1%であるのに対し、南部では43.1%に達している。女性は男性よりも失業率が高いが、男女のいずれについても、南部の失業率は北部のそれを上回っている。

9 南北格差（南部問題）

イタリア南部（Mezzogiorno、メツォジョルノ）とは、アブルッツォ、モリーゼ、カンパーニア、バジリカータ、プーリア、カラブリア、シチリア及びサルデーニャの8つの州をいう。北部と比較しての南部における社会経済開発の遅れの問題は「南部問題（questione meridionale）」と呼ばれる。

1861年のイタリア統一後に北部が1890年代末から重工業により経済発展を遂げたのに対し、南部では封建的土地所有制の下で行われていた農業を経済活動の中心としてきた。そのため統一直後からみられた南北間の経済格差は、戦後の公庫の創設による発展支援や農地改革、大規模なインフラ整備等にも関わらず、今日でも依然として存在している。

雇用と住民1人当たりのGDPの格差はこの20年でさらに広がっており、2021年の南部の住民1人当たりのGDPは1万9,700ユーロで、北部のそれ（3万6,650ユーロ）¹⁴より約46%低い。

経済発展の遅れによる失業、貧困、マフィアによる地下経済の存在等の社会問題は深刻であり、人口の高齢化が進む状況での職を求める若年層の流出は、地域経済の活力低下の要因となっている。

第2節 統治機構

イタリアは民主共和制の国家であり、共和国大統領をその元首とする。また、議院内閣制を採用しており、首相は大統領により任命される。

¹³ 同データは、イタリア全土を北部（北東部と北西部）、中部、南部の3地域に区分して作成されており、中部の失業率は8.6%となっている。

ISTAT, Tasso di disoccupazione, http://dati.istat.it/Index.aspx?DataSetCode=DCCV_TAXDISOCU1（最終検索日：2023年1月23日）

¹⁴ ISTAT, CONTI ECONOMICI TERRITORIALI ANNI 2019-2022, 23 DICEMBRE 2022,

https://www.istat.it/it/files/2022/12/REPORT-CONTI-TERRITORIALI_2021.pdf

同資料の4ページにある北西部と北東部の住民1人当たりのGDPのデータ（北西部3万7,500ユーロと北東部3万5,800ユーロ）の平均値を南部のデータ1万9,700ユーロと比較したもの。

1 共和国大統領 (Presidente della Repubblica)

共和国大統領は、イタリアの国家元首であり、国家の統一性の象徴及び憲法の遵守の監視者である。大統領は両院合同会議において、両院議員と州議会により選出された各州 3 名の代表（ヴァッレ・ダオスタ州は 1 名）により選出される。当選には 3 分の 2 以上の得票を必要とするが、4 回目以降は絶対多数を得た者が当選となる。大統領の任期は 7 年である。

大統領は、国会への教書の送付、国会議員選挙の公示、政府による法律案の国会への提出の承認、法律の審署及び法律と同一の効力を有する命令と規則の公布、憲法に定める国民投票の公示、法律に定める官吏の任命、外交使節団の長の信任と接受、国際条約の批准、軍隊の指揮、国防最高会議の主宰、司法官高等評議会の主宰、恩赦及び減刑の実施、栄典の授与等をその任務とする（憲法第 87 条）。また、大統領は議院の議長に意見を聞いた上で、議院を解散することができる（憲法第 88 条）ほか、首相及び大臣を任命する（憲法第 92 条）。

大統領が主宰する合議制の機関（司法官高等評議会など）において、大統領の参加の下に決定された行為の効力の責任を当該機関が直接負う場合を除いて、大統領による行為が効力を有するためには、その事項を所管する大臣の副署を必要とする。法律の効力を有する行為、法律に定めるその他の行為には首相の副署も必要である（憲法第 89 条）。大統領は反逆罪と憲法違反の場合を除いて、任期中の職務行為についての責任を一切問われない。

2 立法

(1) 国会

国会は完全に対等な下院（Camera dei deputati）と上院（Senato della Repubblica）で構成される二院制である。下院の定数は 400 人で、そのうち 147 人が小選挙区選出議員、245 人が比例代表選出議員、また 8 人が在外選挙区選出議員である。上院については定数 200 人のうち、74 人が小選挙区選出議員、122 人が比例代表選出議員、4 人が在外選挙区選出議員とされる¹⁵。上院においては、選出議員のほかに終身議員（当然に終身上院議員となる大統領経験者のほか、大統領により 5 人まで任命が可能とされる社会、学術、芸術、文芸の分野において国に著しい貢献のあった者）が存在する（ただし、現在終身上院議員の数は 6 人）。

下院、上院とも議員の任期は 5 年で、選挙は原則として両院同時に行われる。下院議員の被選挙権は満 25 歳以上、選挙権は満 18 歳以上の国民に認められる。また、上院議員の被選挙権は満 40 歳以上、選挙権は満 18 歳以上の国民が有する。下院については 20 ある州を基本単位として 28 の選挙区（*circoscrizioni*）¹⁶が、上院については州を単位とする

¹⁵ 2020 年 10 月 19 日の憲法改正法律第 1 号により、国会議員の定数が削減された。

¹⁶ 人口が多いことから、ロンバルディア州には 4 つ、またピエモンテ州、ヴェネト州、ラツィオ州、カンパニア州及びシチリア州にはそれぞれ 2 つの選挙区が置かれている。

20 の選挙区が設けられている¹⁷。これらの選挙区には、それぞれ小選挙区（collegi uninominali）と比例代表制選挙区（collegi plurinominali）が設けられており、下院の比例代表制選挙区の定数は3から8人、上院のそれは2から8人とされる。比例代表選挙で議席配分を受けるためには、単独政党の名簿の場合は全国有効投票総数の3%以上を得なければならない。複数の政党による候補者名簿の連合の場合には、その全国での得票率が10%を超え、かつ得票率が3%以上の候補者名簿を1つ以上含んでいることが議席配分の条件とされる¹⁸。このほか、少数言語話者の保護を定めた州において、当該話者を代表する候補者名簿の得票率が20%以上であれば議席配分を認める特例等が定められている。

立法の権能は両院が共同で行使する、と定める憲法第70条の規定による完全に対等な二院制においては、法律案は両院において同一の文言で可決されなければ成立しない。したがって、最初の議院において可決又は修正議決された法律案がもう一方の議院に送付され、そこで修正が加えられた場合、法律案は最初の議院に再審議のために送付される。このようにして修正が加えられる限り、法律案は両院を往復することとなる。

両院はそれぞれの規則により、提出された法律案が委員会の審議と採決のみで法律として成立される場合を定めることができる。しかし、憲法、選挙、立法の委任、国際条約の批准、予算及び決算の承認に関する法律案は、通常立法手続によるものでなければならない。

国会は合同会議で憲法裁判所の15人の判事のうち5人を、また司法官高等評議会の構成員8人を選出する。

国会への法案提出権は、国会議員と政府のほか、経済労働評議会¹⁹、州議会及び5万人以上の選挙人²⁰にも認められている。

（2）国民投票

憲法第75条は、50万人以上の有権者或いは5つの州議会に対し、法律或いは法律と同一の効力を有する命令の、全部又は一部の廃止を問う国民投票の発案権を認めている。ただし、租税、予算、大赦、減刑及び国際条約の批准の承認に関する法律は国民投票にかけることができない。

下院議員の選挙権を有する者は国民投票の投票権を有し、有権者の過半数が投票に参加し、かつ廃止案に対する賛成の有効票が過半数に達した場合には、国民の承認が得られたものとみなされる。

また、憲法は、憲法改正の手続における国民投票の実施についても定めている。憲法的法律（憲法改正法律）は、各議院が3か月以上の期間を空けて行われる2回の審議で連続

¹⁷ ヴァッレ・ダオスタ州は下院、上院議員選挙のいずれについても、州の区域が小選挙区となっており、下院議員1人と上院議員1人が選出される。

¹⁸ 現行の選挙制度は、下院については2017年法律第165号等により改正された1957年大統領令第361号が、また上院については同じく2017年法律第165号等により改正された1993年立法令第533号がこれを定めている。

¹⁹ Consiglio nazionale dell'economia e del lavoro, 憲法第99条に規定された国会と政府の諮問機関。

²⁰ 国民の発案による法律案は、国会審議にかけられるよう、条文の形で起草されたものでなければならない。

して可決した場合に成立する。2回目の議決に際しては、改正案の修正は認められず、同一の文言について、各議院の総議員の過半数の賛成が必要とされる。各議院における2回目の議決の表決数が、総議員の3分の2に達した場合を除き、憲法的法律の公示から3か月以内に、いずれかの議院の総議員の5分の1 或いは 50 万人の選挙人、又は5つの州議会の請求がある場合には、国民の承認を得るためにそれを国民投票に付さなければならない。国民投票において有効票の過半数により承認されない場合、投票に付された法律は公布されない（憲法第 138 条）。

3 行政

共和国政府は首相と大臣で構成される。共和国大統領は首相を任命し、また首相の提案に基づいて大臣を任命する。憲法には首相の任命手続についての言及はないが、実際には大統領による関係者（両院議長、大統領経験者及び政党・会派の代表者等）との協議、内閣²¹を組織し、国会の信任を得ることができる者に対する組閣の委任、そしてその者の首相任命という、三段階の手続が行われている。両院選挙の際には、政党或いは政党連合からそれぞれの首相候補者が有権者に示されるため、通常は議会において多数派を形成できる首相候補者が大統領から組閣の委任を受ける。しかしながら、選挙後に組閣の協議が成立しない場合、或いは内閣信任案の否決や連立政権離脱により内閣が崩壊の危機に陥っている場合など、政治状況によっては、大統領は議会の信任が得られることを考慮に入れつつ、首相任命権を実質的に行使して人選を行う。また、国会の信任を得なければならないのは首相だけではなく内閣全体であることから、大統領は首相から提案される閣僚候補者についても形式的に任命するのではなく、場合により閣僚候補者の人選に関しても政治的影響力を行使する。

内閣は、首相と大臣の任命後の大統領の面前での宣誓をもって正式に成立したものとされ、成立後 10 日以内に国会の信任を得なければならない。

また、各省大臣及び無任所大臣のほかに、大臣を補佐する政務官（*sottosegretario*）が存在する。2001 年 3 月 26 日の法律第 81 号には、省の複数の部局の権限全体について大臣から委任を受けている政務官には、10 人を超えない範囲で副大臣の職名を認めることができること定められている。なお、大臣等は国会議員を務めない者からの選任も可能である。

首相は政府の一般政策を指揮し、その責任を負うとともに、政治と行政の方針の統一性を確保し、各大臣の諸活動を推進、調整する。大臣は内閣の行為に連帯して責任を負い、また各自が所轄する省による行為について個別の責任を負う。

政府は憲法に定める範囲内及び条件により、例外的に立法権を行使することができる。政府による制定が認められている法規範は、緊急法律命令（*decreto legge*）²²と立法命令（*decreto legislativo*）²³の2つである。

²¹ 内閣の正式名称は、「閣僚評議会（*Consiglio dei Ministri*）」、また首相のそれは「閣僚評議会議長（*Presidente del Consiglio dei Ministri*）」である。

²² 緊急法律命令とは、特別な必要性かつ緊急性がある場合に政府により制定される命令で、法律と同一の効力を有する。政府は緊急法律命令が公布された日に、それを法律に転換するための法案を国会に提出しなければならないが、法案が 60 日以内に可決されない場合には緊急法律命令の効力は遡って失効する（憲法第 77 条）。

内閣の組織のほか、行政機関の組織、官職の権限、職掌及び責任については、法律がこれを定める。

地方制度を所管する省は内務省（Ministero dell'Interno）であるが、州については、内閣府に置かれている州制度・自治局（dipartimento per gli affari regionali e le autonomie）²⁴の所掌事務となっている。

4 司法

（1）概要

イタリアの司法制度においては、裁判所は、一般的な司法権を行使する通常裁判所と、特定の事件についてのみ裁判権を行使する特別裁判所の2つに区別される。民事事件と刑事事件は通常裁判所が取り扱う。

また、特別裁判所については、行政事件を扱う 1971 年に設置された州行政裁判所（Tribunali amministrativi regionali）及びその上告審である国務院（Consiglio di Stato）のほか、会計事件を取り扱う会計検閲院（Corte dei conti）と、軍事事件を管轄する軍事裁判所（Tribunali militari）が置かれている（憲法第 103 条）。

これらの特別裁判所のほかに、新たに他の特定の事件を取り扱う臨時裁判官や特別裁判官を任命することは禁止されている（憲法第 102 条）。しかしながら、司法官ではない外部の専門家の参加の下に特定の事件を扱う特別部を通常裁判所に置くことは認められる。

司法権の他の国家権力からの独立を保障し、司法官（裁判官と検察官）が他からの圧力や干渉を受けずに職務を執行できるように、司法官の人事と司法制度の運営については、1958 年に設置された司法官高等評議会（Consiglio Superiore della Magistratura）が決定権を有する。

司法官高等評議会は大統領により主宰される。大統領、通常裁判所系統の最上級審の裁判所である破棄院（Corte suprema di cassazione）の長と、破棄院付共和国検事総長は、当然に構成員となる。その他の構成員は、通常裁判官により選ばれた裁判官 16 人と、国会両院の合同会議において選ばれた、法学を専門とする大学教授或いは少なくとも 15 年の職歴を有する弁護士 8 人で、その任期は 4 年である。

法務大臣が司法制度及び司法行政全体を所掌するのに対し、司法官高等評議会は司法官の自律性と独立性を保障する役割を担う。

（2）憲法裁判所

憲法裁判所は、国と州の法律及び法律と同一の効力を有する行為の合憲性に関する審査を行う。ほかには、国の機関相互間、国と州の間、また州相互間における権限争議の裁判、そして大統領の弾劾裁判を行う。

²³ 法律の委任に基づき政府が発する、法律と同一の効力を有する命令。憲法第 76 条は「立法権の行使は、原則及び指針となる基準が定められており、かつ期間が限定され、また目的が特定されていなければ、政府に委任することはできない」、また第 77 条第 1 項は「政府は両議院の委任がなければ、通常法律の効力を有する命令を制定することができない」と定めている。

²⁴ 2016 年 6 月 7 日の首相令により設置。同局の長は無任所大臣が務める。

憲法裁判所は 15 人の裁判官で構成される。裁判官は、大統領、国会の両院合同会議、また通常裁判と行政裁判の最高司法機関（国務院、会計検査院及び破棄院）により、それぞれ 5 名ずつ選任される。憲法裁判所の裁判官となれるのは、国務院、会計検査院及び破棄院の裁判官（定年退職した者を含む）、大学の法学の教授及び職歴が最低 20 年の弁護士である。その任期は 9 年であり、再任は認められない。憲法裁判所の長は、同裁判所の裁判官の互選により選ばれる。その任期は 3 年で、憲法裁判所の裁判官の任期期間中であれば再選が可能である。

5 国家財政

2008 年の世界金融危機による景気後退に伴い、それまで改善に向かっていたイタリアの財政収支は悪化し、2009 年の財政赤字対 GDP 比は 5.5%となった。政府は公務員給与の凍結や、各省予算の一律 10%削減等の財政緊縮に取り組み、その結果 2010 年の財政赤字対 GDP 比は 4.5%に縮小した。しかし 2009 年に 116.4%であった公的債務残高の GDP 比は、2010 年には 119.3%に上昇した。また 2010 年にギリシャの巨額の財政赤字が表面化したことで発生した欧州債務危機は、翌年にはギリシャに次いで債務残高の水準が高いイタリアにも波及し、経済成長の停滞、失業率の上昇、当時のベルルスコーニ政権への不信感等の要因もあって、国債利回りは急上昇した。2011 年 10 月に開催されたユーロ圏首脳会議においては、イタリアは 2014 年の債務残高を GDP 比 113%に引き下げるとされた。

2012 年以降は、財政赤字は GDP 比 3%以内でマーストリヒト基準を満たしているが、債務残高についてはさらに増大し、GDP 比 130%台にとどまっていたところに新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020 年には GDP 比 155.6%と、さらに増加した。イタリアの基礎的財政収支は黒字であるため、債務の利回りの上昇による利払いの負担増加が、財政赤字削減達成の大きな妨げとなっている。

欧州債務危機により経済通貨同盟の経済ガバナンスの脆弱性が露呈したことから、ユーロ圏の財政規律と経済政策協調の強化を図るため、イタリアを含む欧州連合加盟国 25 か国は、2012 年 3 月に、ユーロ圏の財政規律と経済政策協調の強化を図るための「経済通貨同盟における安定・協調・統治に関する条約」²⁵に調印した。それにより、調印国は同協定発効から 1 年以内に財政均衡の原則を憲法或いは国内法で定めることを義務付けられた。そのためイタリアでは、2012 年に憲法改正が行われ、憲法第 81 条に国の財政に関する基本的原則が定められた。予算の均衡に関しては、国は景気循環を考慮しつつ、予算の歳入と歳出の均衡を図らなければならないこと、しかしながら景気循環の影響を考慮するため、例外的な状況（ユーロ圏又は欧州連合の著しい景気後退や、国に大きな影響をもたらす重大な経済危機や自然災害）においては、両議院の構成員の絶対多数による承認がある場合にのみ、借入が認められること、そして予算法の内容、予算の均衡及び公的債務の持続可能性を保障するための基本的な規範と基準については法律により定めることが規定されて

²⁵ 通称「財政協定 (Fiscal Compact)」。2013 年 1 月 1 日に発効。

いる。ほかには第 97 条に、行政は、欧州連合の法規に従い、予算の均衡と公的債務の持続可能性を保障すると規定されている。

予算年度は暦年であり、予算法案は、当該年度とそれに続く 2 年の 3 か年について、発生主義ベースと現金主義ベースで作成される。しかし国の財政運営は、単年度予算主義に基づいて行われる。予算法案は毎年 10 月 20 日までに国会に提出され、12 月 31 日までに可決されなければならない。本予算が年度開始前に成立しない場合には、法律により 4 か月を上限として、当該予算を暫定的に執行することができる。

2021 年度の国の歳入歳出を実績でみると、歳入は 9,554 億 1,200 万ユーロ（対前年比 +7.0%）、歳出は 1 兆 482 億 600 万ユーロ（対前年比 +6.9%）であった。

（表 1—1）国の歳入歳出状況（2021 年実績）²⁶

経常部門歳入	583,467	経常部門歳出	691,884
税金	500,888	人件費	101,214
その他	82,579	財・サービスの購入	16,435
		利払い	68,531
		経常移転支出	400,861
		その他	104,843
資本部門歳入	7,139	資本部門歳出	119,086
貸付金回収	6,638	直接投資	8,054
その他	501	資本移転支出	102,404
		その他	8,628
起債等	364,806	負債償還等	237,236
歳入総計	955,412	歳出総計	1,048,206

単位：百万ユーロ

²⁶ ISTAT, Annuario statistico italiano 2022, Tavola 24.1 Conto delle entrate e delle spese dell'amministrazione dello Stato per titolo e voce di bilancio, <https://www.istat.it/storage/ASI/2022/capitoli/C24.pdf>（最終検索日：2023 年 2 月 14 日）

第2章 州及び地方団体の概要

第1節 地方制度の概要

1 州及び地方団体の構造とその法的な位置づけ²⁷

イタリアの現在の地方構造は、「州—県・大都市—コムーネ」の三つの階層に分かれており、本書ではこれらの団体を領域団体と呼ぶこととする。2021年2月時点の領域団体の数は、州が20、県が93²⁸、大都市が14、コムーネが7,904²⁹である。このうち、県、大都市及びコムーネをあわせて地方団体（enti locali）という。

1947年に制定された現行憲法は当初、州には固有の権限と権能を保障していたのに対して、地方団体には国の法律で定める原則の範囲内で自治を認めたにすぎなかった。しかし、2001年の憲法改正によって、地方団体も「憲法が定める原則に基づく固有の憲章（statuto）、権限及び権能を有する自治団体」（第114条第2項）となり、その権限も、広義の立法権、行政権及び財政権の全てにおいて拡大された。ここでいう地方団体の広義の立法権とは、憲章制定権と規則（regolamento）制定権を指す。「憲章」とは、地方団体の組織及び活動に関する原則で地方団体の議会により制定される。これにより当該団体の行為を統制する形式並びに少数派の代表の保障及び市民の行政への参加が定められている。「規則」も、地方団体の議会により制定され、憲章の下で、地方団体の組織及び権能について規律しており、日本の条例に該当する。また、2001年憲法改正により、行政権に関しては、州及び地方団体の構造とその法的な位置づけ、差異性及び最適性の原則に基づき上位の団体に付与される場合を除いて当該権能がコムーネに属することや、地方団体固有の行政権能を持つことが明記され、財政権に関しては、地方団体も財政自治権を持つことが規定された。

（参考）

補完性の原則：市民に最も近接した階層の政府に権能を付与することを原則としながらも、その統一的行使を保障する必要がある場合には上位の階層の政府に当該権能を付与することができるものである。

差異性の原則：等しい状況は等しく規律し、異なる状況には異なる規律を行うことにより、行政権能の付与が合理的に行われるよう求めるものである。

²⁷ 芦田淳「イタリアにおける「大都市」設置等の地方団体の見直し—2014年法律第56号を中心に—」（「外国の立法274」、国立国会図書館調査及び立法考査局、2012年）28頁

²⁸ イタリア全土には107の県及び県に相当する団体が存在するとされるが、この数字は普通州に属する76県のほかに、特別州であるトレンティーノ＝アルト・アディジェ州の2つの自治県、サルデーニャ州の4つの県及びシチリア州において2014年3月24日州法第8号により県に代わる団体として創設された6つのコムーネ自治組合（libero consorzio comunale）を含む。また2014年4月7日法律第56号により大都市に移行した普通州の10の県と特別州の4つの県、さらに廃止されたが統計作成のために現在でも存続するものとして扱われる5つの旧県も含まれる。上記の93県は大都市となった14の県を含まない数字である。

²⁹ 国立統計局のデータ。

最適性の原則：権能配分に際して、最もふさわしい階層の政府に権能を委ねなければならないということ、つまり、法律により権能を委ねられた政府が当該権能を管理できなければならないということの意味している。

階層	実例（トスカーナ州の例）		
国	イタリア（人口 約 5,900 万人）		
州	トスカーナ（人口 347 万 2,437 人）		トスカーナ以外の州は、ロンバルディア等の 19 州
県・大都市	フィレンツェ （県→大都市） （人口 101 万 4,423 人）	フィレンツェ以外の 9 県	
コムーネ・コムーネ連合	フィレンツェ（人口 38 万 2,258 人）	スカンディチ等の 41 コムーネ（そのうち 29 コムーネで 4 コムーネ連合を形成）	
地域自治区 （法人格なし）	第 1 区～第 5 区		

（図 2—1） イタリアの国及び領域団体の階層³⁰

2 領域団体の人口規模

第 1 節 1 のとおり、2021 年現在 7,904 のコムーネが存在するが、その平均人口は約 7,500 人であり、日本の市町村と比べると規模が小さくなっている。県の面積、人口の規模は日本の都道府県の平均より小さく、その平均的な人口は鳥取県の人口に近く、平均的な面積は鳥取県を若干下回る程度である。州の人口規模は日本の都道府県のそれに近く、面積規模は日本の都道府県の平均の 2 倍を下回る程度である。

また、イタリアの領域団体の特徴として、コムーネ全体の約 7 割が住民 5,000 人以下の小規模なコムーネとなっている³¹。

第 2 節 州及び地方団体の権限及び事務

現在のイタリア共和国憲法には、国の専属的立法事項（第 117 条第 2 項）、国の法律の定める基本原則の範囲内で州が立法権を有する競合的（協働的）立法事項（同条第 3 項）がそれぞれ列挙され、それ以外の残余の事項については、州に立法権が属すると規定されている（同条第 4 項）。また、このような立法権は州のみが持ち、地方団体には与えられていない。

³⁰ 芦田淳「イタリアにおける「大都市」設置等の地方団体の見直し—2014 年法律第 56 号を中心に—」（「外国の立法 274」、国立国会図書館調査及び立法考査局、2012 年）29 頁

³¹ 芦田淳「イタリアにおける「大都市」設置等の地方団体の見直し—2014 年法律第 56 号を中心に—」（「外国の立法 274」、国立国会図書館調査及び立法考査局、2012 年）31 頁

立法権以外に関しては、行政権が原則としてコムーネに属し、より上位の団体の措置は補完的な性格を持つこと（第 118 条）、州からコムーネに至る各団体が、収入と支出に係る財政自治権を持つこと（第 119 条）が定められている。³²

その上で、州は医療・福祉、農業、観光、県は環境保護、交通政策、教育（中等・芸術・職業）、コムーネは国や他の領域団体に属さない住民サービス、地域整備、経済開発に関する事務を行っている。³³

以下、コムーネ、県・大都市、州の順にその概要を説明する。

第 3 節 コムーネ

1 概要

（1）コムーネとは

コムーネ（comune）は、日本の市町村に相当する基礎自治体である。しかしながら、イタリアでは日本のように人口規模に応じた基礎自治体の区別は存在しない³⁴ため、本書では「コムーネ」とする。憲法上では、コムーネは県、大都市、州及び国とともに共和国の構成要素とされ、憲法に定める原則に基づき、独自の憲章、権限及び権能を有する自治団体であると位置付けられる（憲法第 114 条第 2 項）。また、地方団体の制度に関する統一法³⁵（Testo unico delle leggi sull'ordinamento degli enti locali, 以下「地方団体制度統一法」という。）第 3 条第 2 項には、コムーネはそれぞれ独自の共同体を代表し、その利益を擁護するとともに、その発展を図る地方団体である、と定義されている。コムーネは公法上の法人格を有する。

（2）コムーネの数と人口規模

国立統計局のデータによると、コムーネの数は 7,904（2021 年現在）で、人口別に見たコムーネの数とそれらが国土面積に占める割合は、人口 5,000 人以下が 5,535（54.8%）、5,001 人以上 25 万人以下が 2,357（44.1%）、25 万人超が 12（1.1%）となっている³⁶。

（3）コムーネの自治権

コムーネには、憲章制定権、規則制定権、組織運営権及び行政権が認められている。また、コムーネはその憲章、規則及び公共財政の調整に関する法律に定める範囲内で、財政自治権と課税自主権を有する。

³² 芦田淳『『地域国家』から見た日本の道州制論議』（憲法研究第 8 号、2021 年 5 月）65 頁

³³ 芦田淳「イタリア—経済・金融危機下における地方制度再編論議—」（『21 世紀の地方分権—道州制論議に向けて—』）102 頁

³⁴ その歴史及び歴史的建造物が重要なものであり、かつ現在においても重要性があると認められるコムーネには、内務大臣の提案に基づく大統領令により、「市」を意味するチッタ（città）の称号が付与される。

³⁵ 2000 年 8 月 18 日立法命令第 267 号。

³⁶ ISTAT, Annuario statistico italiano 2021, Tavola 1.3, <https://www.istat.it/storage/ASI/2021/capitoli/C01.pdf>（最終検索日：2023 年 2 月 13 日）

2 コムーネの事務

(1) 補完性の原則

マーストリヒト条約³⁷に盛り込まれたこの原則は、1997年3月15日の立法命令第59号（通称「第一バッサニーニ法」）により国内法に置き換えられ、異なる行政主体の役割分担を考える上で考慮されるべき基本原則の1つとなった。その後2001年の憲法改正により、補完性の原則のみならず、最適性の原則（権能はその遂行に最適な階層の団体に配分されなければならない）と差異性の原則（権能の配分にあたっては、公共団体の人口、地域、組織等に関する特徴が必ず考慮されなければならない）が憲法第118条に盛り込まれることとなった。

また、行政が実施する事業を住民や市民団体がその自発的な公益活動の一環で行うことでよりよい成果が得られると判断される場合には、同じく補完性の原則に基づき、行政は住民や市民団体に当該事業の実施を委託することができる（地方団体制度統一法第3条第5項）。

(2) 広範な行政権

住民に最も身近な地方団体であるコムーネには、「行政権は、統一的な処理のために、補完性、差異性及び最適性の原則に基づき、県、大都市、州又は国に付与されるものを除いて、コムーネがこれを担う。」と定める憲法第118条第1項により、広範な行政権が認められている。これについては、地方団体制度統一法第13条第1項においても「国或いは州の法律により他の行政主体が処理することが明記されているものを除き、住民と地域社会に対するサービス、地域整備及び土地利用、経済開発等、住民と地域に関わるあらゆる行政事務はコムーネが処理する。」と規定されている。

(3) 固有の事務と委任事務

コムーネは固有の事務のほか、補完性の原則に則り国或いは州からそれぞれの法律により委任される事務を処理する。上記の地方団体制度統一法第13条に定める、住民と地域に関わるあらゆる行政事務は、コムーネの固有の事務である。

委任事務は、本来は国或いは州に属する事務であるが、公益性の観点から住民に最も身近な地方団体であるコムーネにその処理が委ねられる事務である。国から委任されている事務は、選挙事務、身分関係記録、住民登録、統計作成と徴兵³⁸である。

(4) 基本的事務

憲法第117条は、国の専属的立法権に属する事項、国と州の競合的立法権に属する事項、また州の立法権に属する事項を定めているが、国の専属的立法権に属する事項として、コムーネ、県及び大都市の基本的事務が挙げられる。基本的事務とは、自治体の運営に必要な

³⁷ 1992年に制定され、1993年に発効。

³⁸ 徴兵制度は2004年8月23日法律第226号により停止された。

な業務及び地域住民の生活に必要な不可欠なサービスのことをいう。コムーネの基本的事務については、2012年7月6日の緊急法律命令第95号³⁹第19条がこれを定めており、コムーネには以下の基本的事務の処理が義務付けられている。

- ・ 行政の全体的な組織、財政運営・会計事務及び財務監査
- ・ コムーネの公共交通サービスを含む、コムーネの区域の公益に資する公共サービスの実施
- ・ 土地台帳（現行法令により、国の事務に属すると定められたものを除く）
- ・ コムーネ域内の都市計画と建設、コムーネの区域を超える広域計画への参加
- ・ 災害発生時の市民救援計画と初期救援の連絡調整
- ・ 家庭廃棄物の収集、運搬、処理及び有効活用と、廃棄物に関連する税の徴収
- ・ 憲法第118条第4項（住民や市民団体との協働の推進）に基づく、地域の社会福祉制度の構築と運営、またその制度の一環での住民に対する給付金の支給
- ・ 県の権限に属さない学校施設⁴⁰の設置と管理
- ・ コムーネ警察と地域行政警察
- ・ 身分関係記録簿と住民台帳の管理、住民登録事務、選挙事務（これらは国の委任事務である）
- ・ 統計作成

なお、身分関係記録簿と住民台帳の管理事務、住民登録事務及び選挙事務を除き、人口が5,000人以下のコムーネ、若しくは山間地共同体に属する、或いは属した人口3,000人以下のコムーネは、これらの基本的事務をコムーネ連合（後述）の事務として、又は他のコムーネとの協定（後述）により、共同処理しなければならない⁴¹。

3 コムーネの機関

コムーネの機関は、議会（consiglio comunale）、理事会（giunta）及びコムーネの長であるシンダコ（sindaco）である（地方団体制度統一法第36条）。

（1）議会

ア 概要

コムーネ議会は、コムーネの政策方針の決定及び執行機関の監視を担う合議制の議決機関である。議会は直接選挙により選出された議員で構成され、運営及び組織に関する自律性を有する。

コムーネ議会議員の選挙、任期、議員定数及び議員の法的地位は地方団体制度統一法に定められる。また、議会の招集方法、議案の提出方法及び審議方法、定足数等、議会の運

³⁹ 2012年8月7日法律第135号により修正とともに法律に転換された。

⁴⁰ 幼稚園、小学校及び中学校の建設、施設整備及び維持管理はコムーネの権限とされる（1996年1月11日法律第23号第3条）。

⁴¹ コムーネの区域が1つ或いは複数の島全体である場合と、スイス領に囲まれた飛び地であるカンピオーネ・ディターリアについてはこの限りではない。

営については、コムーネの憲章に定める原則に基づき、絶対多数で可決された会議規則がこれを定める。

議員の任期は5年である。議員は議会が議決すべき事件について議案提出権を有するほか、質疑書や動議の提出、当該コムーネの部局や外郭団体等からの記録や情報の提供の請求、議会の招集請求の権利を有する。

イ 議会の権限

議会は以下の事項に関して議決権を有する。

- ・ コムーネの憲章及び公営企業の定款、規則（コムーネの行政組織及び事務に関するものを除く）、行政組織及び事務に関する一般基準
- ・ コムーネの計画、複数年度財政予測報告書、財政計画、公共事業の三か年計画と単年度一覧、単年度及び複数年度の予算とその修正、決算、地域都市計画及びその実施のための単年度或いは多年度計画（例外があればそれも含む）、これらの事項に関する意見書
- ・ コムーネ間若しくはコムーネと県との間の協定、コムーネ間等の協力体制の創設及び変更
- ・ 地域自治組織又は住民自治組織の設置、その事務及び運営に関する規定
- ・ 公役務の組織、公営企業や社会福祉施設の設置、公役務の民間委託、企業への資本参加、協定に基づく事業やサービスの委託
- ・ 税の創設及びその仕組みの決定（理事会の権限である税率の決定を除く）、施設使用料やサービス利用者負担金に関する規定
- ・ 公営企業、コムーネが所管する団体、コムーネが補助金を交付している団体、或いはコムーネの監督下に置かれている団体が遵守すべき方針
- ・ コムーネ議会が議決する基本計画等に明確に規定されていない金融機関等からの借入れ及び当座貸越契約、公募債の発行
- ・ 複数年度にわたり予算に計上する経費（不動産賃借料や管理費、継続的な物品・サービス調達費を除く）
- ・ 不動産の取得及び移転、またそれに関係する交換、入札及び譲渡（コムーネ議会が議決する基本計画等に明確に規定されていないか、又は当該計画等の単なる実施にあたらぬもので、かつ理事会、書記官或いは他の幹部職員の権限に属する通常の事務やサービスに含まれないもの）
- ・ 団体、公営企業や社会福祉施設等において、コムーネを代表する者、また法律に規定がある場合にはコムーネ議회를代表する者の指名・任命に関する方針の決定

上記の事項については、それらの予算の増減に関する理事会の緊急専決処分（決定は60日以内に議会に上程され、議会の承認を得なければならない）を除き、他の機関が当該専決処分を行うことは認められない。

ウ 議員定数

コムーネ議会の議員定数は、コムーネの人口規模に応じて定められている。

(表 2—1) 議員定数⁴²

コムーネの人口	議員定数
3,000 人以下	10 人
3,001 人～1 万人	12 人
10,001 人～30,000 人	16 人
30,001 人～100,000 人	24 人
100,001 人～250,000 人 (或いは人口が 100,000 人以下の県庁所在地のコムーネ)	32 人
250,001 人～500,000 万人	36 人
500,001 人～1,000,000 万人	40 人
1,000,001 人以上	48 人

エ 議員の身分の喪失

任期満了及び議会の解散とは別に、議員⁴³は以下の事由によりその身分を失う。

- ・ 議員の死亡
- ・ 辞職
- ・ 被選挙権の喪失による失職
- ・ 選挙前或いは選挙後の兼職禁止規定への抵触による失職
- ・ 有罪判決の確定、或いは保安処分の適用の確定による失職
- ・ 正当な理由なく議会を欠席した場合(失職につながる欠席の事由及び失職の手続については、コムーネの憲章に規定される)
- ・ 解職(地方団体制度統一法第 142 条第 1 項の規定に基づき、議員が憲法に違反する行為や重大かつ継続的な法律違反行為を行った場合、若しくは治安上の重大な理由がある場合には、内務大臣令により議員は解職される。)

オ 議会の解散

以下の事由が生じた場合には、内務大臣の提案に基づく共和国大統領の命令により議会は解散し、議員の任期もその満了前に終了する。

- ・ 議会において憲法に違反する行為や、重大かつ継続的な法律違反が認められる場合
- ・ 公の秩序を乱す重大な行為がみられる場合
- ・ 以下の事由により、コムーネの機関及び業務の正常な運営に支障をきたした場合
 - シンダコが長期的にその職務を全うできない場合、シンダコの解職、失職、死亡
 - シンダコの辞職

⁴² シンダコは議員定数には含まれない(地方団体制度統一法第 37 条第 1 項)

⁴³ シンダコについても同じ事由によりその職を失う。

- ・ シンダコを除く議員定数の半数を超える議員の同時辞職
- ・ 議員の半数の欠員の補充ができないために議会の議員数が減少した場合
- ・ 予算が期限内に成立しない場合
- ・ 人口が 1,000 人を超えるコムーネで、コムーネの機関の構成員の選任から 18 か月以内に総合都市計画が採択されない場合

このほか、マフィアのような犯罪組織との関係が明らかになった場合にも、議会は解散される。

カ 議会の運営

議会の運営は、議会の絶対多数により承認された会議規則に基づいて行われる。会議規則には、少なくとも、議会の招集方法、議案の提出方法及び審議方法、定足数⁴⁴が規定されなければならない。

議会においては会派が結成される。また、コムーネの憲章に定めがある場合には、議会は委員会を設置することができる。委員会は規則に定めがある場合を除いて公開で行わなければならない。人口が 1 万 5,000 人以下のコムーネにおいては、委員会は可能な限り委員の就労時間帯を外して開催することが望ましいとされる。委員会の権限、組織及び活動の公開方法は会議規則に定められる。

選挙後最初の会議は、選挙結果の発表から 10 日以内に招集され、招集日から 10 日以内に開催されなければならない。人口が 1 万 5,000 人を超えるコムーネの最初の議会はシンダコにより招集され、議員の互選による議長の選出が行われる。議長が選ばれるまでは、選挙の際に個人得票数が最も多かった議員⁴⁵が議長を務める。人口が 1 万 5,000 人以下のコムーネで、その憲章に議会に議長を置く旨が定められている場合には、選挙後初の会議はシンダコが招集し、議長が選出されるまでシンダコが議長を務める。憲章にその旨の定めがないコムーネでは、議会の招集も、会議の主宰も常にシンダコが行う。

また初の議会においては審議に先立ち、議員の中に被選挙権の喪失や兼職禁止の職に因る当選の失格者がいるかどうか審査が行われなければならない。シンダコは、初の会議に先立って任命した、副シンダコ 1 名を含む理事会の構成員について議会に報告する義務を負う。

人口が 1 万 5,000 人を超えるコムーネでは、議会は議長により主宰される。議長は議会を招集し、議場の秩序を保ちつつ円滑に会議を進め、議会の活動を推進するとともに、対外的に議会を代表する。議員定数の 5 分の 1 以上の議員、或いはシンダコから要求があった場合には、議長は 20 日以内に議会を招集しなければならない。

人口が 1 万 5,000 人以下のコムーネの議会は、憲章に議長を置く旨を定めることができる。

⁴⁴ 地方団体制度統一法第 38 条第 2 項は、会議規則に規定される定足数について、議員定数の 3 分の 1 以上でなければならないと定めている。

⁴⁵ シンダコに新たに当選した者と、(地方団体制度統一法第 73 条第 11 項の規定により) シンダコ候補者として候補者名簿に氏名が記載されていたが最終的に議員として当選した者を除く。

会議は規則に定める場合を除いて、公開で行われる。また人口1万5,000人以下のコムーネの議会は、議員の就労時間と重ならない時間帯に開催することが奨励される。

(2) 理事会

ア 概要

理事会はコムーネにおける合議制の執行機関で、シンダコと、シンダコが議員のうちから任命した理事で構成される。シンダコは理事会を主宰する。理事会は、法律或いはコムーネの憲章により他の機関に属すると明確に定められた事項以外のあらゆる事項について権限を有する。人口が1万5,000人以下のコムーネの理事会の会合は、可能な限りその参加者の就労時間と重ならない時間帯に開催されなければならない。

イ 理事の数

理事の数は憲章に定められるが、その数は人口規模に応じて以下のように定められた上限を超えてはならない。

(表2-2) 理事の数⁴⁶

人口	理事の数の上限 (シンダコは含まず)
3,000 人以下	2 名
3,001 人～10,000 人以下	4 名
10,001 人～30,000 人以下	5 名
30,001 人～100,000 人以下	7 名
100,001 人～250,000 人以下 (或いは人口が 100,000 人以下の県庁所在地のコムーネ)	9 名
250,001 人～500,000 人以下	10 名
500,001 人～1,000,000 人以下	11 名
1,000,001 人以上	12 名

ウ 理事の任命

理事はシンダコにより任命され、シンダコはそのうち1名を副シンダコとして任命する。シンダコは選挙直後に行われる議会の際に、任命について報告しなければならない。

人口が1万5,001人以上のコムーネの場合、シンダコは、コムーネ議会議員の被選挙権と兼職禁止の要件のいずれも満たす者であれば、議員でない者も理事に任命することができる。しかし、人口が1万5,000人以下のコムーネにおいては、憲章にその旨が規定されない限り、コムーネ議会議員ではない者を理事として任命することはできない。

⁴⁶ 人口が3,000人以下のコムーネにおいては、シンダコは理事を任命せず、その代わりに2名を上限として議員に自らの権限に属する事務を委任することも可能である(2009年12月23日法律第191号第2条第186項)。

副シダコと理事の任命にあたっては、シダコは男女機会均等の原則を遵守し、理事会に男女いずれも含まれるよう配慮しなければならない（地方団体制度統一法第 46 条第 2 項）。また、人口が 3,001 人以上のムーネの理事会における性別構成比は、男女のいずれも全体の 40%（小数点以下は四捨五入）を下回ってはならない。

人口が 1 万 5,001 人以上のムーネにおいては、議員と理事を兼職することはできない（地方団体制度統一法第 64 条）。したがって、理事に選ばれた者は、議員を辞職しなければならない、その欠員は、選挙における同一候補者名簿の次点者を繰り上げ当選者として補充される。

エ 任期

シダコに任命される理事の任期はシダコと同じく 5 年である。しかし、任期満了とは別に、以下のような場合には、理事会は解散する。

- ・ シダコが長期的にその職務を全うできなくなった時、シダコの解職、被選挙権の喪失等による失職或いは死亡の場合（この場合には、理事会のみならず、議会も解散する。新たに議会議員とシダコが選出されるまでは、議会と理事会は引き続き在任し、また副シダコがシダコの代理を務める）。
- ・ コムーネ議会の解散
- ・ 理事の総辞職
- ・ 議会によるシダコに対する不信任決議案の可決

オ 職務の終了

理事の職は、その任期満了以外に、以下の事由により終了する。

- ・ 死亡
- ・ 辞職（シダコは他の理事を任命し、その旨を議会に報告する）
- ・ 憲法に違反する行為、重大かつ継続的な法律違反、公の秩序を乱す重大な行為等による解職（内務大臣令により定められる）
- ・ シダコによる解職（シダコは予めその理由を議会に報告する）
- ・ 以下のような事由による失職
 - 理事に任命されるための前提条件であるムーネ議会議員としての資格喪失⁴⁷
 - 法律に定められた、職務遂行上の支障或いは職の遂行能力の欠如とみなされるケース、また兼職禁止違反のケースに相当する場合
 - 所定の犯罪について有罪判決を受けた場合

カ 理事会の権限

⁴⁷ 人口が 1 万 5,000 人以下のムーネの議員には、議員と理事の兼職を禁止する地方団体制度統一法第 64 条の規定は適用されないため、理事を兼職する議員が議員の資格を失った場合には理事の身分も失う。

理事会は、法律或いは憲章が他の機関の権限に属すると定める事項を除くあらゆる事項について方針を決定し、計画を策定し、また施政や事務に関する検査・監査（議会の権限に属するものを除く）を行う。

理事会の権限に属する事項として、以下のようなものが挙げられる。

- ・ 議会の決定に基づく施策の実施
- ・ 予算案等の議案の議会への提出
- ・ 税率の決定
- ・ 議会の議決を経た借入れ等
- ・ 事業予算執行計画（piano esecutivo di gestione）の決定
- ・ 公共工事の最終計画案及び議会の議決を経た実施計画の承認
- ・ 議会が定めた一般基準に基づく、コムーネの内部組織及び事務分掌に関する規則の採択

理事会はその活動について毎年議会に報告しなければならない。

（3）シンダコ

ア 概要

独任制の執行機関であるシンダコは、コムーネの長であると同時に、コムーネにおいて中央政府を代表する国の出先機関でもある。コムーネの長としてのシンダコは、コムーネを代表し、理事会を招集、主宰する。また議会に議長が置かれていない場合には議会の活動を主宰する。さらに、コムーネの内部組織の運営を指揮監督し、事務を執行する。

イ 選出方法と任期

シンダコは直接選挙により選出され、その任期は5年である。シンダコの職を連続二期務めた者は、二期のいずれかが辞職以外の理由により2年6か月1日に満たない場合を除いて、二期目の任期満了の直後にシンダコの選挙に再立候補することはできない（詳細については第4章を参照のこと）。ただし、人口5,000人未満のコムーネについては、この限りではなく、連続三期までシンダコの職を務めることが認められる⁴⁸。

ウ 職務の終了

以下のような場合には、シンダコはその任期満了前にその職を辞することとなる。

- ・ シンダコが健康上或いは法律上の理由等からその職務を全うできない時
- ・ 憲法に違反する行為、重大かつ継続的な法律違反、或いは公の秩序を乱す重大な行為等のために、内務大臣令により解職された時
- ・ 被選挙権の喪失や兼職禁止規定への抵触による失職
- ・ 死亡
- ・ 辞職

48 地方団体制度統一法第51条に規定。

これらの事由によるシンダコの職務終了に伴い、理事は失職し、議会は解散するが、新しい議会議員とシンダコが選ばれるまでは、理事と議員はその職に留まる。その間のシンダコの職務は副シンダコが務める。なお、シンダコが辞職した場合には議会は解散され、コムーネは内務大臣の提案に基づき大統領令により任命された特別管理委員（*commissario*）の監督下に置かれる。

また、議会において、シンダコに対する不信任決議が可決された場合、シンダコは任期満了前であっても理事とともに失職する。不信任動議は、理由を付して、議員定数（シンダコは含まない）の5分の2以上の連署を得て提出されなければならない。不信任案はそれが提出されてから10日以降30日以内に表決されなければならない。投票は点呼投票で行われ、可決には過半数の議員の同意が得られなければならない。不信任案が可決された場合には議会は解散され、コムーネは上述の委員の監督下に置かれる。

エ シンダコの権限

(ア) シンダコとしての権限

コムーネの長としてのシンダコには、以下のような権限が付与されている。

- ・ コムーネの代表者
- ・ 理事会と議会（議長が置かれていないコムーネの場合）の招集と主宰
- ・ コムーネの内部組織の指揮統括と事務の執行
- ・ 権限付与或いは委任を受けてコムーネが行う国及び州の事務の執行
- ・ 議会が定めた方針に基づいて行う、公営企業や社会福祉施設等におけるコムーネの代表者の任命、指名及び解任
- ・ コムーネの内部部局の責任者の任命と事務分掌
- ・ 市民災害救援サービスの指揮統括
- ・ コムーネ議会が定めた方針、また場合により州が示した基準に基づく、商店、宿泊施設、飲食施設、遊技場及び公共サービスの営業時間の調整と変更
- ・ その他法律、規則及び憲章によりシンダコに付与される事務

(イ) 国の出先機関としてのシンダコの権限

シンダコはコムーネにおける国の出先機関として、以下のような権限を有する。

- ・ 公共の安全及び秩序に関して法律や規則によりシンダコに認められた命令等の制定
- ・ 公共の安全及び秩序に関して法律によりシンダコに委任された事務の遂行
- ・ 地方長官に予告した上での、公共の安全及び秩序に関するあらゆる事項に係る統制
- ・ 法の一般原則に従っての、市民の生命・身体の安全を脅かす重大な危険や都市型犯罪を予防、排除するための措置（又は緊急措置）の決定
- ・ 身分関係記録事務及び住民登録事務
- ・ 選挙事務

- ・ 兵役の義務を負う者の名簿と軍に入隊した者の名簿の作成⁴⁹
- ・ 統計データの作成

コムーネの区域内に地域自治区（後述）が置かれている場合には、シンダコは予め地方長官にその旨を伝えた上で、国の出先機関としての権限を地域自治区議会の議長に委任することができる。地域自治区が置かれていない場合には、シンダコは、国の機関としての自らの権限が特定の地区において行使されるよう、コムーネ議会議員1名に同権限を委任することができる。

シンダコ或いはシンダコから委任を受けた者が、国の機関としての権限を行使しない場合には、地方長官は必要な措置を講じることができる。

（４）コムーネの境界変更と合併

憲法第117条及び第133条の規定に基づき、州は住民に意見を求めた上で、州法により定める手順により、コムーネの境界変更を行うことができる。ただしコムーネの合併の場合を除いて、人口1万人未満のコムーネが新設されること、また境界変更により他のコムーネの人口が1万人を下回ることがあってはならない（地方団体制度統一法第15条第1項）。

ア コムーネの新設合併

公共支出削減を目的としてコムーネの連合（広域行政）と合併を推進するために、2014年4月7日法律第56号（通称デルリオ法⁵⁰、以下「デルリオ法」という。）により地方団体制度統一法第15条第2項の規定が改正され、州法の定めるところにより合併の手続を開始したコムーネは、全ての議会の一致した議決により、新たに設置されるコムーネの憲章を合併前に定めることができることとなった。

憲章の効力は新たなコムーネの設置とともに発生し、設置されたコムーネの機関により変更されるまで存続する。憲章は、合併前の旧コムーネの区域において引き続き住民が行政に参加でき、また行政サービスの利便性が図られることを担保するものでなければならない。

新設合併により誕生したコムーネは、合併前の旧コムーネの区域の全て或いは一部にムニチーピオ（municipio）と呼ばれる地域自治のための行政組織（後述）の設置をその憲章に定めることができる。

イ コムーネの編入合併

⁴⁹ 憲法第52条第2項には、兵役は法律に定める範囲及び方法により義務付けられると定められているが、徴兵は2005年1月1日から停止されている。

⁵⁰ 2013年に発足したレッタ（LETTA）内閣の州問題・自治担当大臣であったグラツィアーノ・デルリオ（Graziano DELRIO）の名を取ってこう呼ばれる。

編入合併の場合、編入されるコムーネの法人格は消滅し、そのシンダコ、理事及び議員は、編入合併を定める州法の施行日をもって失職する。編入するコムーネの憲章は、編入されるコムーネの区域において、適切な方法で住民の行政参加と行政サービスの提供が行われることを定めるものでなければならない。そのため、編入するコムーネと編入されるコムーネの憲章の統合は、編入合併について定める州法の施行日から3か月以内に行われなければならない。

編入合併にあたっては、州は憲法第133条の規定に従って、州法が定めるコムーネの住民投票の手続により、関係コムーネの住民に意見を求めなければならない。住民投票は、関係コムーネの議会が州に対して編入合併の申請手続を行うための議決をする前に実施されなければならない。

コムーネの名称の変更は、編入合併の場合であっても認められる。

その他編入合併の手続については、州法がこれを定める。

4 地域自治区・ムニチーピオ

(1) 地域自治区 (*circoscrizione di decentramento comunale*⁵¹⁾)

地域自治区（以下「自治区」という。）は、行政を地域の実情に適合させ、住民の意見を行政に反映させるとともに、行政への市民参加を促すために、コムーネの区域を地理的、社会的又は経済的な特徴を考慮しつつ分割して設置される行政組織である。自治区は法人格を有さず、区域内の住民の生活に密接に関わるサービスを実施し、またコムーネから委任される事務を処理する。

原則として、人口が25万人を超えるコムーネのみが、任意で自治区を設置することができる。その場合、自治区の平均人口は3万人を下回ってはならない⁵²。

自治区の組織運営はコムーネの憲章に定められるが、その数、境界、名称⁵³及びそれらの変更方法については、規則がこれを定める。

自治区の機関は、コムーネの一体性の原則の下に当該地区の住民の要求を代表する（地方団体制度統一法第17条第4項）。置かれる機関、その運営方法ならびにその構成員の選出方法は、コムーネの憲章と規則に定められる。機関の構成員の選出を住民による直接選挙とすることも可能である。機関の構成員の選出、任命及び指名の方法は、男女いずれもの平等な公選職へのアクセスを保障するものでなければならない。

⁵¹ 地方団体制度統一法第17条に定めるイタリア語の名称の直訳は「コムーネの分権のための区」。

⁵² 地方団体制度統一法第17条の規定では、人口が25万人を超えるコムーネでは地域自治区の設置は義務、また人口10万人以上25万人以下のコムーネではその設置は任意であったが、公共財政の調整と公共支出削減のため、2009年12月23日の法律第191号(2010年財政法)第2条第186項により、人口25万人を超えるコムーネにおける自治区の設置は任意となったほか、人口25万人以下のコムーネのそれについては廃止された。

⁵³ 「地域自治区」を表す名称は必ずしも地方団体制度統一法に定める *circoscrizione* とは限らず、コムーネによって異なる。例えばボローニャとフィレンツェでは、*quartiere* が、ナポリとヴェネツィアでは *municipalità* が自治区の名称として用いられている。また、ローマ、ミラノ、ジェノヴァではそれぞれムニチーピオ

(*municipio*) を自治区の名称としているが、上記の合併により誕生したコムーネに創設されるムニチーピオではなく *circoscrizione* としての *municipio* である。トリノとヴェローナでは地方団体制度統一法の名称と同じ *circoscrizione* が用いられている。

自治区の機関の構成員にはコムーネの機関の構成員（シンダコ、コムーネ議会議員及び理事）と同じ身分規定が適用される（地方団体制度統一法第 77 条）。

なお人口が 30 万人を超えるコムーネは、その憲章においてより広範な事務と組織運営上の自律性を有する行政組織の形態を定めることができる。

（2）ムニチーピオ（municipio）

地方団体制度統一法第 16 条は、合併により誕生したコムーネは、その憲章により、合併前のコムーネのそれぞれの区域、或いはそのうちのいくつかの区域にムニチーピオと呼ばれる法人格を有さない行政組織を設置することができる」と定めている。ムニチーピオの組織運営についてはコムーネの憲章と規則に定められ、その機関の構成員の選出は、住民の直接選挙によるものとするともできる。ムニチーピオの機関の構成員には、ムニチーピオと人口規模が等しいコムーネのそれに関する規定が適用される。

5 首都ローマ（Roma Capitale）

2001 年の憲法改正により、憲法第 114 条は全面的に書き換えられ、第 3 項として「ローマは共和国の首都である。その制度は、国の法律でこれを定める。」という一文が加えられた。その後 2009 年 5 月 5 日の法律第 42 号第 24 条により、それまでコムーネであったローマは「首都ローマ（ローマ・カピターレ）」と呼ばれる、憲法に定める範囲内で憲章上、行政上及び財政上特別の自律性を有する地方団体となった⁵⁴。また、同条は「首都ローマの制度は、ローマが憲法に定める機関のみならず、イタリア共和国、バチカン市国及び国際機関に対して各国を代表する外交団が置かれている場所としての役割を最大限に果たすことを保障するものでなければならない」と定めている。

（1）首都ローマの事務

首都ローマはコムーネの事務のほか、以下の事務を処理する。

- ・ 文化財・文化活動省との合意に基づく歴史遺産、文化財、自然環境及び河川の活用
- ・ 経済・社会発展（特に生産活動と観光の発展）
- ・ 都市開発及び地域の計画策定
- ・ 公共及び民間の建造物
- ・ 公共交通やモビリティ等、都市公共サービスの組織運営
- ・ 政府及びラツィオ州との協力による災害救援
- ・ 国又はラツィオ州から委任される他の事務

（2）首都ローマの機関

⁵⁴ 首都ローマの憲章は、カピトリーナ議会の 2013 年 3 月 7 日の議決第 8 号により承認された。ただし、憲章の規定が全面的に適用されたのは、同年 5 月から 6 月にかけて行われた選挙後からである。

首都ローマの機関は、カピトリーナ⁵⁵議会(Assemblea Capitalina)、カピトリーナ理事会(Giunta Capitalina)及びシンダコである⁵⁶。

カピトリーナ議会(以下「議会」という。)は、意思決定及び執行機関の監視を担う合議制の議決機関で、首都ローマのシンダコと48名の議員で構成される。議長は選挙後最初の議会で議員の互選により選ばれた者が務める。議長は議会を招集し、その進行と事務を司るとともに、憲章及び議会の会議規則に定める職務を果たす。議長の解職は、法律、憲章及び会議規則の重大な違反の場合に限られ、またその手続は会議規則がこれを定める。

シンダコは首都ローマの行政の最高責任者であり、首都ローマの代表及び国の官吏として、法律、憲章及び規則に定める職務を遂行する。閣僚会議の会合の議事日程に首都ローマの権能に関する議題が含まれる場合には、首都ローマのシンダコは要請に応じて閣僚会議へ出席する。

カピトリーナ理事会は、執行機関として、シンダコとともに、議会により決定された意思を実施に移す役割を担う。法律により議会の権限に属すると定められた事務、また法律或いは憲章によりシンダコの権限とされる事務以外については、全て理事会の権限に属するとされる。理事会はシンダコと議会の議員定数の4分の1以下の数の理事で構成される⁵⁷。理事会の長はシンダコが務める。シンダコは、理事の任命にあたっては男女共同参画の原則を遵守しなければならないが、また理事の中から副シンダコ1名を任命する。シンダコは理事と副シンダコの任命について、任命後に開催される議会においてこれを報告する。シンダコは理事を解職することができるが、その場合には解職後の議会においてその理由を報告しなければならない。被選挙権を有し、理事との兼職が禁止される職に就いていない者であれば、議会の議員以外の市民であっても理事として任命することが可能である。

首都ローマの機関については、国の法律に明記されていない事項に関しては、地方団体制度統一法のコムーネに関する規定が適用される。

第4節 コムーネ間の広域連携

地方団体制度統一法は、地方団体による事務の共同処理のための様々な制度について定めている。そのうちコムーネ間の広域行政の主要な制度として、コムーネ連合、山間地共同体及び島嶼部共同体が挙げられる。

1 コムーネ連合 (unioni di comuni)

(1) 概要

コムーネ連合は、原則として隣接する複数のコムーネが事務を共同処理する目的で設置する地方団体である(地方団体制度統一法第32条)⁵⁸。コムーネの全国組織である「イタ

⁵⁵ ローマ市庁舎が位置するカンピドリーオの丘は、カピトリーノの丘とも呼ばれる。

⁵⁶ 2010年9月17日立法命令第156号第2条に規定。

⁵⁷ 2022年8月現在の理事の数は12名。

⁵⁸ 主に山間地のコムーネで構成されるコムーネ連合については、「山間地コムーネ連合 (unione di comuni montani)」の名称が用いられる。山間地コムーネ連合には、憲法44条第2項(「法律は山間地の支援措置を

リア全国コムーネ協会（Associazione Nazionale Comuni Italiani, 略称 ANCI）」の資料⁵⁹によると、コムーネ連合の数は 2019 年には 581 で、それらに加入していたコムーネの数は 3,089 であった。また、同年にコムーネ連合に加入していたコムーネのうち、2,441 が人口 5,000 人未満となっている。

コムーネは 1 つのコムーネ連合にしか加入できない。また、コムーネ連合は他の連合或いはコムーネと協定を締結することができる。

コムーネ連合は憲章制定権と規則制定権を有する。デルリオ法の規定と相容れ、かつ適用除外に該当しない限りにおいて、コムーネ連合の機関の構成員、財政・会計制度、職員及び連合の組織構成等については、コムーネの制度に関する原則が適用される。また、人口が 5,000 人未満のコムーネで構成されるコムーネ連合には、小規模コムーネ⁶⁰に関する法律の規定が適用される。

コムーネ連合の憲章には、その機関の運営方法と機関相互間の関係が定められる。州の法律に連合の組織運営の原則と人口要件が定められている場合には、連合の憲章はそれらを遵守するものでなければならず、さらに憲章は、州法に定めるコムーネ間の効果的かつ統一的な事務の共同処理のための地域区分と一貫性が取れたものでなければならない。

憲章は、コムーネ連合の設置時にはその各構成コムーネの議会の採決に付されるが、設立後の憲章の改正にはコムーネ連合の議会の採択を必要とする。

デルリオ法により、新たに設置されるコムーネ連合の人口は、最低 1 万人と定められた（第 1 条第 107 項）。しかしながら、その構成コムーネが山間地共同体に加入している、或いは加入していた場合のコムーネ連合の人口要件は最低 3,000 人とされる。しかし、その場合には、コムーネ連合は 3 つ以上のコムーネで構成されなければならない。ただし、地域の特性を考慮して、州がコムーネ連合に関してこれとは異なる人口要件を定めている場合、或いはこの規定の適用除外を定めている場合には、この限りでない。

（2） コムーネ連合の機関

コムーネ連合に置かれる機関は、連合の長（presidente）、理事会（giunta）及び議会（consiglio）である（地方団体制度統一法第 32 条第 3 項）。コムーネ連合の長は、その構成コムーネのシンダコの中から選ばれ、また理事会は構成コムーネの理事の中から選ばれた者で成る。コムーネ連合の議会は、その憲章に定める数の議員で構成され、議員は各構

定める）と規定）及び山間地の支援に関する法律の規定に基づき、山間地の環境保全と振興もその事務とすることが認められる（地方団体制度統一法第 32 条）。

⁵⁹ Noi siamo piccoli ma... facciamo grande l' Italia, l' identikit dei piccoli Comuni, Unioni di Comuni e Fusioni di Comuni, ANCI, <https://www.anci.it/atlante-dei-piccoli-comuni/>（最終検索日：2023 年 2 月 13 日）

⁶⁰ イタリアでは、小規模コムーネとは通常人口が 5,000 人以下のコムーネをいう。小規模コムーネに対する支援、その振興及び歴史的な中心地の再整備と再活用に関する 2017 年 10 月 6 日法律第 158 号第 1 条第 2 項においても、「この法律において「小規模コムーネ」とは、居住人口が 5,000 人以下のコムーネ、又は合併により誕生したコムーネのうち、合併前の旧コムーネのいずれもの人口が 5,000 人以下であったものをいう。」と定められている。上記のイタリア全国コムーネ協会の資料 *Noi siamo piccoli ma... facciamo grande l'Italia* によると、2019 年に 7,914 あったイタリアのコムーネのうち、人口 5,000 人未満のコムーネの数は 5,500 で、これはコムーネ全体の 69% に相当する。また、小規模コムーネの居住人口は約 1,000 万人で、総人口の 17% を占めている。

成コムーネにおいて議員の互選により選ばれる。コムーネ連合の議会には少数派及び全ての構成コムーネが代表されなければならない。

人口が 5,000 人未満のコムーネを含むコムーネ連合の機関の構成員の被選挙権の欠格事項及び兼職規制について、最初の任期に関しては人口 5,000 人未満のコムーネに適用される法律がこれを定める。

コムーネ連合の機関の運営方法と機関相互間の関係については、その憲章に定められる。

機関の設置にあたっては、新たな公共支出又はその増加があってはならず、また機関の構成員はその職務に対していかなる報酬も受けることはできない。

コムーネ連合の構成コムーネは、連合がコムーネから委任を受けた事務の実施に必要な人的及び物的手段を提供する。

コムーネ連合の長は、構成コムーネのいずれかの書記官を連合の書記官とする。その場合、書記官には、コムーネにおける職務に加えて行う連合のための職務に対する追加の報酬は支給されない。

その他コムーネ連合のいかなる役職に対しても報酬は支払われない。

2 山間地共同体 (comunità montane)

(1) 概要

山間地共同体は、区域の全部又は一部が山間地⁶¹であるコムーネで構成される地方団体である（地方団体制度統一法第 27 条）。山間地共同体は、その区域を定める州の法律により設置される⁶²という点で、先述の山間地コムーネ連合とは異なる。また、山間地共同体は、県の境に跨って設置され得る。山間地共同体は、山間地の地域振興を図り、その固有の事務或いは他の団体から委任された事務、またコムーネの事務の共同処理を行う⁶³。

(2) 山間地共同体の設置

山間地共同体の設置に先立つ区域の確定にあたっては、州はその法律に定める手続に従って関係団体と協議し、合意を得なければならない。区域の一部が山間地であるコムーネについては、山間地の人口の割合が当該コムーネの総人口の 15%に満たない場合、州はそのコムーネを山間地共同体の区域から除外することができる。また、県の本庁舎が置かれ

⁶¹ 1952 年 7 月 25 日法律第 991 号（「山間地のための措置」）第 1 条は「山間地とはその面積の 80%が海拔 600 メートルを超えるコムーネ、或いはその地域の標高差が 600 メートル未満でないコムーネで、かつその区域において、1939 年 6 月 29 日法律第 976 号により法律に転換された 1939 年 4 月 4 日勅令第 589 号に規定する農地の賃貸所得及び農業生産所得を合算し、それに 1947 年 5 月 12 号立法命令第 356 号に定める評価係数 12 を適用して得られる 1 ヘクタール当たりの平均課税所得が 2,400 リラを超えないコムーネをいう。」と定めている。同条は 1990 年 6 月 8 日法律第 142 号第 29 条第 7 項により廃止されたが、国立統計局の統計やその基になっている山間地コムーネ・共同体・団体全国連合会（Unione Nazionale Comuni Comunità Enti Montani, 略称 UNCEM）の山間地の分類は、現在でも同条の定義を基にしている。

⁶² 設置の行為主体は州理事会の長（州知事）とされる（地方団体制度統一法第 27 条第 3 項）。

⁶³ 公共支出の抑制のため、2007 年 12 月 24 日法律第 244 号（2008 年財政法）により、州はその法律において州内の山間地共同体の再編を図ることとされた。また同法において一定の人口や標高の要件を満たさない共同体の廃止が定められた。さらに 2009 年 12 月 23 日法律第 191 号（2010 年財政法）により山間地共同体に対する国の財政支援が廃止されたため、以来各州において山間地共同体の廃止や統合、山間地コムーネ連合への移行等の再編が行われた。

ているコムーネと、人口が4万人超のコムーネについても、山間地共同体の区域に含めることはできない。しかし、山間地共同体の区域から除外されたコムーネであっても、欧州連合、或いは国及び州の法律により定められた山間地の振興のための特別措置を受けることができる。

なお、地域におけるコムーネ間の効果的な事務の共同処理のために妥当であると判断される場合には、州は山間地共同体の区域の周辺の、山間地ではなく人口が2万人を超えないコムーネを共同体に含めることができる。その場合、共同体に含まれるコムーネは、共同体の区域と地理的又は社会経済的に一体性をなすものでなければならない。

山間地共同体を設置する州の法律には、共同体の憲章の承認方法、協議手順、地域の複数年度計画及び年間計画の策定、州及び欧州連合からの補助金の山間地共同体間での配分基準、地域の他の団体との関係等が定められる。

(3) 山間地共同体の機関

山間地共同体には、意思決定及び執行機関の監視の機能を担う代表機関（議会）と合議制の執行機関（理事会）、そして山間地共同体の代表かつ執行機関の長である山間地共同体の長が置かれる。山間地共同体の長は、その構成コムーネのシンダコを兼職することができる。また、執行機関の理事の数は議員数の3分の1を上回ってはならない⁶⁴。代表機関（議会）の構成員であるコムーネの代表（シンダコ、理事或いは議員）は、各コムーネの議会において、少数派の代表が確保されるように、制限連記制⁶⁵により選ばれる。

(4) 山間地共同体の事務

山間地共同体は、以下の事務を行うものとされる。

- ・ コムーネの固有の事務及びコムーネに委任された事務の共同処理
- ・ コムーネ、県及び州から付与された事務の処理
- ・ 法律により山間地共同体の固有の事務として定められた事務の処理
- ・ 欧州連合又は国或いは州の法律により定められた、山間地のための特別な措置

また、山間地共同体は、地域の社会経済発展のための複数年計画を策定する。同計画には欧州連合、国及び州が定める目標も含まれる。

3 島嶼部共同体／列島共同体 (comunità isolane o di arcipelago)

シチリア島とサルデーニャ島を除く、複数のコムーネを含む島又は列島においては、広域行政のために島嶼部共同体或いは列島共同体を設置することが可能である（地方団体制度統一法第29条）。島嶼部共同体と列島共同体には山間地共同体の規定が適用される。

⁶⁴ 2007年12月24日法律第244号第2条第20項d)

⁶⁵ 制限連記制とは、選挙人が定数以下の複数の候補者に投票する制度をいう。

4 州によるコムーネの広域連携の推進

人口規模が小さいコムーネによる広域的な事務処理を推進するために、州はコムーネとの協議に基づき、事務の効果的な共同処理に適切な区域を定める。当該区域に含まれるコムーネは、相互協力の主体やそのための手法等について、州法が定める期限までに自主的に定めなければならない。

また、州はコムーネ連合による共同処理も含めたコムーネの広域連携を推進するために、事務及びサービスの分野別にその効果的な広域処理に適切な地理的範囲を定める広域行政地域計画をコムーネとの協議により策定する。同計画は3年ごとに改訂されなければならない。州は、同計画の一環で、その法律により事務やサービスの段階的な統合を進めるための補助金等の支援措置について定める。

5 地方団体間の広域連携のための制度

上記のコムーネの広域連携制度のほかに、地方団体制度統一法は地方団体⁶⁶が事務やサービスの共同処理を行うための制度である協定、共同事業体及び計画合意について定めている。

(1) 協定 (convenzioni)

地方団体は、特定の事務やサービスを連携して処理するために、協定を締結することができる。協定の締結は法人の設立を必要としない広域連携の仕組みである。協定にはその締結目的、有効期間、共同処理される事務或いはサービス、関係団体間の協議方法と財政関係、相互的な義務と保証が定められなければならない。国と州はそれぞれの権限の範囲内で、地方団体が特定のサービスを一時的に運営する、或いは施設整備事業を実施するにあたり協定を締結しなければならない場合について、それぞれの法律により定めることができる。

(2) 共同事業体 (consorzi)

共同事業体は、1つ或いは複数の事業活動の共同実施のために、地方団体制度統一法第114条の公営企業に関する規定に準拠して設置される法人である。また、共同事業体に適用される他の法律がその旨を定める場合には、地方団体以外の公共団体も共同事業体に加入することができる。共同事業体の設置にあたっては、全ての関係地方団体の議会において、共同事業体の設置に関する協定及び共同事業体の規約が絶対多数で承認されなければならない。同一の地方団体間で複数の共同事業体を設置することは認められない。公益性が特に高いと認められる事業については、国は法律により、特定の事業の実施のために地方団体が加入しなければならない義務的共同事業体の設置を定めることができる。

(3) 計画合意 (accordi di programma)

⁶⁶ 地方団体制度統一法において「地方団体」とは、コムーネ、県、大都市、山間地共同体、島嶼部共同体及びコムーネ連合と規定される。

計画合意は、複数の階層の行政主体（国、州、県及びコムーネ）が連携して事業を実施するために締結される。合意の締結にあたっては、当該事業に関して権限を有する州知事、県知事或いはシンダコの発意に基づき、全ての関係主体の代表者による会議が招集される。関係者の合意が満場一致で得られた場合には、合意文書は会議を招集した団体の長により承認され、州の官報に掲載される。計画合意には、事業の期間、実施方法、資金調達方法及び他の関連事項のほか、任意で参加主体の債務不履行の場合の調停手続或いは代替措置を定めることができる。

第5節 県・大都市

1 県

県は、コムーネと州の間に位置する広域地方団体であり、憲法上、コムーネ、大都市、州及び国と同様に共和国の構成要素である。以下に述べる普通州に属する県の数は 76 である⁶⁷。

（1）デルリオ法による県の改革

2011 年の欧州債務危機の深刻化により、イタリアの巨額の政府債務残高は市場の懸念を呼ぶ大きな要因となり、政府は財政再建に向けた歳出削減のための政策に取り組むことを余儀なくされた。そのような状況において、地方制度の簡素化により歳出を減らすための改革として、県の制度の見直しと一部の県の大都市への移行が議論されるようになった。

その一環で、2011 年 12 月 6 日緊急法律命令第 201 号により県の権能の縮小と、県の機関の構成員数の削減が定められた。また、2012 年 7 月 6 日緊急法律命令第 95 号により、普通州の県を人口と面積に関する要件⁶⁸を満たすように統合するとともに、10 の県を大都市へ移行させ、その対象となる県を廃止することが定められた。しかし、これらの規定に関して、憲法裁判所が「緊急法律命令は特別な必要性かつ緊急性がある場合に政府により制定され、それは法律と同等の効力を有する」と定める憲法第 77 条に違反する（地方制度の改革は、緊急法律命令ではなく国の法律により定められるべきもの）という判決を下した⁶⁹ため、実現には至らなかった。

現行の県の制度は、デルリオ法がこれを定めている。同法により、普通州の 10 の県に大都市（後述）が設置され、当該県は大都市に取って代わられた。また他の県については、その事務は地域の環境保護や、学校施設の管理等、特定の分野に限られることとなった。さらに、県の長（以下「県知事」という。）と議会議員の選出方法も、直接選挙から県内の

⁶⁷ 県の数については注 28 を参照のこと。

⁶⁸ 2012 年 7 月 6 日緊急法律命令第 95 号第 17 条第 2 項には、県の再編にかかる面積と人口の要件は同命令の施行日から 10 日以内に閣議決定されると定められた。それを受けて 2012 年 7 月 20 日に行われた閣議では、緊急法律命令第 95 号第 17 条第 2 項の規定の適用除外となる県を除き、普通州の全ての県は再編の対象となり、その面積要件は 2,500 km²以上、また、人口要件は 35 万人以上とすることが定められた。さらに、再編により新たに創設される県は面積要件、人口要件のいずれも備えていなければならないとされた。

⁶⁹ 2013 年 7 月 3 日－9 日の判決第 220 号

コムーネのシンダコとコムーネ議会議員を選挙人とする間接選挙に変更された。同法には県も大都市も「広域地方団体 (ente territoriale di area vasta)」であると定義される。

デルリオ法は「憲法第 2 編第 5 章⁷⁰の改正を待ちつつ」と明記した上で、大都市の創設と県の再編について定めているが（第 1 条第 5 項及び第 51 項）、これは同法が憲法改正による県の廃止を前提としていたためである。したがって、同法は暫定的なものとして制定された法律であり、憲法改正について国民の承認が得られ、県が廃止された後には、別の法律により他の階層の団体へ県の事務の移譲等が定められるはずであった。しかし、県の廃止を定める憲法改正案は 2016 年 12 月 4 日に行われた国民投票において否決されたため、県は存続することとなり、現在でも県、大都市のいずれも同法により規定されている。

(2) 県の事務

ア 基本的事務

デルリオ法第 1 条第 85 項は、県の基本的事務として、以下を定めている。

- ・ 環境保護、都市開発等に関わる地域調整計画の策定及び環境の保護・活用
- ・ 県域内の輸送サービスの計画策定と民間輸送の許可と監督、県道の建設、管理及び交通規制
- ・ 県内の学校施設のネットワーク⁷¹にかかる計画策定
- ・ データの収集と集計、地方団体に対する技術面及び行政運営面での支援
- ・ 学校施設の整備
- ・ 雇用における差別防止の監督と男女機会平等の促進

これらの基本的事務は、憲法第 117 条に定める国と州の立法権に属する事項に関して、国と州がそれぞれ制定した法律の範囲内及びそれに定める様式に従って処理される。

また、その区域全体が山間地に位置している県、また隣国と国境を接している県については、以下についてもその基本的事務とされる。

- ・ 地域の戦略的発展の推進と、地域の特性に応じた事務の共同処理
- ・ 合意や協定の締結による、国境を隔てた隣国の山間地に位置する県、自治県、州、特別な法的地位を有する州或いは地方団体との関係の促進

さらに、県はコムーネと合意を締結することにより、以下の事務を行うことができる。

- ・ 入札・公契約関係の書類の作成
- ・ サービス契約に関するモニタリング
- ・ 職員採用のための競争試験の実施と選考手続

イ 県の事務の再編

⁷⁰ 章題は「州、県、コムーネ」。

⁷¹ 1999 年 3 月 8 日大統領令第 275 号第 7 条は、学校施設はその教育目的の達成のために他の学校施設とのネットワーク構築の合意の締結、又は既存の学校施設ネットワークに加盟することができる、と定めている。

デルリオ法により県の事務が上記のそれに限定されたことに伴い、それまで県が処理していた事務で上記に含まれないものについては、国と州がそれぞれの権限の範囲内で、補完性の原則、最適性の原則及び差異性の原則、行政の継続性、手続の簡素化と合理化、コスト削減等の達成すべき目標、また各州の状況を考慮し、県の事務とするべきものについてはそれぞれの法律により県に付与された。その結果、州法により県に付与された事務は県により異なる。また、県の事務とされなかったものは、コムーネ或いは州に付与された。

(3) 県の機関

デルリオ法は、県の機関として、県知事 (*presidente della provincia*)、県議会 (*consiglio provinciale*) 及びシンダコ会議 (*assemblea dei sindaci*) を定めている。当初、これらの機関を構成する者に対する報酬は一切支払われないとされたが、県知事については若干の見直しが行われている。

ア 県知事

県知事は県を代表し、議会とシンダコ会議を招集、主宰する。また、県の内部組織の運営を指揮監督し、事務を執行するほか、憲章により付与された他の事務を担う。

県知事は県内のコムーネのシンダコ及び議員により選出され、その任期は4年である。県知事の被選挙権については、選挙期日以降の任期の残存期間が18か月以上の県内のコムーネのシンダコであることが要件とされる。

県知事は県議会議員の中から副知事を1名任命し、県知事の権限に属する事務の一部について、その者に委任することができる。県知事は副知事の任命と事務の委任について、速やかに県議会に報告しなければならない。副知事は、何らかの理由により県知事が欠けた場合には、その職務を代行する。なお、県知事は県の憲章に定める範囲内で、県議会の合議制の原則を尊重しつつ、自らの権限に属する事務を県議会議員に委任することもできる。

県知事がシンダコの職を失った場合には、県知事の職も自動的に失う。

イ 県議会

(ア) 概要

県議会は県の政策方針の決定及び執行機関の監視を担う合議制の議決機関である。

県議会議員の任期は2年で、その選挙権及び被選挙権は、いずれも県内のコムーネの現職のシンダコ及び議員に認められる。

(イ) 議員定数

県議会は県知事と、県の人口規模に応じて、以下のように定められた数の議員で構成される。

(表 2-3) 議員定数

県の人口	議員定数
300,000 人未満	10 人
300,000 人～700,000 人	12 人
700,001 人以上	16 人

(ウ) 県議会の権限

県議会は、以下の権限を有する。

- ・ シンダコ会議への憲章の提案
- ・ 規則及び諸計画に関する議決
- ・ 県知事から提出される他の議案の議決或いは承認
- ・ 憲章に県議会の権限に属する事項として定められたもの
- ・ 県知事から提案され、シンダコ会議に諮られる予算案の承認
- ・ シンダコ会議の答申を経た予算案の最終的な議決

ウ シンダコ会議

シンダコ会議は県内のコムーネのシンダコで構成され、県の憲章に定めるところにより提案、答申及び監視を行う機関である。

シンダコ会議は議会から提案された憲章及びそれに係る修正案を承認する。承認には県の総人口の半数以上を含む、全てのコムーネの3分の1以上の同意が必要とされる。

2 大都市

大都市は、デルリオ法により創設された広域地方団体で、現在普通州に 10、また特別州に 5 つの大都市が設置されている。

(1) 大都市制度の創設の背景

イタリアにおいて大都市制度の創設が議論されるようになったのは、地方行政制度の在り方が検討される中で、大都市部のよりよい行政運営が課題とされた 1990 年代のことである。住民の社会経済活動圏が基礎自治体であるコムーネの区域を越えて広域化し、大都市とそれに隣接するコムーネが都市計画の観点からも一体の圏域を形成している状況にあって、公共交通の整備や施設の建設計画策定などは、それぞれのコムーネにおいてではなく、大都市部の地域全体で一体的に行われた方が効率的、経済的であると考えられた。

地方自治制度に関する 1990 年 6 月 8 日法律第 142 号は、初めて 9 つの大都市(トリノ、ミラノ、ヴェネツィア、ジェノヴァ、ボローニャ、フィレンツェ、ローマ、パーリ及びナポリ)と、経済活動、社会生活に必要なサービス、文化及び地域の特性に関してそれらと一体性をなす周辺コムーネを大都市圏とし、その区域については関係自治体との合意に基

づき州法により定めると規定した。また、その区域に「大都市」と呼ばれる地方団体を設置し、その事務については、県の事務のほかに、コムーネが処理する事務のうち、広域的に処理することがより効果的、経済的であると考えられる事務を、州法で大都市の事務として規定する、とした。しかしながら、90年代には大都市の創設をめぐる、その境界に関して関係団体の合意を得るための協議が繰り返されたものの、結果として大都市の創設には至らなかった。

その後2001年の憲法改正により、大都市はコムーネ、県及び州と並んで、固有の憲章、権限及び権能を有する自治団体と憲法第114条に規定された。そして、2012年7月6日緊急法律命令第95号の第18条には、効果的、効率的な行政運営の実現のために、ローマ、トリノ、ミラノ、ヴェネツィア、ジェノヴァ、ボローニャ、フィレンツェ、バーリ、ナポリ及びレッジョ・カラブリアの10県を廃止し、それらの県に代わるものとして大都市を設置する旨が定められた。しかし、憲法裁判所により同条の規定が違憲であるとされたことから、同命令による大都市の創設は実現しなかった。

(2) デルリオ法による大都市の創設

イタリアの大都市が実際に創設されたのは、デルリオ法によってである。同法により、2015年1月1日付で普通州の10の県（首都ローマ、トリノ、ミラノ、ヴェネツィア、ジェノヴァ、ボローニャ、フィレンツェ、バーリ、ナポリ及びレッジョ・カラブリア⁷²）は大都市に取って代わられた。

また、デルリオ法の第1条第5項には「この法律に定める原則は、サルデーニャ州、シチリア州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジューリア州がそれぞれの憲章に従って定める大都市及び大都市圏の制度における大幅な経済社会改革の原則となるものである」と規定されており、これら3つの特別州のうち、シチリア州においては2015年8月4日州法第15号により、パレルモ、メッシーナとカタニアの3つの大都市が、また、サルデーニャ州においては2016年2月4日州法第2号によりカリアリ大都市、2021年4月12日州法第7号によりサッサリ大都市が創設された。

(3) 大都市制度

デルリオ法により普通州に創設された10の大都市の制度については、以下のとおりである。

デルリオ法は、大都市を県と同様に広域地方団体と位置付け、以下の役割を担うものであると定めている（第1条第2項）。

- ・ 大都市の地域の戦略的な発展の推進
- ・ 大都市の利益となるサービス、社会資本及び情報通信ネットワークの整備と統合管理
- ・ 欧州の大都市及び大都市圏との関係を含む、大都市と同等の団体との関係構築・発展

⁷² レッジョ・カラブリア県が実際に大都市に移行したのは2017年1月であった。

(4) 大都市の事務

大都市の事務については、以下のように定められている。

- ・ 県の基本的事務
- ・ 大都市の固有事務
 - 大都市3か年戦略計画（大都市の政策及び大都市に含まれるコムーネとコムーネ連合の事務処理の指針となる計画）の策定及び改定
 - 大都市の権限に属する情報通信基盤、サービスのネットワーク及び社会資本等についてのほか、コムーネの活動や事務の遂行に関する制約や目標についても定める大都市総合計画の策定
 - 公共サービスの運営の連携システムの構築と大都市全体の利益となる公共サービスの組織
 - 移動手段と交通網
 - 経済社会発展の推進とそれに係る連絡調整
 - 大都市の情報通信・デジタル基盤の整備及びそれに係る連絡調整
- ・ 県の事務の見直しの一環で大都市に付与された事務
- ・ 国又は州により付与されるその他の事務

(5) 大都市の機関

大都市の機関は、大都市の長（*sindaco metropolitano*）、大都市議会（*consiglio metropolitano*）及び大都市評議会（*conferenza metropolitana*）である。これらの役職は全て無報酬である。

ア 大都市の長

大都市の長は、大都市の中心コムーネのシンダコが当然に務める。

大都市の長は、大都市を代表し、大都市議会と大都市評議会を招集、主宰する。また、大都市の部局の業務運営の監督と、決定の執行の監督を行うとともに、憲章により付与された任務を遂行する。

大都市の長は、大都市の予算に関して提案権を有する。

イ 大都市議会

大都市議会は、大都市の長と、大都市の人口に応じて定められた数の議員（14名から24名まで）で構成される。大都市議会の議員は大都市を構成するコムーネのシンダコと、コムーネ議会議員を選挙人とした間接選挙で名簿式比例代表制により選出され、その任期は5年である。被選挙人となるのは、大都市の現職のコムーネのシンダコとコムーネ議会議員である。コムーネ議会議員を辞した者は、大都市議会議員の職を失う。大都市の中心コムーネの議会の改選が行われた場合には、シンダコの当選から60日以内に大都市議会の議員選挙が行われる。

なお、デルリオ法第1条第22項は、「大都市はその憲章に、大都市の長と議員は国の法律に定める選挙制度により直接選挙で選出される、と定めることができる」と規定している。しかしながら、選挙制度を定める法律が制定されていないため、直接選挙は実施されていない。

大都市議会は大都市の意思を決定し、執行機関を監視する機関であり、大都市評議会に対して憲章及びその改正を提案するほか、規則や計画を承認し、大都市の長から議会に提出される案件を承認或いは採択する。大都市議会は大都市の長から提出され、大都市評議会の答申に付される予算案を採択するとともに、評議会の答申を経た予算案を最終承認する。また、大都市議会は憲章に定められた他の役割を担う。

ウ 大都市評議会

大都市評議会は、大都市の長と、大都市を構成するコムーネのシンダコで構成される。大都市の長は評議会を招集、主宰する。評議会は議会から提案される憲章とその改正を採択し、憲章に定めるところに従い、提案や諮問に対する答申を行う。

第6節 州 (regione)

州は地方団体と国の間に位置する領域団体である。その制度の概要は共和国憲法に定められているが、「地方団体制度統一法」上という地方団体ではない。

現在、15の普通州 (regione a statuto ordinario) と5の特別州 (regione a statuto speciale) が設けられている。

州の区域は、1861年の国家統一以前にあった王国及び諸公国の領土を基本的に踏襲しており、一定の歴史的背景を有している。州の設置目的は、国と県の間に行政単位を置き、そこに国の権限を移譲することで、より住民に近い行政を行うというものであった。州域ごとに異なる行政需要に対応し得る行政を実現し、特に特別州においては、住民の民族及び言語の特徴及びその経済的・社会的発展の段階を考慮する等の理由もあった。また、一方で中央政府の負担を軽減するという要因も指摘されている。

1 概要

州は、憲法で国に配分された事項以外についての立法権を有している。しかし、独自の憲法を制定し、連邦国家を形成する単位ではない。平均的な州の人口は、ほぼ日本の都道府県の平均に等しく、その面積は日本の都道府県の平均のほぼ2倍に等しい。

特別州は島嶼部及び国境山岳地帯に位置し、政治的、民族的、経済的理由から憲法によって認められた大幅な自治権を保障されている。特別州は5州あり憲法上に列挙されている。

2 州の機関

州の機関は、共和国憲法に規定されており、州議会（*consiglio regionale*）、州理事会（*giunta regionale*）、州知事（*presidente della regione*）が設置されている（憲法第 121 条）。州議会に立法権、州理事会に執行権、そして州知事に州代表の地位が与えられている。

3 州議会

（1）概要

州議会は、憲法で国に配分された事項以外についての立法権のほか、憲法及び法律により与えられた他の権能を行使し、また国会両院に対して、国レベルの法律案を提案することができる（憲法第 121 条）。州議会議員の定数の上限は、2011 年緊急法律命令第 138 号第 14 条によって定められており、各州の人口によって異なる。特別州の議員数は各州の憲章に規定される。州議会議員の過半数が同時に辞職した場合、州議会は州理事会とともに解散される。州議会議員の任期は 5 年であり、次の選挙の 46 日前にその職務を停止する。

（2）権限

州議会の主要な権能は、州法律及び州規則の制定である。そのほかに州における行政計画、予算・決算の議決、州政策の方針決定、州際行政に関すること等を行う。また、憲法上の定めにより、国政への州の参加に関する決定を行う。州議会の権限は各州の憲章上に定められ、州によって役割が異なっている。

（3）州議会の運営

ア 組織の自律性

州議会は組織の自律性を有し、自らの議決により会議規則を定める。これは、州議会内部組織の一般的な規程であり、特に議事進行、州法律案の提出及び討議に関する手続等を定める。

イ 州議会議長

州議会議長は議会の招集、議事進行等を行う。議長の選出方法は州憲章において定められており、通常、州議会議員の互選によって選出される。

ウ 議会理事部（*ufficio di presidenza*）の設置

議会は議員の中から州議会議長及び議会理事部を選出する（憲法第 122 条第 3 項）。その詳細については、各州の州憲章に定められている。議会理事部は、議員の職務を遂行するために必要な情報収集活動、諮問、調査を始め、議員の活動に必要な事務を行う。

エ 州議会の解散

州知事の辞職、職務遂行不能、死亡の場合等には、州議会及び州理事会が解散される（憲法第 126 条第 3 項）。

（４）州理事会に対する監督

州議会は州理事会を監督する権限を有する。これは、議会が自ら定めた方針に照らして、理事会において行政機関としての活動が適切に行われているかどうかをチェックするものである。

州議会が監督に際して行う行為には、以下のようなものがある。

- ・ 質疑
情報、資料等を入手するため理事会に質問する。
- ・ 説明要求
特定の問題に対する理事会の対応に関して、その理由及び方針の説明を得るための詳細な内容に関する質疑である。単なる情報提供だけではなく、理事会の立場を明確にすることを求める。
- ・ 動議
特定の議題に関し、州議会の立場を明確にする。質疑、説明要求と異なり、動議を提出するために必要な州議会議員の最少人数の要件が定められている。

4 州理事会

（１）概要

ア 組織構成

州理事会は州の執行機関であり（憲法第 121 条第 3 項）、法律等により他機関に権限が与えられていない行政活動を実施する。その組織及び事務に関しては、憲法の定めに従うほか、各州の憲章で定められる。

州理事会は、州知事と州理事（*assessore regionale*）からなる。州知事は直接選挙で選出され、同選出日より 10 日以内に、副知事及びその他の理事を任命する。その後、理事会は州議会により承認される。

イ 理事の選出

従来、理事会は州議会により選出されていた。1999 年憲法的法律⁷³第 1 号により、州知事の直接選挙が導入された際に、州知事による理事の任命が認められた。ただし、州憲章で別形式を定める可能性も残している（憲法第 122 条第 5 項）。理事については、州知事が罷免することもできる。理事の数は各州の憲章によって定められているが、2011 年緊急法律命令第 138 号第 14 条により、その数は州議会議員の数の 5 分の 1 以下との原則が定められている。また、各州の憲章の規定は州により異なり、数を定めたもの、数の上限を定めたもの、下限と上限を定めたものなど、様々である。

⁷³ 州の合併及び設立は憲法的法律により定められる（憲法第 132 条）。憲法的法律の制定には憲法改正手続と同じ手続を要する。

ウ 合議制

理事会の議事は合議制とされる。州知事が州理事会の長を務める。各州の州憲章によれば、全構成員は完全に対等な立場であり、議長票が他の理事のものに比べて、特別な扱いを受けることは原則としてない。賛否同数の投票結果となった場合に、議長票によって決定されると定める憲章も存在する。

(2) 権限

州理事会の主たる役割は、州議会への州法律案及び州規則案提出、並びに議会での議決事項の執行である。州理事会は、各州における州法律又は州規則で定められた範囲内で、一般的に以下の分野において決定を下し、関連する事務を執行する。

- ・ 予算及び決算の議会への提出
- ・ 州内における経済計画及び地域計画の作成
- ・ 各種契約の締結
- ・ 州有財産等の管理
- ・ 公営企業に対する監督
- ・ コムーネ、県及び他の地方団体に委任した州権限の実施状況の監督
- ・ 訴訟に関する事項

(3) 理事会の議決手続

理事会の組織及び活動については、州憲章により定められており、理事会の議決手続についても、憲章若しくは運営規則に基づいて行われる。議決にいたる一般的な手続は、以下のとおりである。

- ・ 州知事による会議の招集、議事日程の作成
- ・ 理事の出席、定足数の確認
- ・ 審議
- ・ 出席者の過半数による議決

(4) 理事会の任務停止

州議会が州知事に対し、不信任を投票により表明した場合、すなわち5分の1以上の議員の署名により州知事不信任案を提出し、過半数によりそれを承認した場合、州知事の辞任と共に州理事会は任務を停止する。同時に州議会も活動を停止し、3か月以内に州議会及び州知事の選挙が公示される。なお、理事会の権限は、州議会解散に伴う理事の任務停止後は極めて限定されたものとなる。

5 州知事

(1) 概要

州知事は州の代表として州法律及び州規則等を公布するとともに、国から州に委任された行政事務を行う。1999年の共和国憲法改正により、従来は州議会議員の互選によって選出されていた州知事について、直接選挙制が導入された。州憲章で特別な指定がなされない限り、州の有権者が州知事を直接選挙する（憲法第122条第5項）。

憲法上に定められた州知事の役割は、州の代表者及び州理事会の議長である（憲法第121条）。州知事は理事を任命する。

（2）任期・不信任・辞任

州知事の任期は5年である（州議会議員と同時に選出されるため）。州議会が、5分の1以上の議員の署名により州知事不信任案を提出し、過半数によりそれを承認した場合、州知事は解職され、州議会及び州理事会は解散される（憲法第126条第2項）⁷⁴。その後3か月以内に、州議会及び州知事選挙の公示が行われる。

また、国による州知事の解職が、州問題に関する両院特別委員会の所見を踏まえた上で、大統領令により行われる。これは、下記の場合に認められる（憲法第126条第1項）。

- ・ 憲法違反、法律の重大な違反がある場合
- ・ 国家安全に関する理由がある場合

これらの場合についても、州知事辞任に続き、州理事会、州議会の解散がなされる。

（3）執行機関の長としての権能

州知事は州の代表として、具体的には州の執行機関である理事会の長として、憲法、国の法律及び州憲章で定める役割を担う。理事会を招集しその議長を務め、また州法律等に署名する。

その権能としては、以下のようなものがあげられる。

- ・ 州発行文書への署名人、契約締結の際の代表者、州が提訴する裁判での訴訟当事者となる。
- ・ 州における行政及び司法上の決定を行い、州を代表する。
- ・ 州に対する請願を受理する。
- ・ 州法律及び州規則の公布、住民投票の公示等を行う。
- ・ 国から委託された行政事務を行う（憲法第121条第4項）。

6 特別州

シチリア州、サルデーニャ州、ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アデージェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジューリア州は特別州であり、憲法的法律により、特別な自治の形式と条件が規定された。

⁷⁴ これは直接選挙で選ばれた州知事のみにも適用される。各州の憲章で別の定めをしている場合には適用されない。

(表 2-4) 特別州の設立を定めた憲法的法律

州名	憲法的法律名
シチリア州	1948 年憲法的法律第 2 号
サルデーニャ州	1948 年憲法的法律第 3 号
ヴァッレ・ダオスタ州	1948 年憲法的法律第 4 号
トレンティーノ＝アルト・アディジェ州	1948 年憲法的法律第 5 号
フリウリ＝ヴェネツィア・ジューリア州	1963 年憲法的法律第 1 号

これらの 5 つの特別州は、普通州に比べて比較的広い権限を与えられている。

また、特別州は一定の分野において独占的な立法権を有する。さらに、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州においては、立法権がトレント自治県とボルツァーノ自治県にも与えられている。

一定の分野において独占的立法権を持つ特別州は、主として以下の法令等に従う。

- ・ 憲法
- ・ 国法の一般原則
- ・ 国際的義務、国家及び他の州の利益

第 7 節 中央政府と地方政府の協議の場

1 国家－州会議

(1) 概要

国家－州会議 (conferenza stato-regioni) は、正式名称を「国家、州並びにトレント及びボルツァーノ自治県間常設会議」(conferenza permanente per i rapporti tra lo Stato, le Regioni e le Province autonome di Trento e Bolzano) という。1983 年に設立され、1997 年に常設の会議となった。

同会議では、州及び自治県の政治・行政活動について諮問、情報収集、合意、協議等を行う。様々な経緯を経て、同会議は中央政府と州の間の調整機関と位置づけられ、州自治に関する機関・団体の中心的存在となった。

同会議には、全ての普通州と特別州の州知事及びトレント自治県、ボルツァーノ自治県の県知事が参加する。議長は首相であり、関連省庁大臣が議長の指示により議題に応じて参加し、議長は中央行政及び公共団体の代表を参加させることもできる。

(2) 法令等への意見表明

同会議によって、中央政府の政策選択に州及び自治県が参加することができるようになったと言われ、州及び自治県の利益に関わる全ての国の法令等に関して、同会議の意見が述べられなければならない。それは諮問を求められてから、原則として 20 日以内に行われる。緊急性のある場合は、首相は法令案の採択を優先することができるが、採択の後に提出された意見を考慮しなければならない。

(3) 合意の締結等

現行法の定めに基づき、国家－州会議での合意が必要とされる事項がある。合意は、中央政府並びに全ての州及び自治県の知事の全会一致によって行われる。ただし、30日以内に合意に達しなかった場合、内閣は理由を示した上で措置することができる。また、緊急の場合、内閣は理由を示した上で、合意なく措置することができるが、15日以内に当該措置を国家－州会議に提出し、その後の措置のために、国家－州会議の意見を検討しなければならない。このほか、中央政府、州及び自治県は、各権限の行使を調整し、共通の利害に係る活動を行うために、協定を結ぶこともできる。

2 国家－都市会議

国家－都市会議（conferenza stato-città）は、正式名称を「国家－都市及び地方団体会議」（conferenza stato- città ed autonomie locali）という。1996年に首相令により設立され、県及びコムーネの事務について影響を与えうる政策方針に関わる問題について、調整、研究、情報交換、検討を行う。1997年8月28日立法命令第281号により、法律レベルの根拠を有する団体となった。

同会議は首相によって主宰され、内務大臣、経済財政大臣、都市基盤整備大臣、保健大臣及びイタリア全国コムーネ協会（ANCI）会長、イタリア県連合会（UPI）会長、山間地コムーネ・共同体・団体全国連合会（UNCCEM）会長などを構成員とする。

3 統合会議

イタリアには、国と地方が共通の課題について協議し、協力を図る場である統合会議（conferenza unificata）という場が存在する。統合会議は、国の関係大臣並びに州及び地方団体の代表から構成され、国の活動に対する領域団体の協力を推進し、共通の課題について検討するために設置された機関で、1997年立法命令第281号「国家、州並びにトレント及びボルツァーノ自治県の関係に係る常設会議の権限の定義及び拡大、並びに州、県及びコムーネの共通の利害に係る事項及び権限に関する国家－都市及び地方団体会議との統合」第8条等に基づく。⁷⁵

第8節 地方長官（prefetto）

1 概要

地方長官は内務省に属し、各県において中央政府を代表し、かつ、法制度の保護を行う。任命は、内務大臣の提案に基づいて閣議で決定された後、大統領令によって行われる。主な任務としては、以下のものがある（2006年大統領令第180号）。

⁷⁵ 芦田淳「イタリアにおける「大都市」設置等の地方団体の見直し—2014年法律第56号を中心に—」（「外国の立法274」、国立国会図書館調査及び立法考査局、2012年）37頁

- ・ 首相が指導、方針作成、調整に係る権能を行使する際に必要となる、国の地方出先機関が有する評価の材料を、首相等の求めに応じて提供すること。また、当該権能に係る決定を実施すること。
 - ・ 地方行政活動の効果及び効率性の向上を目的とした手続の簡素化を提案すること。
 - ・ 国家－都市及び地方団体会議により定められた、国と地方団体の関係を調整するための措置の実施を支援すること。
 - ・ 行政手続に関する一般法の実施に必要な措置及び行政機関間の協力を促進すること。
- このほか、地方団体制度統一法に基づき、一定の条件の下、コムーネ議会や県議会の機能を最長で 90 日間停止し、一時的に任命される特別管理委員 (commissario) を指名することができる。

2 地方長官庁－中央政府地方局 (ufficio territoriale del governo)

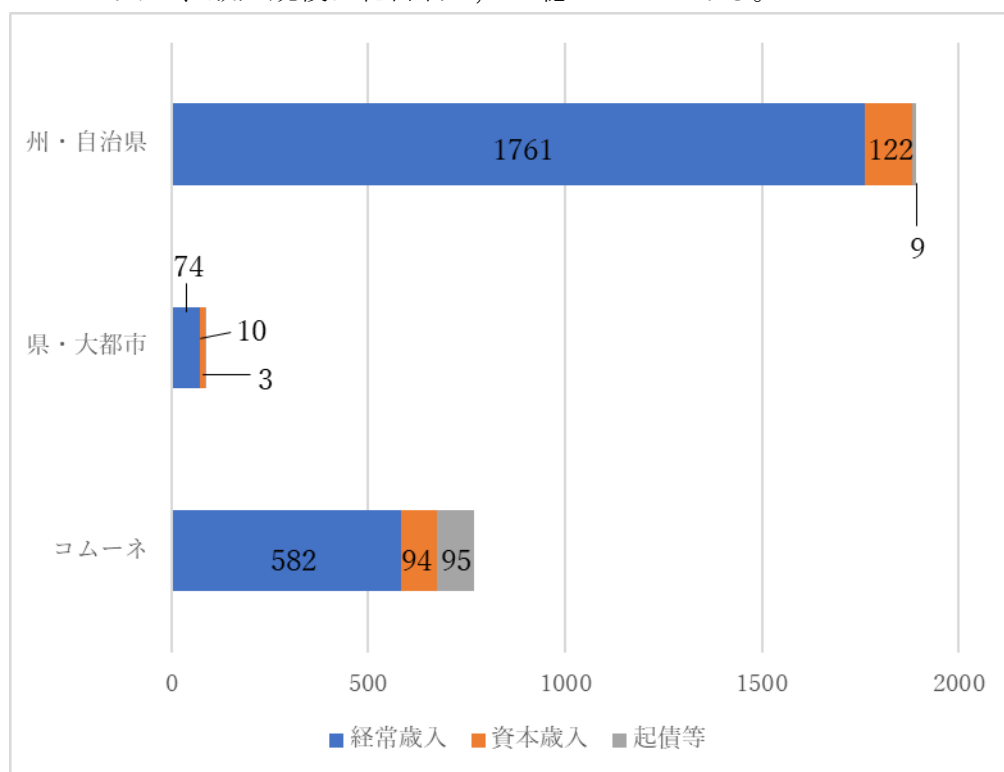
各県に設置されていた中央政府の出先機関である「地方長官庁 (prefettura)」は、中央政府組織再編のための 1999 年立法命令第 300 号により、一旦、「中央政府地方局」と改称され、2004 年に「地方長官庁－中央政府地方局」へと再度改称されている。同局は、国の地方出先機関による行政活動が調整の上で実施されることを確保し、当該機関と地方団体との誠実な協働を保障する。

第3章 地方財政制度

第1節 地方財政の概況

1 歳入歳出の概要

2019年度の実績⁷⁶によれば、イタリアの州及び地方団体の歳出規模は総計約2,635億ユーロであり⁷⁷、歳入規模は総計約2,750億ユーロである。



(図3-1) イタリアの州及び地方団体の歳入構造(2019年)⁷⁸

単位：1億ユーロ

なお、中央政府の歳出は約8,303億ユーロであり、州及び地方団体の歳出規模は国の3割程度となっている。

州及び自治県⁷⁹（以下、特に断らない限り、本章における統計上の数値においては、州は自治県を含む。）並びに地方団体の歳出を比較すると、州の歳出が地方歳出全体の7割程度を占め、コムーネが約3割、県・大都市はわずか約3%である。歳出における経常部門が占める割合は、州の場合は9割近くになるが、県・大都市の場合は8割近く、コムーネの場合は約7割となっている。

⁷⁶ 国立統計局の資料による。財政統計上、「competenza」が予算、「cassa」が実績とされる。本書では、実績（cassa）における収入と支出をそれぞれ「歳入」、「歳出」と記述する。

⁷⁷ この数値は、州（及び自治県）、県・大都市、コムーネの歳出を合計したものであるが、純計ではなく領域団体相互間の移転収支が重複計上されている。

⁷⁸ ISTAT, Annuario statistico italiano 2022, Tavola 24.5, Tavola 24.6, Tavola 24.7, <https://www.istat.it/storage/ASI/2022/capitoli/C24.pdf>（最終検索日：2023年2月13日）

⁷⁹ トレント自治県及びボルツァーノ自治県を指す。

経常、資本部門ごとの歳入・歳出は表3-1のようになっている。

(表3-1) 州及び地方団体の歳入・歳出内訳 (2019年)⁸⁰

区分	総計	州	県・大都市	コムーネ
経常部門歳入	241,726	176,100	7,401	58,225
財産収入	12,227	4,276	236	7,715
税金	118,772	77,212	4,688	36,872
経常移転収入	104,151	92,250	2,175	9,726
その他	6,576	2,362	302	3,912
資本部門歳入	22,564	12,166	1,035	9,363
資本移転収入	12,992	6,406	911	5,675
貸付金回収	6,215	5,346	76	793
その他	3,357	414	48	2,895
起債等	10,730	927	344	9,459
歳入総計	275,020	189,193	8,780	77,047
経常部門歳出	218,009	157,905	6,528	53,576
人件費	20,778	5,143	1,167	14,468
財・サービス購入費	43,610	12,026	1,926	29,658
利払い	3,651	1,875	295	1,481
経常移転支出	145,335	136,391	2,715	6,229
その他	4,635	2,470	425	1,740
資本部門歳出	31,765	19,050	1,278	11,437
直接投資	12,345	1,632	1,097	9,616
資本移転支出	12,673	11,826	142	705
貸付金等	6,231	5,521	27	683
その他	516	71	12	433
負債元金償還等	13,761	2,113	668	10,980
歳出総計	263,535	179,068 (67.9%)	8,474 (3.2%)	75,993 (28.8%)

単位：100万ユーロ

⁸⁰ ISTAT, Annuario statistico italiano 2022, Tavola 24.5, Tavola 24.6, Tavola 24.7,
<https://www.istat.it/storage/ASI/2022/capitoli/C24.pdf> (最終検索日：2023年2月13日)

第2節 歳入その1（地方税）

1 州税

（1）概観

普通州の財政自治に関する2011年立法命令第68号「普通州及び県の収入における自治並びに保健部門における標準的な費用及び需要の決定に関する規定（以下「68号命令」という。）」の制定は、2009年法律第42号「憲法第119条の規定の具体化における、財政連邦主義（*federalismo fiscale*）に関する政府への委任（以下「42号法」という。）」に定める原則の実施において重要な一步であった⁸¹。同命令は、歳入及び歳出における財政自治を実際に認めるために、州の税制を漸進的ではあるが実質的に再編している。

68号命令による州の財政制度は、本質的に州生産活動税及び個人所得税に対する州付加税に基づいており、2023年以降、付加価値税の州割当の増加も見込まれる。

（2）州生産活動税

州生産活動税（IRAP: *Imposta regionale sulle attività produttive*）については、1997年立法命令第446号「州生産活動税の創設、個人所得税の階層、税率及び控除の見直し、個人所得税の州付加税の創設並びに地方税に係る規律の再編（以下「446号命令」という。）」により創設され、州内で、財の生産若しくは交換又はサービスの提供を目的として自律的に組織された活動を常時行う全ての者が納税義務者となる。税額は、その活動の遂行により生じた純生産額に対し、3.9%の税率（ただし、一部の部門については異なる割合）を適用して算定する。純生産額は、納税義務者のカテゴリーごとに具体的な基準に従い算定される。

州は、上記の税率について最大で0.92ポイント増減することができ、増減は活動部門及び課税対象者のカテゴリーごとに異ならせることができる（446号命令第16条第3項）。

68号命令第5条は、個人所得税付加税の引き上げ幅が0.5ポイントを超えないことを条件に、州生産活動税の税率を0まで引き下げる可能性を州に認めている。

（3）個人所得税に対する州付加税

446号命令により、個人所得税に対する州付加税も創設された。個人所得税の納税義務者が支払義務を有し、税額は課税のために算定された総所得にその居住する州が定めた税率を適用して決定される。

基本税率は国レベルで1.23%に設定されているが（68号命令第6条）、2015年以降、州はこれを増減することができる。ただし、引き上げ後の税率は2.1%を超えてはならない。州が既に州生産活動税を0にしている場合、引上げの上限は0.5ポイントである。

⁸¹ 2001年に改正された憲法第119条は、州等が収入と支出に関する財政自治権を持ち、各階層の政府に配分される任務について、自主財源のほか、一般的な利益を実現するためのサービスに関しては財政調整、特別な利益に関しては州等への追加財源と特別措置によって補正を行う連邦主義的なモデルを採用するものであった。

2023 年以降、個人所得税に対する州付加税は、前課税年度を基準として、経済財務大臣の提案に基づき、行政改革担当大臣及び州関係・地域結束担当大臣の同意を得て、全ての普通州について、廃止された国からの移転収入（後述）に対して、68 号命令施行日の基本税率による収入に相当する収入を保障することができるよう、首相令で再決定される。このように再決定された税率には、上記の引き上げ幅が加算されるものとする。また、2023 年度以降、普通州について個人所得税の税率が引き下げられ、納税者の負担する税額全体が据え置かれる（2020 年法律第 176 号により転換された 2020 年緊急法律命令第 137 号「新型コロナウイルス感染症による疫学上の緊急事態に関連した、健康の保護、労働者及び企業に対する支援並びに裁判及び安全に関する緊急追加措置」による改正後の 68 号命令第 2 条）。

（４）付加価値税の州割当

2000 年立法命令第 56 号「1999 年 5 月 13 日法律第 133 号第 10 条に基づく財政連邦主義に関する規定」第 2 条に規定され、その割合は、2019 年 9 月 3 日首相令により 67.07%とされている。ただし、2023 年以降、当該割合は、経済財務大臣の提案に基づき、最低限の水準の給付に対応する需要を完全に満たすのに十分な必要最小限の水準で、首相令により再決定される。

（５）その他

このほか、普通州の主な租税として、州事業特許税、州公共空間使用税、州自動車税、天然ガス消費付加税、大学就学権に係る州税、固形廃棄物処理特別税、航空機騒音に係る州税、狩猟税、職業資格税等がある。

2 県及び大都市の税

（１）概観

68 号命令は、歳入面での実質的な自治を保障し、国及び州からの財政移転の廃止を補填できるよう、県の税制に重要な変更を加えた。2012 年からは、自賠償保険税が県の固有税となり、2013 年からは、廃止された州からの移転に対応する金額を県に保障する範囲で、州自動車税の県への配分が州によって定められている。

また、デルリオ法により設けられた「大都市」は、その前身となった県の収入を得る権利を有する。

（２）環境保護等の権能行使に係る税

環境保護等の権能行使に係る税は、県及び大都市が環境及び土壌の保護、廃棄物処理、排出物及び排気ガスの管理に関して行う行政権能に対応するもので、1992 年立法命令第 504 号「1992 年 10 月 23 日法律第 421 号第 4 条に基づく領域団体の財政再編」第 19 条により設けられた。課税対象はコムーネの固形廃棄物処理税と同じ不動産であり、納税義務

者も当該処理税と同一である。税額についても、前年の 10 月までに、県議会により、コムーネの固形廃棄物処理税の額の 1%以上 5%以下の範囲で決定される。

(3) 公有地等の占有等に係る手数料

2019 年法律第 160 号（2020 年予算法）は、県及び大都市が、2021 年以降、公有地等の占有許可と広告設置の認可に係る手数料を設けることを認めている。対象となるのは、①国有財産又は県等の譲渡し得ない固有財産に属する領域及び公有地の上下にある空間の占有、②国有財産又は県等の譲渡し得ない固有財産に属する領域等に設置された設備による広告の流布である。徴収の対象となるのは、許認可の名宛人、許認可がない場合は、認められずに占有又は広告の流布を行った者である。無認可での広告の流布については、広告の対象となった者も連帯して責任を負う。

当該手数料は、それまでの 1993 年立法命令第 507 号「領域財政の再編に関する 1992 年 10 月 23 日法律第 421 号第 4 条に基づく、広告に関するコムーネ税、公的掲示に関する手数料、コムーネ及び県の公共空間及び公共用地の占有に関する税、都市固形廃棄物処理に係る税の見直し及び調和」に基づく、公共空間及び公共用地の占有に関する税に代わるものである。当該税の課税対象は、道路、広場及び公の通行が認められた私有地の一部等のあらゆる状態の占有と規定されていた。

(4) 県自動車登録税 (IPT: Imposta provinciale di trascrizione)

県は、446 号命令第 56 条に基づき、自動車登録簿への車両の登録等の手続に関する県税を設けることができる。当該県税の基本税額は車両の種類及び出力に基づいて財務大臣令で定められるが、各県は当該税額について最大 30%まで引き上げることができる。

(5) 自賠償保険税

68 号命令に基づき、2012 年以降、自賠償保険税は県の固有税となった（1999 年以降、収入は県に帰属）。12.5%の税率は、3.5 ポイントを超えない範囲で増減が可能である。

(6) 個人所得税に対する県付加税及び県への配分

1999 年法律第 133 号「平衡化、合理化及び財政連邦主義に関する規定」第 12 条は、1997 年法律第 59 号「州及び地方団体に対する権能及び事務の付与、行政改革並びに簡素化に係る政府への委任」の施行により県に移管された権能及び事務による負担を賄うために、個人所得税に対する県付加税を設けた。税率は、省令により決定される。

2002 年法律第 289 号（2003 年財政法）第 31 条第 8 項は、国家歳入の 1%を限度として、個人所得税の県への配分を定めた。2012 年以降、廃止された国家からの財政移転に相当する収入を確保するように、2012 年 7 月 10 日首相令が、税率を個人所得税収入の 0.60%と定めている。

3 コムーネの税

(1) 概観

2001 年憲法改正に端を発する財政連邦主義の流れの下、コムーネの主要な税制にも 2011 年立法命令第 23 号「コムーネの財政連邦主義に関する規定」を始めとした見直しを加えられている。同命令は、コムーネが新たな収入を得ることができるよう、次に述べる「コムーネ固有税 (IMU: Imposta municipale propria)」をはじめとした税体系を整備しようとするものであった。

(2) コムーネ固有税

コムーネ固有税は、2020 年予算法により規律されている。課税対象は、不動産（家屋、宅地及び農地）である。納税義務者は、不動産の用益権、使用権、居住権、永小作権又は地上権の所有者である。ただし、高級住宅等を除いて、主たる住居には課税されない。課税標準は、不動産の種類と土地台帳の部門によって異なる係数を用いて計算される。具体的には、土地台帳に登録されている建物については、台帳上の収益の 5% で評価し、これに各係数を乗じた額とする。税額は、課税標準に 0.86%（農地は 0.76%）の税率を適用して計算するが、コムーネ議会は、この税率を最大 1.06% まで引き上げるか、0 まで引き下げるか選択できる。

(3) 廃棄物税

2013 年安定法による改正を受けた 2011 年緊急法律命令第 201 号「成長、衡平性及び公会計の強化」第 14 条に基づき、2013 年から「廃棄物及びサービスに関するコムーネ税 (TARES: Tributo comunale sui rifiuti e sui servizi)」が設けられ、廃棄物処理サービスに関する費用及びコムーネが提供する不可分のサービスに関わる費用を賄うこととなった。さらに、2013 年法律第 147 号（2014 年安定法）に基づき、2014 年から、廃棄物税 (TARI: Tassa sui rifiuti) に改められた。

コムーネは、「汚染者負担」の原則に立ち、実施される活動の用途や種類、廃棄物処理サービスの費用との関係で、単位面積当たりで発生する廃棄物の平均的な通常量及び質に見合った料金体系を設定することができる。

(4) 公有地等の占有等に係る手数料

2020 年予算法は、県及び大都市と同様、コムーネにも、2021 年以降、公有地等の占有許可と広告設置の認可に係る手数料を設けることを認めている。当該手数料は、広告に関するコムーネ税、(コムーネの行う) 公的掲示に関する手数料、公共空間及び公共用地の占有に関する税等、コムーネの徴収してきた各種の税に代わるものである。

(5) 公共事業に係る目的税

2006 年法律第 296 号（2007 年財政法）に基づき、コムーネは、公共事業実施費用の一部（最大 30%）を賄うための目的税を制定することができる。ただし、当該税を導入する

に当たり、実施する事業、支出額、税率、支払方法等を定めた規則を作成しなければならない。当該税の存続期間は最長で5年間、税額は個人市民税の課税標準（現在のコムーネ固有税のそれと同じ）に最大で1,000分の0.5を乗じて決定される。

（6）滞在税及び上陸税

県都であるコムーネ、コムーネ連合、州による観光地又は芸術都市の一覧に含まれるコムーネは、議会の議決により、その自治体内にある宿泊施設の宿泊者が支払うべき滞在税を価格に比例して設けることができる。滞在税の上限は1泊当たり5ユーロであるが、ローマ及びヴェネツィアの両コムーネは、その特性に鑑み、上限が10ユーロに引き上げられている。また、県都であるコムーネのうち、統計データの収集及び処理を担当する行政機関による直近の調査において、観光客数が住民数の20倍超のものも、滞在税の上限の例外が認められる。滞在税による収入は、宿泊施設の支援を含む観光に関する措置、地方の文化財・環境財及び関連する地方公共サービスの保全、利用及び回復のための措置に用いられる。

他方、小規模島嶼に所在するコムーネ又はその域内に小規模島嶼が存在するコムーネは、滞在税の代わりとして、上限が2.50ユーロの上陸税を規則により設定し、船会社、航空会社又は商業目的で旅客輸送サービスを提供する主体に対して、搭乗券代に上乗せして徴収させることができる。

（7） 個人所得税に対するコムーネ付加税

個人所得税に対するコムーネ付加税は、1998年立法命令第360号「1998年6月16日法律第191号第1条第10項により改正された1997年12月27日法律第449号第48条第10項に基づく、個人所得税に対するコムーネ付加税の創設」に基づき、①内務大臣と合意の上で経済財務大臣令により定める基本税率、②コムーネが毎年決定することができる上限0.8%の任意税率から構成される。

第3節 歳入その2（地方税以外）

1 移転収入

（1）国からの移転

国及び州等からの移転収入は、歴史的に地方団体の歳入の大部分を占めてきた。その中でも、特に重要な役割を果たしたのが、国からの移転収入である。

地方団体制度統一法第149条は、国からの移転が、人口、地理的条件、社会経済的条件を考慮した客観的基準に従い、また、地方税における不均衡を考慮した資金の衡平な配分に従って行われると規定している。ただし、必要と認められるサービスに対する国による保障は完全なものではなく、税金によって補完されなければならない（第149条第7項）。

しかし、国家予算の負担軽減の観点から、国からの移転制度全体の見直しが行われている。42号法は、地方団体の基本的権能に関連する支出の負担を目的とした国からの移転を段階的に廃止し、その代わりに租税収入を増やすことを定めている。

(2) 州からの移転

地方団体制度統一法 149 条（第 12 項及び第 13 項）は、州が地域開発計画及び投資計画の実現のために地方団体の資金調達に協力し、移譲又は委任された権能の行使に必要な負担を財政的に保障することを規定している。さらに、州は、その計画に基づくサービスの管理コストとの関係で、地方団体に配分した権能のための資金を、法律で決定する。

地方団体制度統一法の規定にとどまらず、財政連邦主義の下、地方団体への財政移転制度の見直しが州にも求められている。これは、2013 年以降、コムーネ（第 12 条）及び県（第 19 条）の一般的かつ恒常的な支出を負担するための州の経常移転を（借入金によらない場合は資本移転も）廃止する旨を定めた 68 号命令の方向性に沿ったものである。

2 その他の収入

(1) 概観

2011 年立法命令第 118 号「2009 年 5 月 5 日の法律第 42 号第 1 条及び第 2 条の規定に基づく、州及び地方団体の会計制度及び予算枠組み並びに州等の組織の調和に関する規定（以下「118 号命令」という。）」で定められ、地方団体の新たな会計制度に係る予算案は、基本的に 1996 年大統領令第 194 号「地方団体の財政及び会計制度に関する 1995 年 2 月 25 日立法命令第 77 号第 114 条に規定する様式の承認に係る規則」で既に定められていた税外収入の分類を参照するものであったが、いくつかの重要な修正が加えられている。118 号命令付表 9 は、税外収入を以下の 5 つに分類している。

- ・ 財・サービスの販売及び財の運用による収益
- ・ 不正・犯罪の統制・抑止活動による収益
- ・ 利息収入
- ・ 資本所得によるその他の収入
- ・ 償還金その他の経常収入

最も重要な収入は、公共サービスの提供による収益である。

(2) 外部資金調達の手段

地方団体の投資を実現するために必要な資金は、当該団体内部で調達することも（経常収入や資本収支における移転等を利用したいわゆる自己資金）、外部からの借入によって調達することも可能である。外部資金調達には、消費貸借や法律で認められた以下の手段がある（118 号命令付表 13/2）。

- ・ 公募債の発行
- ・ 金融派生商品
- ・ 金融リース
- ・ 財務/出納機関からの前払金

これらの手段は、以下の条件を満たした場合に用いることができる（地方団体制度統一法第 202 条～第 203 条）。

- ・ 借入を行う会計年度の 2 年前の会計年度の決算が承認されていること。

- ・ それが計上された予算が決定されていること。
- ・ 借入の利用が、投資を行う目的にのみ限られていること。

そして、2013年法律第147号（2014年安定法）による改正後の2008年緊急法律命令第112号「経済発展、簡素化、競争性、財政の安定化及び租税の平衡化のための緊急規定（以下「112号命令」という。）」は、更なる制限を導入した（第62条）。

- ・ 満期一括償還型の公募債等及び外貨建ての公募債等の発行は禁止される。
- ・ 個々の債券取引の期間は、たとえそれが既存の債券の再取引であっても、30年を超えること、また5年未満であることはできない。

さらに、憲法第119条を改正し、2012年憲法的法律第1号「憲法への均衡予算原則の導入」は、2014年以降、地方団体は、借入を行う際、償還計画を同時に定め、各州内の地方団体全体としての予算均衡が守られていることを条件にしなければならないと定めた。この規定は、2012年法律第243号「憲法第81条第6項に基づく予算均衡原則の実施規定」でも見られる。

（3）消費貸借

消費貸借は、中長期と定義される借入のカテゴリーに属する。地方団体（及びその共同事業体、企業）は、以下の団体と消費貸借の契約を結ぶことができる。

- ・ 預託貸付公庫
- ・ スポーツ施設建設のための消費貸借の契約を結び、イタリア・オリンピック委員会と密接な関係を持つスポーツ信用銀行
- ・ 社会保障機関
- ・ 銀行
- ・ 欧州連合の機関（欧州投資銀行）

消費貸借について、地方団体制度統一法第202条から第203条に示された一般的な制約に加え、更なる制約が立法により設けられた。特に、地方団体は、自らの参加する企業、法人、共同事業体又は山間地共同体の負債に対処するために用いた、以前に契約した消費貸借、発行された公募債、当座貸越の開設、保証人の保証それぞれによる利息を合算した年間利息の額から、国及び州の利息補給金を差し引いた額が、借入を決定した年度の前々年度の決算書の最初の3つの項目による収入の2011年は12%、2012年から2014年は8%、2015年以降は10%を超えていない限りにおいて、新たな消費貸借の決定や市場で利用できる他の形式の融資の利用ができる（2014年法律第190号（2015年安定法）による改正後の地方団体制度統一法第204条）。

（4）公募債の発行

地方団体制度統一法第205条は、地方団体が「法律で認められた形式（1994年法律第724号「財政の合理化措置」）」により公募債を発行することを認めている。この法律により、県、コムネ、大都市、山間地共同体、その共同事業体、州は、投資資金の調達に限定して公募債の発行を決定できるようになった。発行は、財政困難又は構造的な赤字の状

況にない地方団体（第 35 条）、財政困難な状況にある場合、以下の条件を満たす地方団体（第 37 条）にのみ認められている。

- ・ 債券発行の 1 年前及び 2 年前の会計年度の決算において、黒字を計上していること。
- ・ 債券発行の 1 年前及び 2 年前の会計年度に係る公共サービスの決算の結果生じた、コムーネによる事業を通じて運営される公共サービスの赤字があれば、それを全額支払っていること。

（5）金融派生商品

フォワード契約（先渡取引、先物取引）、スワップ契約、オプション契約等の金融派生商品による資金調達のリスクに対する懸念の高まり等を背景に、112 号命令第 62 条は、一部の例外を除いて、地方団体による金融派生商品による資金調達を禁止している。

（6）金融リース

金融リースとは、「貸手」が「借手」に一定期間、定期的な賃料の支払を条件に、動産又は不動産の使用を認める契約である。契約終了時には、事前に設定された価格でリースの対象資産を返却することが想定されている。

（7）財務当局による前払金

財務当局による前払金は、地方団体が一時的な流動性の問題に直面した際に利用する短期的な資金調達の形態である。支出可能額は、2 年前の会計年度に、予算の最初の 3 つの項目（租税収入、経常移転収入及び税外収入）について「見積もられた」歳入の 12 分の 3 を超えることはできないが、財政困難な状況にある地方団体については、一定の条件下で 12 分の 5 まで引き上げることができる。

2013 年緊急法律命令第 35 号「満期を迎えた行政の負債の支払、領域団体の財政均衡の回復及び地方団体の租税支払に関する緊急規定」（2013 年法律第 64 号により法律転換）の規定に基づき、地方団体の債務支払を促進するため、2013 年に限り、最低限度額の 12 分の 3 から 12 分の 5 への引上げが、2013 年 9 月 30 日まで全ての地方団体に拡大された。この期限は、その後の立法措置により繰り返し延長され、近年では 2017 年法律第 205 号（2018 年予算法）により 2018 年 12 月 31 日に設定された。1 年の間隔を経て（2019 年については、2018 年法律第 145 号（2019 年予算法）が 12 分の 4 と定めた）、2019 年法律第 160 号（2020 年予算法）第 1 条第 555 項は、再び、2020 年から 2022 年の 3 年間に、12 分の 5 という上限を復活させた。

（8）当座貸越の開設

2014 年立法命令第 126 号「2009 年 5 月 5 日の法律第 42 号第 1 条及び第 2 条の規定に基づく、州及び地方団体の会計制度及び予算枠組並びに州等の組織の調和に関する規定について定める 2011 年 6 月 23 日の立法命令第 118 号の補完及び補正規定」による改正後の地方団体制度統一法第 205 条の 2 は、地方団体が当座貸越の開設を行うことを認めている。

民法第 1842 条以降に基づき、この契約により、銀行は、手数料と引き換えに一定の期間、資金を地方団体側の自由にさせることを請け負う。

ただし、地方団体による当座貸越の開設は、他の全ての形態の債務について地方団体制度統一法の定めた条件（第 202 条及び第 203 条）と、当座貸越の開設に関する第 205 条の 2 に規定された更なる特定の条件が満たされた場合にのみ可能である。

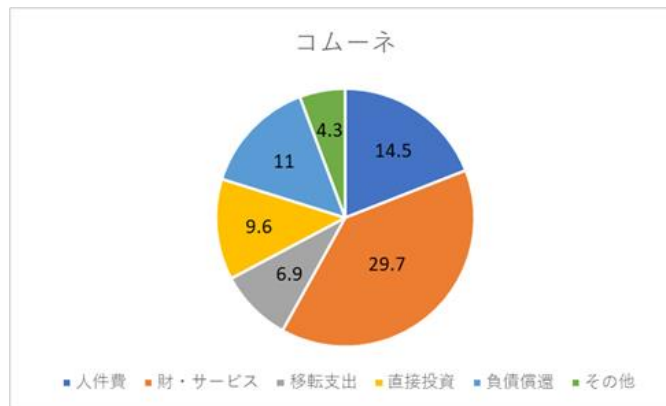
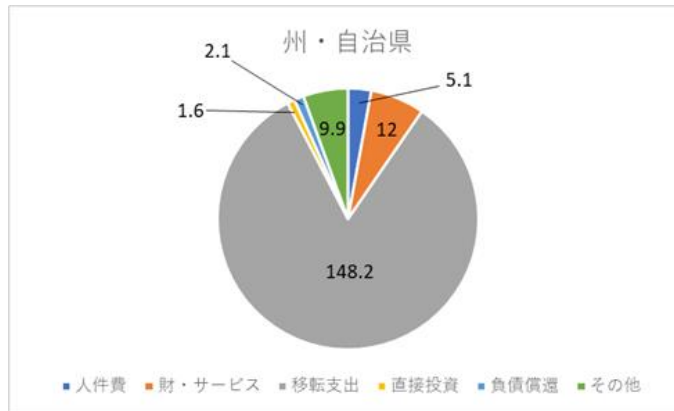
第 4 節 州及び地方団体の歳出

州及び地方団体の歳出の内訳は、図 3 - 2 のとおりである。

各項目のうち、財・サービス購入費は、主に領域団体が行政活動を日々行うために必要な需用品・サービスの購入であり、例えば、消耗品費、印刷費、通信費等が含まれる。人件費及び財・サービスの購入費の全歳出に占める割合は、コムーネが最も高くなっており、県・大都市、州の順となる。また、人件費を実額ベースで見た場合、コムーネは県・大都市の約 12 倍であり、州は県・大都市の約 4 倍強である。

州においては、移転支出が大きな比重を占めている。州の移転収支の内訳は、表 3 - 2 のとおりである。

他方、直接投資の占める割合に関して、県・大都市（12.9%）及びコムーネ（12.7%）に比べ、州は 0.9%と低くなっている。



(図 3—2) 州、県・大都市及びコムーネの歳出内訳 (2019 年) ⁸²

単位：10 億ユーロ

⁸² ISTAT, Annuario statistico italiano 2022, Tavola 24.5, Tavola 24.6, Tavola 24.7, <https://www.istat.it/storage/ASI/2022/capitoli/C24.pdf> (最終検索日：2023 年 2 月 13 日)

(表 3 - 2) 州の移転収支の内訳 (2019 年) ⁸³

州・自治県					
経常移転収入		92,250	経常移転支出		136,391
	国から	89,259		他の公共団体へ	131,813
	その他の団体から	2,991		民間へ	4,578
資本移転収入		6,406	資本移転支出		11,826
	国から	3,693		他の公共団体へ	8,329
	その他の団体から	2,713		民間へ	3,497
移転収入合計		98,656	移転支出合計		148,217

単位：100 万ユーロ

地方歳出を行政分野との関係で見ると、表 3 - 3 のとおり、州は社会福祉、県・大都市は総務、教育及び輸送、コムーネは総務、社会福祉等のウェイトがそれぞれ大きくなっている。

⁸³ ISTAT, Annuario statistico italiano 2022, Tavola 24.11,
<https://www.istat.it/storage/ASI/2022/capitoli/C24.pdf> (最終検索日：2023 年 2 月 13 日)

(表 3 - 3) 州、県・大都市及びコムーネの行政分野別歳出 (2020 年) ⁸⁴

	州・自治県	県・大都市	コムーネ
一般行政	12,596	2,872	16,816
司法	30	-	37
公共の秩序・治安	51	35	3,044
教育・学習権	3,664	1,005	5,351
文化財・文化活動の保護・活用	1,028	50	1,782
若年者政策・スポーツ・余暇	312	14	1,271
観光	702	15	449
地域の整備・住宅建設	1,007	58	2,114
持続可能な発展・地域／環境の保護	3,647	274	13,630
輸送・移動権	11,469	2,241	8,799
救急	737	15	656
社会権・社会政策・家族	5,256	65	8,847
健康の保護	134,082	3	82
経済発展・競争力	4,127	123	917
労働政策・職業教育	2,713	222	83
農業・農産物加工・漁業	2,032	23	101
エネルギー・エネルギー源の多様化	243	5	369
他の領域団体との関係	4,366	146	82
国際関係	172	4	13
公的負債等	4,762	136	516
合計	192,996	7,306	64,959

単位：100 万ユーロ

第 5 節 特別州の財政

1 財政自治権とその統制等

特別州は、普通州に比べて、制度上の目的の達成と事務遂行のために十分な財源を獲得しやすい。歳入について、場合により、固有税を制定し、その特徴、要素、構成を確定する権限が認められている。

州の予算は、会計検査院による統制を受ける。1994 年法律第 20 号「会計検査院の裁判及び統制に関する規定」第 3 条第 5 項は、州行政のうち、原則及び計画に関する法律で定められた目的の追求が、会計検査院の統制の対象となる旨を規定している。同法第 6 条は、

⁸⁴ ISTAT, Annuario statistico italiano 2022, Tavola 24.8, Tavola 24.9, <https://www.istat.it/storage/ASI/2022/capitoli/C24.pdf> (最終検索日：2023 年 2 月 13 日)

この規定が特別州にも適用されるとし、特別州にとっては、共和国の経済的及び社会的改革の基本原則を構成するものと規定している。

また、国、州、地方団体という各階層間の財政調整を強化する目的で、2012年緊急法律命令第174号「領域団体の財政及び機能に関する緊急規定並びに2012年5月の地震の被災地のための追加規定（2012年法律第213号により法律転換）」により、州及び地方団体に対する統制制度が改められた。特に、同命令第1条には、1994年法律第20号第3条第5項に規定する会計検査院の統制強化を目的とした一連の措置が含まれており、当該措置は特別州にも適用される。例えば、同命令第1条第16項は、特別州、トレント自治県及びボルツァーノ自治県が、当該命令発効の日から1年以内にその制度を第1条の規定に適合させなければならないと規定している。憲法裁判所は、2014年判決第39号により、同項の一部を違憲と判断したが、その適用範囲は限定されたものであった。

このほか、特別州は、2019年以降、2018年法律第145号（2019年予算法）に定める均衡予算を遵守することが求められている。

2 各州の収入

（1）シチリア州

シチリア州憲章は、1946年立法勅令第455号により定められ、1948年憲法的法律第2号により憲法的法律に転換されたものである。同憲章第36条は、州の財産の運用から得られる収入及び州自身が決定する租税により、州の財政需要を満たす旨を規定している。ただし、生産税並びにタバコの専売及び国営宝くじによる収益は、国に留保されている。なお、同第37条によれば、州内の工場及び施設であって、州の域外にその本社を置くものが生み出す所得に対する租税収入も州に帰属する。

（2）サルデーニャ州

2006年改正後のサルデーニャ州憲章（1948年憲法的法律第3号）第8条によれば、州の収入は、①州内で課税される国税の割当（当該割当は、個人所得税及び法人所得税の10分の7、相続税及び贈与税の10分の5等と固定されている）、②水力発電の認可料、③公共事業計画及び土地改良計画のための国からの特別拠出金、④州の財産等の運用から得られる収入、⑤以上のほか、国の税制度の原則と調和して、州が法律で定める固有税に分けられる。

（3）トレンティーノ＝アルト・アディジェ州

トレンティーノ＝アルト・アディジェ州の税収は、①州法により創設された税収、②州内で課税される国税及び州内にある財に関する国税（相続、贈与等）の一定割合で構成される。①に関して、州は、その権限の範囲内で、国の税制度の原則と調和した固有税を法律で制定する権限を有する。また、②に関して、相続税及び贈与税の10分の9は、州に帰属する。なお、トレント自治県及びボルツァーノ自治県も財政自治権を有する。

(4) フリウリ＝ヴェネツィア・ジューリア州

トレンティーノ＝アルト・アディジェ州と同様、フリウリ＝ヴェネツィア・ジューリア州の税収も、州法で創設された租税及び州域内で課税される国税の割当てで構成される。

(5) ヴァッレ・ダオスタ州

ヴァッレ・ダオスタ州憲章（1948年憲法的法律第4号）第14条に基づき、ヴァッレ・ダオスタ州の州内は税法上、自由貿易地域（zona franca）とみなされる。同州の税収は、①国の税制度を尊重して自律的に創設した租税、②国税の加算税、③州の域内で課税される国税の割当てで構成される。

3 会計制度の枠組み

特別州の予算に関しては、まず各憲章の規定が適用され、次に、国家財政と地方財政の調整に関する規定を尊重して、予算の作成及び承認の方式を規律する各州の法律が考慮されなければならない。とはいえ、州の実施法や憲章の多くは、1978年法律第468号「予算に関する国の一般会計規則の改正」による方針を実質的に採用するものであった。現在では、同法に代わる2009年法律第196号「会計及び財政に関する法律」が、特別州、トレント自治県及びボルツァーノ自治県にも、各憲章の規定を遵守しつつ、そこに含まれる規定が適用される旨を明記している。

さらに、118号命令による新たな会計制度の適用に関して、2014年改正で加えられた同命令第79条の規定に従い、特別州、トレント自治県及びボルツァーノ自治県も、予算調和の原則に自らの会計制度を適合させなければならない。

4 各州の会計制度

(1) シチリア州

シチリア州は非常に高度な自治を認められているものの、予算及び会計に関しては、若干の修正を加えた上で国の法律に準拠した規定を採用してきた。この点について、シチリア州憲章第19条は、①会計年度は、国の会計年度と同時に開始するものとする、②予算は州理事会により作成される、③州議会は、次の会計年度の州予算を承認する、④州議会は、州の一般決算も承認するという予算に関する基本原則を定めている。

2015年州法第3号第11条は、州が原則として2015年1月1日から118号命令の規定を適用することを規定した。国側でも、2019年立法命令第158号「会計制度、審査用会計書類及び統制に関するシチリア州の特別憲章の実施規定」が、調和に関する規定を設けている。

(2) サルデーニャ州

サルデーニャ州は、その会計規則を118号命令による調和原則に適合させている。2016年州法第6号（その後、2017年州法第3号により改正）第1条は、①118号命令第79条

の規定の実施に際して、サルデーニャ州が、予算案、統合会計表、予算計画及び財務・経済性会計に関して適用される会計原則の最新版に従うこと、②会計上の自治を保障するため、2016年1月1日より、州議会は、上記立法命令において国法で規定されたのと同じ州理事会の予算案、会計制度及び会計原則を採用することを規定した。

（3）トレンティーノ＝アルト・アディジェ州

現行の州会計法である2009年州法第3号は、州の財政及び会計制度を118号命令の規定と一致させるため、2015年州法第25号及び2016年州法第4号により改正された。トレント自治県の会計法（1979年県法第7号）及びボルツァーノ自治県の会計法（2002年県法第1号）も、新たな会計制度に適応させるため、各県の2015年県法第18号により改正されている。

（4）ヴァッレ・ダオスタ州

ヴァッレ・ダオスタ州は、2009年州法第30号が一般会計を規律しており、2015年州法第19号が118号命令の規定に適合させるための措置を設けている。

（5）フリウリ＝ヴェネツィア・ジューリア州

2015年州法第26号は、2007年州法第21号で定められた州の会計制度を、118号命令の規定と一致させるために改正した。2019年立法命令第154号「財政の調整に関するフリウリ＝ヴェネツィア・ジューリア州の特別憲章の実施規定」も、国とフリウリ＝ヴェネツィア・ジューリア州が、合意により、その財政関係を規制し、歳出抑制に係る国の規則の同州への適用を規律するなど定めている。

第4章 地方選挙制度

第1節 州知事及び州議会議員の選挙

現行憲法の条項によれば、州知事及び州議会議員の選挙制度、兼職禁止等については、国の法律で定める基本原則の範囲内において州の定める法律で規定する。また、国の法律が州知事、州議会議員の任期について定めるとされている（憲法第122条）。

こうして、従来からの特別州と同様に、普通州も独自の州法律により選挙制度を規定できる旨が憲法上認められている。

1 選挙権・被選挙権

州議会選挙の選挙権資格（有権者）は、その州の区域内に居住し、選挙開始日以前に18歳の誕生日を迎え、選挙権を剥奪されていないイタリア国民であることである。

州議会議員の被選挙権資格は、有権者としての資格を備えること等である。

(1) 以下の者は有権者から除外される。

刑法第215条に基づく拘留措置等の対象者、公職の執行停止の対象者等

(2) 以下の者は一般に被選挙権が制限される。

ア 公務員のうち一定の警察関係者及び各省庁の一定の地位にある者及び裁判官、軍隊の将校など（兼職禁止規定）⁸⁵

イ マフィア関係者、公務上の汚職、公金横領、贈収賄など、公務に就く者として特にふさわしくない犯罪により刑事罰を受けた者

ウ 州の区域内において、シンダコ、県知事、コムーネ理事、県理事を務める者（地方団体制度統一法第65条第1項）

2 州知事の直接選挙

1999年の憲法的法律第1号により、それまで州議会議員の互選によって選出されていた州知事は、直接選挙で選出されることとなった（憲法第122条）。これにより、州知事候補者は、州選挙区における単一若しくは連立党派と結びつき、最高の得票数を獲得した候補者が州知事に当選することとなった。

州知事は州議会に所属し、州知事となった候補者が所属する選挙区については、当該選挙区の議員議席が1つ増加する。

3 州議会選挙

本節冒頭で述べたように、州議会選挙制度は州の定める法律で規定することから、州ごとに制度が異なっている。ただし、州ごとに規定することとなる前の制度を引き続き適用している州もあることから、この従来制度について記載し、続けて従来の制度とは異なるトスカーナ州の例を記載する。

(1) 従来制度⁸⁶

従来州議会選挙制度（1968年法律第108号及び1995年法律第43号）は、州議会議員の80%を州内の県を単位とする選挙区（以下「県選挙区」という。）で選出し、

⁸⁵ 禁じられる兼職に関して、2004年法律第165号第3条は、行政の良好な実施を妨げるおそれのあること等の要件を定めている。

⁸⁶ 芦田淳「海外法律情報イタリア—分権化の中の州選挙法—」（ジュリスト（No.1404）2010年7月15日）

残りの 20%を州に対応した単一の選挙区（以下「州選挙区」という。）で選出することとしていた。そして、州政府の安定を図るために「多数派プレミアム」と呼ばれる工夫が設けられていた。その手続は、まず、県選挙区議席を比例代表方式により配分し、当選した州知事候補者と結合した候補者名簿（政府与党）が全議席 50%を獲得できなかった場合、州選挙区議席は全て政府与党に配分される。他方、50%以上の議席を獲得した場合、州選挙区の議席は、半数を政府与党に、半数をその他の名簿に配分する。続いて、政府与党の得票率（州選挙区）が 40%未満の場合、県選挙区分も合わせた獲得議席が全議席の 55%に満たなければ、追加議席を与え、55%の議席を獲得させる。同様に得票率が 40%以上の場合、全議席の 60%まで追加議席を与える。

（２）トスカーナ州の州議会選挙制度⁸⁷

トスカーナ州の 2014 年に導入された選挙制度において、州知事候補者の得票率が 40%以下であれば決選投票とし、当該得票率が 40%超から 45%以下であれば知事与党に 57.5%の議席を与え、同様に、45%超の場合には 60%の議席を与えると定めている。あわせて、少数派の代表を保障するために、多数派が 65%を超える議席を獲得した場合、多数派から議席を少数派に移し、後者が 35%の議席を獲得できるようにする「少数派プレミアム」を設けている。

（３）トスカーナ州以外の州議会選挙制度⁸⁸

多数派プレミアム制はほぼ全ての州で採用され、与党に 55%～60%の議席を保障している。他方、少数派プレミアムを設ける場合には、35%の議席を野党に保障することが多いが、30%とする州もある。また、少数派の保護に関しては、野党に加えて、性別や地域の観点からの保護も図られている。性別については、例えば、カンパーニア州の制度が、①男女いずれの候補者も候補者名簿の 3分の2を上限とし、違反した場合には、当該候補者名簿を受理しないこと、②政治主体は、政治報道番組等において男女の候補者の平等な出演を保障しなければならないこと、③優先投票で2名を選ぶ場合には、男女の候補者に投票しなければならないことを定めている。なお、候補者名簿におけるクォータ制に関しては、両性の候補者が1名は含まれることを要件とする州もあるが、3分の1を保障する州が多い。地域の観点については、各県からの代表を保障するための規定を設けている州がある。このほか、1995年法律第43号は、2票制で、州知事候補者と州議会議員候補者名簿（県選挙区）に対して、別の党派（連結していないもの同士）への投票が可能であったが、それを禁じている州や、政党の候補者の予備選挙について法律で規律した州もある。

第2節 県知事及び県議会議員の選挙

1993年の地方選挙法改正後、県知事及び県議会議員は直接選挙で選出されることとなっていた。しかし、地方制度の合理化による行政コスト削減を目的とする2014年法律第56号により、県の再編が行われた。この結果、県知事は、県内のシンダコ及びコムーネ議会議員により間接選挙で選出されることとなった。また県議会は、定数が10～16名と縮小された上で、当該県内のシンダコ及びコムーネ議会議員により選出される、間接選挙に変更された。

⁸⁷ 芦田淳「イタリア」大林啓吾、白水隆編『世界の選挙制度』2018年3月、三省堂、97-122頁

⁸⁸ 芦田淳「イタリア」大林啓吾、白水隆編『世界の選挙制度』2018年3月、三省堂、97-122頁

ただし例外として、従来州とほぼ同等の権限を有しているトレント及びボルツァーノ自治県は、それぞれ 35 名の直接公選議員から構成される県議会を維持している⁸⁹。

1 県知事の被選挙権⁹⁰

県知事選出の選挙日以降 18 か月以上の任期が残っている県内のシンダコが被選挙権を有するとされている。

2 県議会議員選挙の選挙権及び被選挙権と県議会議員の任期⁹¹

県議会議員の選挙権及び被選挙権は、県内のシンダコ及びコムーネ議会議員が有し、任期は 2 年である。

第 3 節 大都市の選挙⁹²

大都市議会の選挙は、県都のコムーネ議会選挙に際して実施される。議員定数は、住民数に応じて 24 名から 14 名とされ、任期は 5 年である。大都市を構成するコムーネの長（シンダコ）及び議員を選挙人として非拘束名簿式比例代表制により選出される。被選挙権は、現職のシンダコ及び議員が有するため、その職を失えば、大都市議会の議員の職も失う。なお、憲章で定めることにより、市長及び議会を普通選挙で選出することも可能である。

このように、大都市の首長及び議員は間接選挙で選出され、コムーネの長（シンダコ）及び議員が無報酬で兼職する仕組みとなっている⁹³。

第 4 節 シンダコ及びコムーネ議会議員の選挙

1 概要

シンダコ及びコムーネ議会議員は、コムーネを単一の選挙区とする直接選挙によって選出される。選挙方法は、人口 1 万 5,000 人以下のコムーネとそれを超える人口のコムーネによって異なっている。シンダコの選挙は直接選挙であり、議員選挙については比例代表制であるとされているが（地方団体制度統一法第 73 条第 8 項）、第一党（単独党派の場合もあれば複数党派による連立の場合もある）に対して多数派プレミアムを与える規定があり、多くの場合、議会においてはシンダコと会派を同じくする議員による多数派が形成されることになる。

なお、人口 1 万 5,000 人以下の選挙区における選挙方法の方が、議会の政党・会派等のグループとシンダコとの間の結びつきが重視されており、選挙後における執行部と議会の関係がより安定している。

⁸⁹ 芦田淳「県の廃止？—財政危機と分権の交錯点」（論究ジュリスト（No.1） 2012 年春）

⁹⁰ 芦田淳「第 4 章 イタリアにおける州及び地方団体の自治」（分権改革下の地方自治法制の国際比較—地方自治法制の新たなパラダイムを求めて— 2019 年 2 月）122 頁

⁹¹ 芦田淳「第 4 章 イタリアにおける州及び地方団体の自治」（分権改革下の地方自治法制の国際比較—地方自治法制の新たなパラダイムを求めて— 2019 年 2 月）122 頁

⁹² 芦田淳「第 4 章 イタリアにおける州及び地方団体の自治」（分権改革下の地方自治法制の国際比較—地方自治法制の新たなパラダイムを求めて— 2019 年 2 月）123 頁

⁹³ 芦田淳「イタリアにおける「大都市」設置等の地方団体の見直し—2014 年法律第 56 号を中心に—」（「外国の立法 274」、国立国会図書館調査及び立法考査局、2012 年）34 頁

2 選挙権・被選挙権

コムーネ（シンダコ、コムーネ議会議員）の選挙における選挙権・被選挙権の要件は、主に次のとおりである（地方団体制度統一法第 55 条）。

（1）選挙権

- ・ イタリアの市民権を有すること
- ・ 満 18 歳であること
- ・ コムーネ区域内に常住する者、即ち住民として正規登録している者

なお、選挙区域内に居住する欧州連合加盟国国民は、シンダコ、コムーネ議会議員及び地域自治区議会議員の選挙のみに参加し得る。

（2）被選挙権

- ・ イタリアの市民権を有すること
- ・ 満 18 歳であること

なお、選挙区域内に居住する欧州連合加盟国国民については、イタリア市民権を有しない場合でも、コムーネ議会又は地域自治区議会の議員に立候補することができる。

（3）被選挙権の制限

マフィア組織との提携に関する犯罪、公金横領、公務上の汚職、公務員への贈賄等に関して最終的に有罪の判決を受けた者等、一定の刑法上の犯罪を犯した者は、シンダコ、コムーネ議会議員及び地域自治区議会議員の役職に立候補できない。

また、特定の公職にあること等により、シンダコ、コムーネ議会議員及び地域自治区議会議員の被選挙権を有しない場合もある。

3 人口 1 万 5,000 人以下のコムーネにおける選挙

（1）立候補

シンダコの選挙は普通直接選挙で行われ、コムーネ議会議員選挙は多数派プレミアム制に比例代表を加味した制度で行われている。また、シンダコの選挙とコムーネ議会議員選挙が不可分のものとして行われる。

立候補に際して、議員候補者名簿が提出され、その名簿上には議員候補者団（＝党派）と結びついたシンダコ候補者の氏名が別途記載される。シンダコ候補者は、選出すべき議員定数以下で、その 4 分の 3 以上の人数を記載した候補者名簿と結びついていなければならない（地方団体制度統一法第 71 条第 3 項）。また、人口 5,000 人～1 万 5,000 人のコムーネの場合、候補者名簿において、いずれかの性別の候補者が 3 分の 2 を超えてはならない（地方団体制度統一法第 71 条第 3 項の 2）。立候補の届出の際に、行政計画（programma amministrativo⁹⁴）が提出され、公開される。

（2）投票

投票用紙には、所属党派（を示すマークで通常党派名が含まれるもの）の隣（若しくは上）に、シンダコ候補者の氏名が印刷されている。投票者は、支持するシンダコ候補者の氏名に印を付けて投票する。名簿即ち党派は支持するが、シンダコ候補者は

⁹⁴ 議員候補者団及びそれに結びついたシンダコ候補者が、当選後任期中に実施する政策や計画を有権者に示す文書。

支持しないという投票は認められない。シンダコ候補者に一票を投じる者は、自動的に同候補者の属する名簿にも投票することになる。

さらに、自らが投票する名簿上の1人の議員候補者の選択を表明するため、所定欄にその候補者の氏名を書く。党派名簿に投票した場合も、その党派が支持するシンダコ候補にも票を投じたとみなされる。即ち1枚の投票用紙で、シンダコ候補者とコムーネ議会議員候補者を1人（それによって党派を1つ）ずつ選ぶこととなる。

こうして、シンダコ候補者のうち最も多くの票を獲得した者がシンダコに選出される。（なお、事例としては稀であるが、上位2人の得票数が同数となった場合、2週間後の日曜日にシンダコについての決選投票を行う。それでも得票数が同数の場合、年齢の高い方が当選する。）

（3）議席割り当て

議席割り当てについては、当選したシンダコと結びついている名簿に全議席の3分の2が与えられる（全議席数の3分の2を四捨五入して決められる）。残りの議席は得票数に比例して、他の名簿にドント式により比例配分される。各名簿は、得票数順位に基づき相応の議席数を得る。例えば、議席数20名のコムーネでは、当選したシンダコ候補と結びついている党派に13議席、結びついていない党派に7議席が割り当てられる。

（4）当選議員の決定

議員は、所属党派若しくは党派グループの議席数及び各自の個人得票数の順位に基づいて選出される。各所属党派に割り当てられた議席数に応じて、個人得票数の多い者が順に当選する。個人得票数が同数の場合、名簿における順位の高い方が優先される。各少数党派の第一議席は、各々の党派に結びついているシンダコ候補者に付与される。

4 人口1万5,001人以上のコムーネにおけるシンダコの選挙

人口1万5,001人以上のコムーネにおけるシンダコの選出は、普通直接選挙によって行われる（地方団体制度統一法第72条）。この場合は、シンダコ候補者は当該候補者をシンダコ候補として支持する単一又は複数の議員候補者名簿と結びついた形で記載される。

なお、有権者は、シンダコ候補者と結合している議員候補者名簿を選択することができるが、シンダコ候補者と結びついていない議員候補者名簿を選択することもできる。

開票後、過半数を得票した候補者がシンダコに選出される。初回の投票で過半数の得票者がいなかった場合、2週間後の日曜日に得票数上位2者を候補者とする決選投票が行われる。決選投票においては、シンダコ候補者に対してのみ投票し、議員候補者に対する投票は行わない。（なお、第1回投票で同数票を得票した候補者が存在するため、上位2名の候補者を決定できない場合、そのシンダコ候補者と結びついている単一若しくは複数の議員候補者名簿への投票を比較し、その総得票数が多いシンダコ候補者が決選投票に進出する。決選投票に進んだ2候補者はそれぞれ、第1回投票の際のグループを維持しつつ、さらに他のグループを加えることができる。）

第2回目の投票後、相対多数（2候補者の決選投票であるから、基本的に過半数となる）の有効票を得票した候補者が選出される。（候補者の得票数が同数の場合、そのシンダコ候補者と結びついている単一若しくは複数の議員候補者名簿の1回目選挙で

の得票数を比較して、全体の得票数が多い候補者がシンダコとなる。全体の得票数が同数の場合、年齢の高い候補者が優先される。）

5 人口1万5,001人以上のコムーネにおけるコムーネ議会議員の選挙

(1) 概要

コムーネ議会議員選挙については、有権者は各党派（単独のこともあれば連立のこともある）に投票し、またその際、自ら選択する議員候補者の名前を所定の欄に書き入れることによって投票する。候補者名簿は選出すべき議員定数以下で、かつその3分の2以上（その数字が小数点を含む場合には、四捨五入した数）の数を掲載すべきものと定められている（地方団体制度統一法第73条）。また、候補者名簿において、いずれかの性別の候補者が3分の2を超えてはならない（第73条第1項）。立候補の届出の際に、行政計画が提出され、公開される。複数の党派が同一のシンダコ候補者と結びついている場合には、その党派間で同一の行政計画が提出されなければならない。

各名簿への議席割り当ては、シンダコが当選後、議員候補者名簿への議席割り当てを定める規定に基づき（地方団体制度統一法第73条第8項）、基本的にはドント式によって決められる。ある名簿に割り当てられた議席数が同名簿の候補者数を上回る場合、残りの議席はドント式による商の大きい順に他の名簿に与えられる。

ただし、シンダコを支える安定多数派を議会内に形成するため、所定の場合には、第一党に多数派プレミアムを与える規定がある。その場合には、次のような調整が加えられる。

(2) 第1回の投票でシンダコが選出された場合

当選したシンダコと結びついた単一或いは連立名簿（以下「第一党」という。）が、単純な比例配分では、議席の60%以上を獲得することにならないが、有効票の40%以上を得票した場合で、他に有効票の50%を得票した名簿（単一若しくは連立）が存在しない場合（選択したシンダコ候補者と結合していない議員候補者名簿を選択することができるため、当選したシンダコの属さない党派名簿が50%以上の有効票を獲得する事態が起こりうる）、第一党に全議席数の60%が割り当てられる（地方団体制度統一法第73条第10項）。

第一党が有効票の40%以上を得票していない場合には、全名簿に対してドント式に基づく議席配分が行われる。また、第一党が、コムーネ議会議員議席の60%以上を獲得している場合にも、ドント式による配分が行われる。これらの場合には、連立してグループを形成している名簿はそれをひとつの単位として配分を受け、配分を受けた後に、連立していた各々のグループ内で再び議席の配分を行う。

(3) 第2回の投票でシンダコが選出された場合

第2回目の投票ではシンダコにしか投票せず、議員への投票は第1回目のみである。当選したシンダコと結びついている単一或いは連立名簿が有効票の60%以上を獲得しておらず、別の候補者を支持するグループの名簿（すなわち対立党派の名簿。単一党派のこともあれば、複数党派の連立のこともある）が第1回目の投票時に有効票の50%以上を獲得していない場合、当選したシンダコの所属する単一或いは連立名簿に全議席数の60%が割り当てられ、残り40%が他党派の間で比例配分される。

第5節 首長の多選制限⁹⁵

イタリアでは、シンダコと県知事について、1993年から多選制限（連続三選の禁止）が設けられている。現在の根拠となる条文は地方団体制度統一法第51条で、同条第1項はシンダコ及び県知事等の任期を5年と定め、同条第3項はシンダコ及び県知事について2期の任期のうちいずれかが、自らの意思による辞任以外の理由のために、2年6か月1日より短ければ、例外として3期目の任期を認めている。

この三選禁止は、シンダコ及び県知事の直接公選、それとあわせて首長の権限強化を定めた1993年の法律第81号（以下「1993年法」という。）により、首長権限が過度に長期にわたって同一人に保持される危険性を緩和するために導入された。同法制定において、多選制限の規定は社会党のラ・ガンガ(La Ganga)議員等が提出した法案に端を発し、それが諸政党間での幅広い同意を得て最終法案に盛り込まれたものである。同法施行までのシンダコ及び県知事は、1990年の法律第142号（以下「1990年法」という。）に基づき、各議会により選出されるものであった。三選禁止の根拠が、民主主義の正常な遂行にとって危険をもたらすおそれのある権力の「澱み」を防ぐために、首長の任期に制限を設けることが必要という点にあることは、その後も関連判例の中で明らかにされている。また、公職就任権の平等を定めた憲法第51条に違反するかとの論点については、当該禁止が2期務めた直後に限る一時的なものであるため、被選挙権の侵害に当たらないとの判断を判例上見ることができる。なお、1993年法は当初、シンダコ及び県知事の任期を5年から4年に短縮するものであった。

上述の1993年法の規定自体は地方団体制度統一法制定と同時に廃止され、同旨の規定が同法に盛り込まれて現在に至っているが、その際に、適用範囲についての経過規定が削られている。この経過規定は、三選の禁止が1993年法施行後の選挙による任期について適用されることを定めたもので、1990年法の下での任期は算入されないことを明示するものであった。

⁹⁵ 芦田淳「海外法律情報イタリア—首長の多選制限—」（ジュリスト（No.1330）2007年3月15日）

第5章 地方公務員制度

2020年12月31日時点での州及び地方団体の公務員の数は51万8,892人であった⁹⁶。

第1節 根拠法令

地方公務員の職及び労使関係は、2001年3月30日立法命令第165号（「公務員制度に関する一般規範」、以下「2001年立法命令第165号⁹⁷」という。）がこれを定めている。また地方団体制度統一法第1部第4章、民法（企業における労働についての第5編第2章第1節）、労働者の身分規定に関する1970年5月20日法律第300号、公共サービス従事者の争議権の行使に関する1990年6月12日法律第146号等法律の規定に加え、各地方団体の憲章及び規則の規定も適用される。

さらに、地方公務員の労使関係と労働条件については、地方行政部門全国労働協約（*contratto collettivo nazionale di lavoro relativo al personale del comparto funzioni locali*、以下「全国労働協約」という。）、地方団体ごとに締結される補完的労働協約（*contratto collettivo integrativo*）及び個別労働契約に定められる。

2001年立法命令第165号は、国、州、県、大都市、コムーネ、教育機関、商工会議所、公営住宅管理運営公社等の職員（幹部職員を含む）に適用されるもので、公務員にも労働契約を適用する1993年2月3日立法命令第29号（「行政の合理化と公務員制度の改正に関する規範」、以下「1993年立法命令第29号」という。）及びそれを改廃、統合するさまざまな法令をまとめるとともに、1997年から1999年にかけて実施された、行政制度と行政手続の簡素化及び地方分権のための大幅な改革（バッサニーニ改革）の一環で現行法の整備を図ることを目的として制定されたものである。ただし、裁判官（通常裁判官、行政裁判官及び会計検査院裁判官）、国の弁護士と検事、軍人、国家警察官、外交官、地方長官等の職については、同立法命令の適用除外とされる（同立法命令第3条）。

第2節 「公務員制度の民営化」

上記の1993年立法命令第29号により、公務員の労使関係は、それまでの任命権者である国や地方団体の行政行為による任用関係から、民間企業の労使関係に近いものとなった（同立法命令により「公務員制度の民営化」が行われたと言われる）。同立法命令により、公務員の労使関係にも私法である民法や民間の労働に関する法律の規定が適用されること、労働協約の規定が公務員に対しても直接適用されること、そして公務員の使用者である行政主体が労務管理に関して権限を有することが定められた。

その後行政事務の効率を高め、公務員制度の透明化を図るために、民間企業に倣って公務員の能力と業績に基づく人事評価制度の採用が2009年10月27日立法命令第150号により定められた。

⁹⁶ 国立統計局の *Censimento permanente delle Istituzioni pubbliche 2020: risultati definitivi* のデータから計算して得られたもの。州と県については、5つの特別州（ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、サルデーニャ州及びシチリア州）と2つの自治県（トレント自治県とボルツァーノ自治県）の職員を含む。

ISTAT, *Censimento permanente delle Istituzioni pubbliche 2020: risultati definitivi*, <https://www.istat.it/it/files/2022/12/Report-censimento-istituzioni-pubbliche-2020.pdf>（最終検索日：2023年1月31日）

⁹⁷ 同立法命令は「公務員制度統一法（*Testo unico sul pubblico impiego*）」と呼ばれるが、本書では地方団体の制度に関する統一法（*Testo unico delle leggi sull'ordinamento degli enti locali*）を「地方団体制度統一法」と略していることから、混同を避けるために「2001年立法命令第165号」と呼ぶ。

第3節 団体交渉

団体交渉は、行政の利用者を代表する組織である「行政利用者代表交渉機関(Agenzia per la rappresentanza negoziale delle pubbliche amministrazioni、略称 ARAN)⁹⁸」と、主要労働組合及び労働組合の連合団体の間で行われる。団体交渉において合意が成立して締結される全国労働協約には、国家行政部門、地方行政部門、教育・研究部門及び保健部門の4種類⁹⁹があり、普通州と地方団体制度統一法に定めるところの地方団体の労使関係は、地方行政部門全国労働協約に規定されている。全国労働協約の有効期間は3年であり、その規定は、無期雇用或いは有期雇用の全ての職員に適用される。また全国労働協約に定める特定の事項に関しては、有効期間を同じく3年として地方団体において労働組合と利用者により補完的労働協約が締結される。補完的労働協約は地域単位で、当該地域内の地方団体と労働組合との間で締結することもできる。

第4節 部局の組織に関する規則と3か年要員計画

地方団体は、憲章に定める当該団体の組織の一般基準に基づき、その部局の組織全般に関する規則 (regolamento sull'ordinamento generale degli uffici e dei servizi) に内部組織の編成の原則について定める。また同規則により、全国労働協約の規定を考慮しつつ、職員数の決定方法、採用試験の受験資格、職員の選考方法、職員の配置、幹部職員の任用、兼業の制限と禁止、人事管理等について定める。同じく地方団体は人員配置の最適化を図り、組織効率の向上のために3か年要員計画を策定しなければならない(2001年立法命令第165号第6条)。同計画には3年間の職員数の変動や人件費に充てられる予算、採用計画が定められる。地方団体の内部組織は3か年要員計画と整合性が取れたものでなければならない。

第5節 競争試験による採用の原則

憲法第51号第1項は、全ての市民は性別を問わず平等な条件の下に、法律が定める要件に従って公務員の職及び公選職に就くことができると定めている。この「平等な条件」を保障し、職務に必要な能力を有している者を選抜するため、憲法第97条第4項は、公務員の採用は法律に定める場合を除いて競争試験によるものとする、と規定している。しかしながら義務教育の修了のみが採用要件とされる職については競争試験の原則は適用されず、公共職業安定所に求職者として登録された者が採用の対象者となる。また障がい者の採用に関しては、特別の規定が適用される。

職員の採用にあたっては、公平性を確保するための募集・選考方法に関する適切な公告、応募者の適性又は職業上の要件の評価に関する客観的かつ明確な基準、男女の雇用機会均等、競争試験に関して深い見識を有する管理職、学識者及び行政部外者のみで構成される採用試験委員会による選考、といった原則が遵守されなければならない(2001年立法命令第165号第35条第3項)。

公務員を採用する地方団体は、採用試験の公告を共和国の官報或いは州の官報、また当該団体のサイトに掲載しなければならない。公告には募集職種のほか、受験資格、申込方法、合格基準、受験者の学歴と職歴の評価基準等が明記される。

⁹⁸ 1993年立法命令第29号により創設された。公法上の法人格と、組織・運営・会計に関する自律性を有し、公務員の集団的労使関係、団体交渉及び労働協約の一律な適用のための地方団体に対する支援をその活動とする。

⁹⁹ 2021年8月3日全国労働協約の部門に関する全国枠組労働協約 2019年-2021年 (contratto collettivo nazionale quadro per la definizione dei comparti e delle aree di contrattazione collettiva nazionale 2019-2021、略号 CCNQ) 第2条に規定。

採用試験を受けるために必要な一般的な資格は、以下のとおりである。

- ・ イタリア国籍を有すること
- ・ 年齢が 18 歳以上であること
- ・ 職務遂行に必要な健康状態であること（職員を採用する団体は、公務員試験の合格者に健康診断を受けるよう求めることができる）
- ・ 参政権を有すること
- ・ 過去に免職処分を受けた等、公務員の欠格条項に該当しないこと

採用試験において合格点以上を得た者のうち、成績順に上位から募集人数と同じ数の者は採用されるが、その下に位置する合格者は補欠合格者となる。地方団体は合格点以上を得た者を採用候補者として名簿を作成し、当該職に辞退や欠員が生じた場合、地方団体は新たに公務員試験を実施せずに採用候補者名簿に氏名が登録された者の中から採用することができる。名簿はその公告から 3 年間有効である。ただし、採用試験による公募の対象となった職のポストが、試験の実施後に創設された場合には、そのポストに同名簿に氏名が記載された者を充てることはできない（地方団体制度統一法第 91 条第 4 項）。

無期雇用で採用される者は、試用期間を経た後に正式任用される。全国労働協約には、試用期間は技能労務職と熟練技能労務職（後述）については 2 か月間、他の区分（後述）に含まれる職については 6 か月間と定められている。試用期間は勤続年数に加算される。なお採用試験の合格者は最初の配属先を 5 年以内に離れることはできず、またその適用除外を労働協約に定めることはできない（2001 年立法命令第 165 号第 35 条第 5 項の 2）。

第 6 節 公務員の職の区分

地方公務員の職は、その業務の遂行に必要なとされる知識、能力及び専門知識のレベルに応じて以下の 4 つのカテゴリーに区分される（全国労働協約 2019 年－2021 年第 11 条及び 12 条¹⁰⁰）。ただし、書記官と事務総長（後述）の職はこの区分に含まれない。

・ 技能労務職（area degli operatori）

単純な労務に従事する現業職員で、義務教育の修了が学歴要件とされる。同カテゴリーに属する職員の任用にあたっては、競争試験は行われず、公共職業安定所に求職者として登録されている者で職に応募する者の中から選考される（運転手、守衛等）。

・ 熟練技能労務職（area degli operatori esperti）

義務教育修了に加え、技能講習を修了して特定の分野に関する知識や資格を取得しており、日常的な業務上の問題に対応し、異なる状況にも適応しつつ業務を遂行できる職員が従事する職が含まれる（給食調理員、特殊免許を必要とする車両の運転手、事務補助員等）。

・ 事務職・技術職・専門職・公安職（area degli istruttori）

高等学校卒業以上の学歴を有する者が就く職で、特定の分野において網羅的な知識を有するとともに、その分野に関してある程度複雑な問題にも対処できる実務力が必要とされる職が含まれるカテゴリーである（コムーネや県の警察官、測量技師、会計担当職員、行政職員、技術職員、広報担当職員等）。

¹⁰⁰ 地方団体における革新的かつ効果的な人材管理と、職員のキャリア構築の奨励のため、地方行政部門全国労働協約 2019 年－2021 年（contratto collettivo nazionale di lavoro relativo al personale del comparto funzioni locali triennio 2019 - 2021）により地方団体の職員の職の新たな区分が定められた（全国枠組労働協約第 11 条及び第 12 条）。

・ 上級職 (area dei funzionari e dell'elevata qualificazione)

大学の学士課程或いは修士課程を修了しており、特定の分野に関する深い知識及び管理能力を有し、専門的な問題にも対応できる者が就く職とされる。業務の質と成果を高め、政策目標の達成に貢献する職、或いは教育や職業訓練に関する職、また公共サービス利用者に対し直接支援を行う職はこのカテゴリーに含まれる(心理士、技師、建築家、弁護士、情報システム担当官、行政事務専門官、会計専門官、ケースワーカー、看護師、環境保護や労働環境に関する専門職、教員等)。

各カテゴリーには複数の号 (posizione economica) が設けられており、基本給はそれにより決定される。

あるカテゴリーに属する職員の上位のカテゴリーへの昇格が認められるためには、採用された後に取得された学歴や資格、職能、勤続年数、直前3年間の各年度における業績評価のほか、直前2年間に職務規定に違反していないこと等の条件が満たされていなければならない。

第7節 様々な雇用形態

地方団体の職員の労働形態の基本はフルタイムの無期限雇用である。しかし、地方団体は一時的、或いは例外的な必要に応じて、パートタイムの雇用契約、或いはフルタイム又はパートタイムのいずれかでの有期雇用契約も締結することができる。その場合でも採用は競争試験によるものでなければならないが、上述の採用候補者名簿に氏名が登録された者を採用することもできる。また、地方団体は人材派遣会社と有期労働者派遣契約を結ぶこともできる。ただし、有期労働者派遣契約は、国の機関としてのシンダコの権限に属する職務を行う職員等、特定の職員の採用には認められない。

有期雇用契約(有期労働者派遣契約を含む)の期間は最長で36か月と定められているほか、有期雇用契約と次のその間には、労働協約に定める空白期間を設けなければならない。地方団体における有期雇用契約と有期労働者派遣契約の職員は、その者が採用される年の1月1日付で無期雇用契約により雇用されている職員の数の20%を上回ってはならない。

パートタイム雇用契約は、職員の採用時からパートタイム契約が締結される場合と、職員の希望により雇用契約をフルタイムからパートタイム雇用契約に変更する場合とがある。パートタイムで雇用されている職員の数は、各カテゴリーの職員数の25%を上回ることはできない。パートタイムで雇用されており、その労働時間がフルタイムの50%を超えない職員については、兼業及び利益相反の制限に関する規定に抵触しない限りにおいて、使用者の許可を得て他の労働に従事することができる。

観光シーズンや定期的なイベントの開催等により一時的に人口が膨れ上がるコミュニティーは、当該時期においても量、質とも通常と変わらない公共サービスを提供できるように、短期雇用或いは季節雇用の職員の特別な採用方法をその規則に定めることができる。

第8節 個別労働契約

職員の採用にあたっては、無期雇用、有期雇用に関わらず個別労働契約が締結されなければならない。個別労働契約は書面にて交わされ、それには雇用形態、雇用開始日、職のカテゴリー、初任給、試用期間、就業場所、有期雇用の場合は契約終了日が明記される。労働条件は、個別労働契約と労働協約に定めるところに従う。

第9節 労働時間

全国労働協約は地方公務員の労働日数と労働時間について、通常週5日36時間労働と定めている（全国労働協約第29条）。6か月間における残業時間を含めた1週間当たりの平均労働時間は48時間を超えてはならない。地方団体は、職員の業務の最適化、行政サービスの質の向上、サービス利用者の利便性の向上及び他の部局や他の行政機関とのよりよい連携・協働といった目標が達成されるように勤務時間を決定する。また必要に応じてフレックスタイム制、ローテーション制及び変形労働時間制を導入することができる。

第10節 幹部職員

幹部職員とは地方団体の業務に関して自ら決裁権を有し、組織の運営に責任を負う役職に就く者をいう。幹部職員は地方団体の憲章及び規則の定めるところにより部局を指揮する。地方団体の意思決定や執行機関に対する監視・統制は当該団体の機関の権限に属する事項であるが、行政運営、財政運営及び実務運営については幹部職員に任されており、幹部職員は自らが長を務める部局に割り当てられた予算、人員及び物的手段を独自の判断で管理するとともに業務を監督する（地方団体制度統一法第107条第1項）。

幹部職員は、地方団体の機関の権限として法律や憲章に明記されているもの以外の事項、また、書記官或いは事務総長の権能に含まれないあらゆる業務について決裁権と裁量を有する（地方団体制度統一法第107条第2項）。幹部職員の決裁によっては、地方団体は対外的に責任を負う。また他に幹部職員には、競争入札の手続、契約の締結、予算管理や労務人材管理にかかる決定等の業務が任される（地方団体制度統一法第107条第3項）。

コムーネと県における幹部職員の任用と、その役割や職務については、それぞれシンダコと県知事の権限とされる。幹部職員は、シンダコ或いは県知事の公約に定める目標を達成するために必要な職能を有する者であり、期限付きで任命される（地方団体制度統一法第109条）。任命の基準や方法は部局の組織に関する規則に定められる。なお、2001年立法命令第165号第19条には、幹部職員の任命にあたって考慮されるべき職員の能力や資質として、業務に取り組む姿勢と業務遂行能力、これまでの業績とそれに対する評価、組織の統率力、また民間企業等外部で得られた部局の指揮監督の経験（それが地方団体での職務に関連するものである場合）が挙げられている。任用期間は3年以上5年以下でなければならないが、任用期間の更新は可能である（2001年立法命令第165号第19条第2項）。

幹部職員がシンダコ、県知事、理事会或いは幹部職員について権限を有する理事の指示に従わない場合、会計年度末に事業予算執行計画¹⁰¹に定める目標が達成されなかった場合、幹部職員に度重なる重大な過失があった場合、又は労働協約に定める事由に当てはまる場合には、その者は解任される。

第11節 書記官（segretario comunale e provinciale）

コムーネ及び県には、シンダコ又は県知事により選任される書記官が置かれる。書記官はコムーネ或いは県の機関（首長、理事会及び議会）に対して、コムーネの行政活動の法律、憲章及び規則の適合性に関する助言を行う。また、書記官は、議会及び理事会の会議への出席と議事録の作成、コムーネ又は県が当事者となる契約の文書の

¹⁰¹ 地方団体制度統一法第169条に規定。

作成、法律に定める範囲内で憲章及び規則により付与された事務或いはシンダコ又は県知事から委任された事務を行う。事務総長（後述）が置かれていないコムーネにおいては、書記官が各部局の長の統括と連絡調整を行う。さらに、書記官は地方団体における汚職防止と行政の透明性の責任者として、汚職防止と行政の透明性に関する3か年計画（*piano triennale per la prevenzione della corruzione e della trasparenza*）の案を策定する。

書記官になるためには内務省が実施する競争試験に合格しなければならない。競争試験を受けることができるのは、高等教育機関で法律、経済・商業、政治学のいずれかの学士以上を修了した者に限られる。競争試験に合格した者には、書記官になるための研修を受ける資格が認められ、研修が終了する時点で行われる最終試験に合格した場合には、人口が3,000人以下のコムーネ書記官として、内務省が管理するコムーネ・県書記官会の名簿に登録される資格が付与される。書記官の職には複数のカテゴリーが存在し、人口規模がより大きいコムーネ又は県の書記官の職に就くためには、各カテゴリーに求められる一定の勤続年数に達し、また各カテゴリーの競争試験に合格しなければならない。

シンダコ及び県知事は、書記官会の名簿に登録された者の中から書記官を選んで任命する。書記官の任命は、シンダコ及び県知事の任期開始日から60日以降120日以内に行われなければならない。書記官の任期は、その者を任命したシンダコ又は県知事のそれ（5年又は4年）と同じである。しかし、書記官が何らかの理由により解任された場合、またシンダコ或いは県知事の任期が辞職や死亡等の理由で5年（4年）に満たない場合にはこの限りでない。書記官を任命したシンダコ或いは県知事がその任期を終了した場合には、書記官は自動的にその任期を終えるが、他の書記官が任命されるまでは引き続き職務を行う。任期を終了した書記官は、任用待機者として、再び書記官会の名簿に登録される。

コムーネは他のコムーネ、或いは県と、また県は他の県と協定を締結することにより、書記官を共同で採用することができる。また、コムーネと県は、内部組織に関する規則に副書記官を置くことを定めることができる。副書記官は書記官を補佐し、書記官が不在の場合にはその職務を代行する。なお、副書記官の資格要件については法律に定められていない¹⁰²。

第12節 事務総長（*direttore generale*）

人口10万人を超えるコムーネのシンダコと県知事は、理事会の議決を経て事務総長を任命することができる¹⁰³。事務総長は職員総数には含まれず、有期雇用契約により任用される。事務総長の資格要件は法律には定められておらず、各団体の内部組織に関する規則によるものとされる。

¹⁰² エミリア・ロマーニャ州に位置するコムーネであるピアチェンツァ（人口10万2,731人）の組織に関する規則（*regolamento di organizzazione*）の第15条には、副書記官の職は、法律、政治学又は経済・商業を修了した幹部職員1名に、シンダコにより委任されると定められている。

¹⁰³ 公共支出抑制のため、コムーネの事務総長に関しては2009年12月23日法律第191号第2条第186項d)により廃止されると規定されたが、その後2010年1月25日の緊急法律命令第2号（2010年3月26日の法律第42号により、改正とともに法律に転換）第1条により、廃止については10万人の人口要件を満たす場合にはこの限りでない旨が上記の条項に追加された。なお、国立統計局のAtlante Statistico dei Comuniの2021年1月1日付のデータによると、7,904あるコムーネのうち、人口が10万人を超えるコムーネは僅か44に過ぎない。

ISTAT, Atlante Statistico dei Comuni, <https://asc.istat.it/ASC/>（最終検索日：2023年2月13日）

事務総長はシンダコ又は県知事の指示に基づき、コムーネ或いは県の機関が定めた方針や目標を実施に移すとともに、地方団体の運営を管理・監督し、効果的かつ効率的な行政運営のため、管理運営実施計画（*piano esecutivo di gestione*）¹⁰⁴などの計画立案を行う。地方団体の運営にあたっては、事務総長は全ての部局の管理職の業務を管理・調整し、また管理職にある者は業務遂行において事務総長の指示に従う。しかしながら、このような上下関係は書記官に対しては適用されない。

事務総長の任期は、任命権者であるシンダコ或いは県知事のそれと同じであり、また理事会の議決を経て、シンダコ又は県知事により解任され得る。

人口 10 万人以下のコムーネについては、複数のコムーネ間で協定を締結することにより事務総長を共同で任命することができる。その場合当該コムーネの総人口が 10 万人を超えることが前提となる。複数のコムーネに任命された事務総長は、関係コムーネ間の事務の連携と統一が図られるように行政運営を行う。

事務総長が置かれていない場合、シンダコ或いは県知事は、事務総長の事務を書記官に委任することができる。

¹⁰⁴ 当該会計年度における各部局の目標と、その達成のための人員配置及び予算、また目標達成の評価基準を定める計画書。地方団体制度統一法第 169 条に規定。

主要参考文献・参考サイト

- ・ 芦田淳「イタリアにおける「大都市」設置等の地方団体の見直し—2014年法律第56号を中心に—」『外国の立法』第274号（2017年12月）国立国会図書館調査及び立法考査局
[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11000632_po_02740003.pdf?contentNo=1]（最終検索日：2023年1月31日）
- ・ 芦田淳「【イタリア】新政権の成立と大統領権限」『外国の立法』第276-2号（2018年8月）国立国会図書館調査及び立法考査局
[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000158_po_023804.pdf?contentNo=1]（最終検索日：2023年2月13日）
- ・ 芦田淳「【イタリア】国会議員の定数削減に関する憲法改正国民投票」『外国の立法』第285-2号（2020年11月）国立国会図書館調査及び立法考査局
[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11570696_po_02850210.pdf?contentNo=1]（最終検索日：2023年1月31日）
- ・ 芦田淳「【イタリア】上院選挙権年齢の引下げ—2021年憲法改正—」『外国の立法』第290-2号（2022年2月）国立国会図書館調査及び立法考査局
[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12088689_po_02900210.pdf?contentNo=1]（最終検索日：2023年1月31日）
- ・ 池谷知明「「政党の共和国」から「大統領の共和国」へ？—イタリア第2共和政における大統領—」『年報政治学』2015年66巻2号J-STAGE
[https://www.jstage.jst.go.jp/article/nenpouseijigaku/66/2/66_2_59/pdf-char/en]（最終検索日：2023年2月15日）
- ・ 風間鶴寿『イタリア民法典—全訳 民法・商法・労働法 追補版』法律文化社, 1983年
- ・ 経済産業省「通商白書2012」（第1章第2節『債務危機により混迷を深めた欧州経済』）2012年 [https://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2012/2012honbun_p/2012_01-2.pdf]（最終検索日：2023年1月31日）
- ・ 国立国会図書館「主要国の憲法改正手続—12か国の憲法の特徴を探る—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』第853号（2015年3月5日）調査及び立法考査局
[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8977717_po_0853.pdf?contentNo=1]（最終検索日：2023年2月1日）
- ・ 財務省「海外調査報告書 VI イタリア」財政制度等審議会（平成26年7月）
[https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/kaigaichyosa2607/07.pdf]（最終検索日：2023年2月3日）

- ・ 調査及び立法考査局イタリア法研究会「イタリアにおける組閣過程における大統領の役割と関連法令」『外国の立法』第 238 号（2008 年 12 月）国立国会図書館調査及び立法考査局 [https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000158_po_023804.pdf?contentNo=1]（最終検索日：2023 年 2 月 15 日）
- ・ JETRO 「ユーロ金融危機の状況」『ユーロトレンド』2011 年 11 月 [https://www.jstage.jst.go.jp/article/nenpouseijigaku/66/2/66_2_59/pdf-char/en]（最終検索日：2023 年 1 月 31 日）
- ・ JETRO 「欧州のユーロ金融危機の状況」『ユーロトレンド』2011 年 11 月更新 [https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07000768/euro_crisis.pdf]（最終検索日：2023 年 2 月 3 日）
- ・ 内閣府「世界経済の潮流 2012 年 II」（第 1 章第 2 節『ヨーロッパ経済』（ウ）イタリア） [https://www5.cao.go.jp/j-j/sekai_chouryuu/sa12-02/pdf/s2-12-1-2-2.pdf]（最終検索日：2023 年 1 月 31 日）
- ・ 日本証券経済研究所編「図説 ヨーロッパの証券市場 2020 年版」（第 4 章『欧州の金融危機』）2020 年 6 月発行 [https://www.jsri.or.jp/publication/stock_market/2020_eu/]（最終検索日：2023 年 1 月 31 日）
- ・ 萩原真由美「イタリアの国家予算制度—近年の制度改革を反映して—」『レファレンス』第 806 号（2018 年 3 月 20 日）国立国会図書館調査及び立法考査局 [https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11054852_po_080604.pdf?contentNo=1]（最終検索日：2023 年 2 月 3 日）
- ・ 吉田裕治「イタリアの財政・予算と会計検査の概要」『会計検査研究』第 28 号（2003 年 9 月発行）会計検査院 [<https://www.jbaudit.go.jp/koryu/study/mag/pdf/j28d17.pdf>]（最終検索日：2023 年 1 月 31 日）
- ・ AA.VV., *Compendio di Diritto regionale e degli enti locali*, XX edizione, Edizioni giuridiche SIMONE, Napoli, 2021.
- ・ AA.VV., *Manuale di diritto degli enti locali*, XXVII edizione, Edizioni giuridiche SIMONE, Napoli, 2022.
- ・ AA.VV., *Maturità istituti tecnici; Diritto pubblico*, III edizione, Edizioni giuridiche SIMONE, Napoli, 2015.
- ・ Agenzia per la Rappresentanza Negoziabile delle Pubbliche Amministrazioni (ARAN) [<https://www.aranagenzia.it/>]（最終検索日：2023 年 2 月 20 日）

- Alessandrini C., Aromatario I., Tondo P., *Civilisation italienne*, 2^e édition, Les fondamentaux, Hachette Education, Vanves, 2018.
- *Annuario statistico italiano 2022*, Istituto Nazionale della Statistica (ISTAT), Roma, 20 dicembre 2022. [<https://www.istat.it/it/archivio/277962>] (最終検索日 : 2023 年 2 月 20 日)
- Basile G., De Rosa C., Milano G. e Sangiuliano I. (a cura di), *Compendio degli enti locali*, IX edizione, Edizioni giuridiche SIMONE, Napoli, 2020.
- Basile G., De Rosa C., Milano G. Emmanuale P., Locorotolo B., Gerli S., Mazzitelli M., Milano G., Palladino C., Pedaci A., Pezzano R. e Sangiuliano I. (a cura di), *Istruttore Direttivo e funzionario Area amministrativa Enti locali Categoria D Teoria e Quiz*, XXII edizione, Edizioni SIMONE, Napoli, 2020.
- Basile G., Milano G. e Sangiuliano I. (a cura di), *Ordinamento comunale*, XIII edizione, Elementi Major SIMONE, Edizioni giuridiche SIMONE, Napoli, 2020.
- Camera dei deputati [<https://www.camera.it/leg19/1>] (最終検索日 : 2023 年 2 月 20 日)
- *Città metropolitane e province*, Camera dei deputati XVIII legislatura, Servizio Studi, 22 settembre 2022. [https://www.camera.it/temiap/documentazione/temi/pdf/1104880.pdf?_1676987962071] (最終検索日 : 2023 年 2 月 20 日)
- Consiglio Superiore della Magistratura [<https://www.csm.it/>] (最終検索日 : 2023 年 2 月 20 日)
- *Costituzione italiana Testo vigente*, Senato della Repubblica, novembre 2022. [[https://www.senato.it/sites/default/files/media-documents/ROSSA Costituzione testo%20vigente agg 7 11 2022.pdf](https://www.senato.it/sites/default/files/media-documents/ROSSA_Costituzione_testo%20vigente_agg_7_11_2022.pdf)] (最終検索日 : 2023 年 2 月 20 日)
- *Contratto collettivo nazionale di lavoro relativo al personale del comparto funzioni locali triennio 2016-2018*, Agenzia per la Rappresentanza Negoziabile delle Pubbliche Amministrazioni (ARAN), Roma, 21 maggio 2018. [https://www.aranagenzia.it/attachments/article/9014/CCNL%20Funzioni%20Locali%2021%20maggio%202018_Definitivo_Sito.pdf] (最終検索日 : 2023 年 2 月 20 日)
- *Contratto collettivo nazionale di lavoro relativo al personale del comparto funzioni locali triennio 2019-2021*, Agenzia per la Rappresentanza Negoziabile delle Pubbliche Amministrazioni (ARAN), Roma, 16 novembre 2022. [<https://www.aranagenzia.it/attachments/article/13219/CCNL%20Comparto%20Funzion%20Locali%202019-2021%20-%202016.11.2022.pdf>] (最終検索日 : 2023 年 2 月 20 日)

- Contratto collettivo nazionale di lavoro relativo alla revisione del sistema di classificazione del personale del comparto delle “Regioni-Autonomie locali”*, accordo del 31 marzo Agenzia per la Rappresentanza Negoziabile delle Pubbliche Amministrazioni (ARAN), 1999, Roma.
[\[https://www.aranagenzia.it/contrattazione/comparti/regioni-ed-autonomie-locali/contratti/433-ccnl-revisione-sistema-classificazione-professionale.html\]](https://www.aranagenzia.it/contrattazione/comparti/regioni-ed-autonomie-locali/contratti/433-ccnl-revisione-sistema-classificazione-professionale.html) (最終検索日：2023年2月20日)
- Contratto collettivo nazionale quadro per la definizione dei comparti delle aree di contrattazione collettiva nazionale (2016-2018)*, Agenzia per la Rappresentanza Negoziabile delle Pubbliche Amministrazioni (ARAN), Roma, 13 luglio 2016.
[\[https://www.aranagenzia.it/attachments/article/7647/CCNQ%20comparti%20e%20aree%2013%20luglio%202016.pdf\]](https://www.aranagenzia.it/attachments/article/7647/CCNQ%20comparti%20e%20aree%2013%20luglio%202016.pdf) 最終検索日：2023年2月20日)
- Contratto collettivo nazionale quadro per la definizione dei comparti delle aree di contrattazione collettiva nazionale (2019-2021)*, Agenzia per la Rappresentanza Negoziabile delle Pubbliche Amministrazioni (ARAN), Roma, 03 agosto 2021.
[\[https://www.aranagenzia.it/attachments/article/12000/CCNQ%203%20agosto%202021%20dig.pdf\]](https://www.aranagenzia.it/attachments/article/12000/CCNQ%203%20agosto%202021%20dig.pdf) (最終検索日：2023年2月20日)
- Corte costituzionale [\[https://www.cortecostituzionale.it/default.do\]](https://www.cortecostituzionale.it/default.do) (最終検索日：2023年2月20日)
- De Rosa C. (a cura di), *Elementi di contabilità di Stato e degli enti pubblici Complemento didattico per agevolare lo studio e il ripasso*, XXIII edizione, Edizioni giuridiche SIMONE, Napoli, 2021.
- Di Maria R., Napoli C., Pertici A., *Diritto delle autonomie locali*, II edizione, Giappichelli, Torino, 2022.
- Federico Del Giudice (a cura di), *Costituzione esplicita spiegata articolo per articolo*, XVII edizione, Edizioni giuridiche SIMONE, Napoli, 2018.
- Guida per gli Amministratori Locali, Aggiornata alla Legge Delrio n. 46/2014*, CITTALIA, ANCI Lazio, Roma, luglio 2014.
[\[https://www.cittalia.it/wp-content/uploads/2014/11/GUIDA_AMMINISTRATORI_LOCALI.pdf\]](https://www.cittalia.it/wp-content/uploads/2014/11/GUIDA_AMMINISTRATORI_LOCALI.pdf) (最終検索日：2023年2月21日)
- Istituto Nazionale della Statistica (ISTAT) [\[https://www.istat.it/\]](https://www.istat.it/) (最終検索日：2023年2月20日)
- La Banque Mondiale [\[https://www.banquemondiale.org/fr/home\]](https://www.banquemondiale.org/fr/home) (最終検索日：2023年2月20日)

- ・ Normattiva il portale della legge vigente [<https://www.normattiva.it/>]（最終検索日：2023年2月20日）
- ・ Pietro Emmanuale (a cura di), *Compendio di diritto pubblico, XVIII edizione*, Edizioni giuridiche SIMONE, Napoli, 2020.
- ・ Senato della Repubblica [<https://www.senato.it/home>]（最終検索日：2023年2月20日）
- ・ Staderini F., Caretti P., Milazzo P., *Diritto degli enti locali*, XVI edizione, CEDAM, Padova, 2022.
- ・ Luciano Vandelli, *Il sistema delle autonomie locali*, VIII edizione, il Mulino, Bologna, 2021

< 令和4年度（2022年度）改訂版執筆者 >

監修・執筆		芦田 淳（国立国会図書館主任調査員）
監修	所長	野村 知宏
	次長	山城 充
執筆	調査役	神林 真美香
	主任調査員	下村 テバスト 真理子
編集	所長補佐	岩瀬 穂